

舞鶴市地域防災計画 震災対策編

平成 8 年 2 月 2 0 日制定

平成 1 1 年 3 月 2 5 日修正

平成 1 7 年 3 月 2 5 日修正

平成 2 2 年 3 月 3 1 日修正

平成 2 9 年 3 月 1 7 日修正

平成 3 0 年 3 月 2 3 日修正

令和 2 年 3 月 3 1 日修正

令和 4 年 3 月 3 1 日修正

舞 鶴 市 防 災 会 議

目 次

第1編 総 則

第1章 計画の目的等

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の理念	1
第3節 計画の構成	1
第4節 計画の修正	2
第5節 計画の周知徹底	2
第6節 計画の運用	2

第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第3章 震災の想定

第1節 自然環境	9
第2節 地形、地質及び地盤	9
第3節 地震被害の想定	9
第4節 最大クラスの地震・津波を対象とした震度予測等、浸水想定及び被害予測	14

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり計画

第1節 道路・橋りょうの整備計画	22
第2節 鉄道施設防災計画	22
第3節 防災空間の整備計画	22
第4節 市街地の災害予防計画	22
第5節 建築物災害予防計画	22
第6節 社会福祉施設防災計画	22
第7節 ライフライン施設等災害予防計画	22
第8節 港湾海岸施設防災計画	22
第9節 文化財災害予防計画	22
第10節 農林水産災害予防計画	25

第2章 災害に強いひとづくり計画

第1節	防災知識普及計画	27
第2節	防災訓練計画	27
第3節	自主防災組織の育成計画	27
第4節	ボランティアの育成計画	27
第5節	企業等防災計画	27
第6節	要配慮者等防災計画	27
第7節	学校等の防災計画	27
第8節	地区防災計画	27

第3章 災害に強いシステムづくり計画

第1節	防災組織の整備計画	28
第2節	行政機能維持対策計画	28
第3節	気象予警報等の収集・伝達	28
第4節	災害情報通信施設整備計画	28
第5節	広域支援体制の整備計画	28
第6節	救急救助・集団救急体制の整備計画	28
第7節	避難体制の整備計画	28
第8節	給水体制の整備計画	28
第9節	物資確保計画	28
第10節	資機材等整備計画	28
第11節	交通対策及び輸送計画	28
第12節	観光客保護・帰宅困難者対策計画	28
第13節	廃棄物処理等に係る防災体制の整備	28

第4章 災害の抑制と被害の軽減計画

第1節	地震災害の抑制と被害の軽減計画	31
第2節	津波災害の抑制と被害の軽減計画	33
第3節	地震情報及び津波警報等の伝達計画	38
第4節	消防整備計画	49
第5節	大規模市街地火災予防計画	49
第6節	危険物等保安計画	49

第3編 災害応急対策計画

第1章 組織計画

第1節 組織及び配備	50
第2節 本部体制	51
第3節 配備体制	65
第4節 現地災害対策本部	67

第2章 情報収集・伝達計画

第1節 災害規模の早期把握のための活動	69
第2節 災害情報、被害状況等の収集伝達	69
第3節 災害通信計画	70
第4節 災害情報収集伝達計画	71
第5節 京都府及び防災関係機関に対する報告、伝達計画	73

第3章 広報・広聴活動計画

第1節 広報活動計画	75
第2節 広聴活動計画	76

第4章 避難に関する計画

第1節 応急避難計画	78
第2節 警戒区域の設定	81
第3節 避難の誘導及び移設等	82
第4節 避難所の開設・運営	82
第5節 広域避難	85
第6節 広域一時滞在	85
第7節 被災者への情報伝達活動	86
第8節 駅における避難計画	86
第9節 車中泊避難計画	88

第5章 救急・救助計画

第1節 救出救助活動計画	89
第2節 医療、助産及び救護計画	90
第3節 傷病者搬送体制	91

第6章 災害救助法の適用計画	
第1節 災害救助法の適用基準	92
第2節 災害救助法の適用手続き	92
第3節 災害救助法による救助の内容等	93
第4節 救助業務の実施者	94
第7章 応援要請・受援計画	
第1節 京都府に対する応援要請	95
第2節 防災関係機関に対する協力要請計画	96
第3節 自衛隊への災害派遣要請計画	97
第4節 他の市町村に対する応援要請計画	99
第5節 受援計画	99
第8章 水防活動計画	
第1節 応急対策	101
第2節 応援要請	101
第3節 管理者の措置	101
第9章 消防活動計画	
第1節 消防部隊の編成	102
第2節 情報収集	102
第3節 消防活動	102
第4節 消防団の活動	103
第5節 消防受援計画	103
第10章 危険物施設等対応計画	
第1節 危険物等の災害応急対策	104
第2節 石油等排出による海上災害応急対策	104
第3節 高圧ガス施設の応急措置	104
第4節 火薬類施設の応急措置	105
第5節 毒劇物取扱施設の応急措置	105
第11章 災害警備計画	106

第12章 道路・交通輸送計画	
第1節 道路・交通応急対策計画	107
第2節 緊急輸送計画	111
第13章 食料・飲料水、生活必需品等供給計画	
第1節 給水計画	117
第2節 食料の供給計画	119
第3節 生活必需品等の供給計画	120
第4節 地域内輸送拠点開設計画	121
第14章 保健・衛生計画及び遺体処理等活動計画	
第1節 防疫及び保健衛生計画	123
第2節 清掃計画	124
第3節 遺体の搜索・遺体の埋葬計画	126
第15章 公共公益施設の応急対策計画	
第1節 ライフライン施設応急対策計画	129
第2節 道路・橋りょう応急対策計画	133
第3節 河川・内排水施設応急対策計画	133
第4節 鉄道施設応急対策計画	134
第5節 建築物・住宅応急対策計画	134
第6節 公共施設応急対策計画	135
第16章 要配慮者等対策計画	
第1節 要配慮者対策計画	137
第2節 観光客保護、帰宅困難者対策計画	138
第3節 社会福祉施設応急対策計画	138
第17章 農林水産関係応急対策計画	
第1節 農業関係応急対策計画	140
第2節 水産業関係応急対策計画	140
第3節 林業関係応急対策計画	141
第18章 応急教育・応急保育計画	
第1節 計画の方針	142
第2節 情報の収集・伝達	142

第3節	施設・設備の緊急点検等	142
第4節	学校等における安全対策	143
第5節	応急教育	143
第6節	応急保育	145
第7節	学校等における保健衛生及び危険物等の保安	145
第19章 ボランティア支援計画		
第1節	舞鶴災害ボランティアセンターへの支援	146
第2節	避難所等におけるボランティアの受け入れ	146
第20章 義援金品受付配分計画		
第21章 環境保全に関する計画		
第22章 社会秩序の維持に関する計画		
第23章 文化財等の応急対策		

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 市民生活安定のための緊急措置		
第1節	被災者の生活再建等の支援	152
第2節	中小企業等への融資	158
第3節	相談窓口の設置	158
第4節	風評被害対策	159
第2章 災害復旧事業の推進		
第1節	公共土木施設災害復旧事業	160
第2節	農林水産施設災害復旧事業	160
第3節	都市災害復旧事業	160
第4節	上水道・下水道災害復旧事業	160
第5節	公共用地災害復旧事業	160
第6節	住宅災害復旧事業	160
第7節	社会福祉施設災害復旧事業	160

第8節	公立医療施設、病院等の災害復旧事業	161
第9節	学校教育施設災害復旧事業	161
第10節	社会教育施設災害復旧事業	161
第11節	文化財等の復旧計画	161
第12節	その他の災害復旧事業	161
第13節	災害復旧事業に係る舞鶴市の財政措置	161
第3章	激甚災害の指定	
第1節	激甚災害の指定	162
第2節	激甚法に定める事業	162
第4章	災害復興対策計画	164

第1編 総 則

第1章 計画の目的等

第1節 計画の目的

この計画は、大規模な地震・津波災害に対処するため、災害対策基本法第42条の規定に基づき、舞鶴市防災会議が作成する計画であって、舞鶴市の市域における地震・津波災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、舞鶴市、京都府、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めて、これにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市域及び市民の生命、身体、財産を地震・津波災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の理念

この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに推進する。

- 1 災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立って災害に強い都市・地域づくりに努める。
- 2 災害に対しては、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、防災施設・設備（ハード）と情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合防災体制の整備を図り、さまざまな対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう努める。
- 3 災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、市民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。
- 4 防災対策は、災害に対する日常の「備え」が重要であり、各種施設・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、日頃から危機管理体制の整備に努める。
- 5 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、市民自身及び自主防災組織等市民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。
- 6 2011年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、広域災害、複合災害に対応した対策の推進に努める。
- 7 舞鶴市、京都府だけでは対応することが困難な災害については、京都府を通じて、関西広域連合の「関西防災・減災プラン」に基づき対応する。
- 8 南海トラフ巨大地震等の超広域災害が発生した場合、災害応急対策は優先順位を付けるとともに、被害が比較的小さい場合は、自力で災害対応を行いつつ、被害の甚大な地域への支援を行うよう努める。

第3節 計画の構成

舞鶴市地域防災計画は、一般災害対策編を基本として次のとおり構成する。

1 舞鶴市地域防災計画の構成

- (1) 一般災害対策編
風水害、土砂災害等
- (2) 震災対策編
地震災害、津波災害
- (3) 原子力災害対策編
関西電力株式会社高浜発電所及び大飯発電所における事故及び核燃料物質の輸送中における事故による災害
- (4) 事故対策計画編
海難事故、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、林野火災、広域停電事故及び石油類流出事故による災害

2 震災対策編の構成

- (1) 総 則
- (2) 災害予防計画
- (3) 災害応急対策計画
- (4) 災害復旧・復興計画

第4節 計画の修正

この計画は、必要に応じ内容の検証を行い、必要があると認められるときは修正を行う。

第5節 計画の周知徹底

この計画は、関係機関に周知徹底するものとする。また、特に必要と認めるものについては、市民にも周知徹底するものとする。

第6節 計画の運用

舞鶴市及び防災関係機関においては、必要に応じ細部の活動計画を作成し、この計画の円滑な運用を図るものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、これに基づくものとする。

第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関し、舞鶴市、京都府、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
舞鶴市	<ol style="list-style-type: none"> 1 舞鶴市防災会議及び舞鶴市災害対策本部に関する事務 2 地震・津波対策計画の作成 3 地震・津波防災に関する組織の整備 4 地震・津波防災のための施設の整備 5 交通、情報通信等の都市機能の集積に対する防災対策 6 地震・津波情報の収集と伝達 7 災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供 8 防災思想の普及及び防災訓練の実施 9 自主防災組織の育成指導及びボランティアによる防災活動の環境の整備 その他市民の自発的な防災活動の促進 10 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 11 高齢者等避難、避難指示並びに避難指導 12 災害の防除と拡大の防止 13 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、 児童、疾病者、外国人等特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」とい う。）に対する防災上必要な措置 14 避難所における良好な生活環境の確保 15 災害応急対策及び復旧資材等の確保 16 消防、水防、その他の応急措置 17 被災企業等に対する融資等の対策 18 市管理施設の応急対策 19 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保 20 災害時における文教対策 21 災害対策要員の動員 22 災害時における交通、輸送の確保 23 被災施設の復旧 24 管内団体が実施する災害応急対策等の調整 25 被災者の援護を図るための措置 26 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方 公共団体の相互応援に関する協定の締結

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
京 都 府	<ol style="list-style-type: none"> 1 京都府防災会議及び京都府災害対策本部に関する事項 2 地震防災に関する施設、組織の整備 3 災害に関する予警報の連絡 4 災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供 5 防災思想の普及及び防災訓練の実施 6 自主防災組織の育成指導及びボランティアによる防災活動の環境の整備 その他府民の自発的な防災活動の促進 7 避難指示等の対象地域、判断時期等に係る助言 8 災害の防除と拡大の防止 9 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置 10 災害応急対策及び復旧資材等の確保 11 被災企業等に対する融資等の対策 12 被災府営施設の応急対策 13 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保 14 災害時における文教対策 15 災害時における公安の維持 16 災害対策要員の動員 17 災害時における交通、輸送の確保 18 被災施設の復旧 19 舞鶴市、その他の防災機関等との連絡調整、指示、あつ旋等 20 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
京 都 府 各 機 関	中丹広域振興局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震防災に関する組織（京都府中丹広域災害警戒・対策支部）の整備 2 地震情報の収集と伝達 3 災害による被害の調査報告とその他関連情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供 4 関係機関に対する要請 5 舞鶴市、その他の防災機関等との連絡調整、指示、あつ旋等 6 被災企業等に対する融資等の対策
	中丹東土木事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震情報の収集と伝達 2 河川、道路、橋りょう等の被害状況調査及び報告 3 水防、その他の応急措置 4 災害の防除と拡大の防止 5 災害応急対策、復旧資材等の確保 6 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 7 被災施設の復旧
	中丹東保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1 給水支援の要請、医薬品等の供給 2 医療機関の被害状況調査及び応急対策 3 医療救護及び防疫対策 4 社会福祉施設の被害状況調査及び応急対策 5 救援物資及び応急復旧資材の確保及び輸送 6 救助、防疫等被害者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な対策
	港湾局	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾施設等の被害状況調査及び報告 2 港湾施設等の応急対策及び資材等の確保 3 港湾施設等の被災施設の復旧
	水産事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 漁港施設等の被害状況調査及び報告 2 漁港施設等の応急対策及び資材等の確保 3 漁港施設等の被災施設の復旧
	舞鶴警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の救出救助、避難誘導 2 被災地及びその周辺における交通規制 3 被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙
指 定 地 方 行 政 機 関	第八管区海上保安本部 (舞鶴海上保安部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 海難救助、海上警備、海上の安全確保 2 航路標識等の保全 3 災害時における船舶・航空機による傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
	大阪管区气象台 (京都地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
	近畿地方整備局 (福知山河川国道事務所) (舞鶴港湾事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国土交通省管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 3 国土交通省管理公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4 由良川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること 5 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること 6 国土交通省管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること 7 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害対策の技術指導 8 国土交通省管理の公共土木施設の復旧に関すること 9 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 10 災害時の海上の流出油に対する防除措置 11 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること
指定 地方 行政 機関	近畿運輸局 (京都運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する交通施設及び設備の整備についての指導 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 災害時における旅客輸送確保にかかわる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 4 災害時における貨物輸送確保にかかわる貨物運送事業者に対する協力要請 5 特に必要があると認める場合の輸送命令 6 災害時における交通機関利用者への情報の提供
	近畿農政局 (消費・安全部地域第二課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農産物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病害虫の防除指導 4 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっ旋指導 5 管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧 6 土地改良機械の緊急貸付け 7 食料品、飼料、種もみ等の安全供給対策 8 災害時における主要食糧の応急供給についての連絡調整
	近畿財務局 (京都財務事務所舞鶴出張所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木等被災施設の査定 の立会 2 地方公共団体に対する災害融資 3 国有財産の無償貸付等 4 災害時における金融機関の緊急措置の指示
	京都労働局 (舞鶴労働基準監督署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業災害予防対策 2 業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法に基づく迅速な給付の実施 3 災害応急対策に必要な労働力の確保
自 衛 隊	陸上自衛隊第七普通科連隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の予防及び災害応急対策の支援
	海上自衛隊舞鶴地方総監部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の予防及び災害応急対策の支援
指定 公共 機関	西日本電信電話株式会社 (京都支店) KDD I 株式会社 (関西総支社) 株式会社NTTドコモ関西支社、 ソフトバンク株式会社、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケ ーションズ株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。 3 災害時重要通信を疎通させるための通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、市民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携
	日本赤十字社 (京都府支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護 2 災害時における被災者の救護保護 3 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整 4 義援金の募集及び義援品の募集・配分

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
	西日本旅客鉄道株式会社 (福知山支社)	1 鉄道施設等の保全 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送 3 JR通信施設の確保と通信連絡の協力
	日本放送協会 (京都放送局)	1 市民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金品の募集配分
	関西電力株式会社	1 ダム施設等の整備と防災管理 2 災害時における電力供給 3 被災施設の応急対策及び復旧
	関西電力送配電株式会社	1 電力供給施設の整備と防災管理 2 災害時における電力供給 3 被災施設の応急対策及び復旧
指定公共機関	西日本高速道路株式会社関西支社 (福知山高速道路事務所)	1 高速道路の保全 2 高速道路の応急対策及び災害復旧
	日本通運株式会社(舞鶴支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	1 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力
	日本郵便株式会社 (東舞鶴郵便局・西舞鶴郵便局)	1 災害時における郵便物の送達の確保 2 被災地あて救助用郵便物の料金免除 3 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 4 被災者が差し出す郵便物の料金免除 5 郵便局の窓口業務の維持
指定地方公共機関	株式会社京都放送	1 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金品の募集配分
	一般社団法人京都府医師会	1 災害時における医療救護の実施
	北近畿タンゴ鉄道株式会社 WILLER TRAINS 株式会社(京都丹後鉄道)	1 鉄道施設等の保全 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送 3 通信施設の確保と通信連絡の協力
	株式会社エフエム京都	1 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金品等の募集配分
	一般社団法人京都府バス協会	1 協会所属各社との連絡調整
	一般社団法人京都府トラック協会	1 協会所属各社との連絡調整
	一般社団法人京都府LPGガス協会	1 液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保 2 災害時における液化石油ガスの供給確保 3 協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整
	京都府道路公社	1 京都縦貫自動車道の保全 2 京都縦貫自動車道の応急対策及び災害復旧
	公益社団法人京都府看護協会	1 災害時における医療救護の実施 2 避難所における避難者の健康対策
	一般社団法人京都府薬剤師会	1 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供 2 調剤業務及び医薬品の管理
	一般社団法人京都府歯科医師会	1 避難所における避難者の健康対策 2 遺体の検視、死体調査、身元確認及び処理に関する協力

	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理 2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧 3 たん水の防排除施設の整備と運用
	ガス会社	1 ガス施設等の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給 3 被害施設の応急対策及び復旧
	自動車運送機関	1 安全輸送の確保 2 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力
	報道機関	1 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金品等の募集配分
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	農業協同組合・漁業協同組合・森林組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 2 被災組合員に対する融資又はあつ旋 3 生産資材等の確保又はあつ旋
	一般社団法人舞鶴医師会	1 災害時における医療救護の実施
	病院等経営者	1 避難施設の整備と避難の訓練 2 災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産、救護
	金融機関	1 被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置
	学校法人	1 避難施設の整備と避難の訓練 2 災害時における応急教育対策 3 被災施設の復旧
	液化石油ガス取扱機関	1 液化石油ガスの防災管理 2 災害時における液化石油ガスの供給

第3章 震災の想定

第1節 自然環境

舞鶴市は、京都府の北東部に位置し、東部は福井県、南部は綾部市、西部は福知山市及び宮津市に接し、この三方には青葉山、三国岳、弥仙山、由良ヶ岳等の山岳がちなっている。これらの山々に源を発する志楽川、祖母谷川及び与保呂川が東地域を、榎川が中地域を、高野川及び伊佐津川が西地域を、また由良川が加佐地域を貫流している。北部は日本海に面し、風光明媚なりアス式海岸になっており、その深く湾入したところが舞鶴湾となっている。

第2節 地形、地質及び地盤

舞鶴市には、三国岳に源を発する一級河川の由良川が流れており、その中流域から下流域にかけての左右両岸には、段丘がみられ、下流域には、沖積平野が分布している。

地質は大別して、舞鶴地帯に属し、古生層である舞鶴層群が分布する。この地層は、主として、頁岩、粘板岩、礫岩、砂岩から成るものであり、段丘層の組成も、砂、礫、粘土等である。

地盤については、地盤震動の性状がかなり複雑であるため、地震に伴う山崩れ、がけ崩れのおそれがある。

また、由良川下流域、舞鶴湾に注ぐ河川下流域は、地盤が脆弱と測定されている。

第3節 地震被害の想定

京都府地域防災計画における地震被害想定は、2007年11月及び2008年9月に公表された京都府地震被害想定調査の結果及び2014年に公表された内閣府のデータを基にした南海トラフ地震の京都府被害想定に基づいたものとなっている。

従って、当該計画に掲げる被害想定は、上記京都府地域防災計画に定められている被害想定を活用し、地震に伴う舞鶴市の被害を予測するものとする。

1 地震の発生場所及び地震の規模の想定

京都府に影響を及ぼす地震には、

- (1) 海溝部で発生する巨大地震
- (2) 内陸直下型地震

が考えられる。

京都府に影響を及ぼす可能性のある海溝部で発生する巨大地震に関しては、南海トラフ地震が考えられているが、内陸直下型地震に比べればその被害は小さなものととどまるものと考えられ、舞鶴市では震度5強の揺れ、負傷者数40人、全壊160棟と予測されている。

一方、内陸型直下型地震に関しては、京都府域内外にマグニチュード7以上の地震規模を有することが予測される活断層が複数存在している。

また、学識者によれば、マグニチュード6クラス以下の地震は京都府内ではどの地域においても、その発生を想定

しておく必要があるとの指摘がなされている。

従って、本計画においては、京都府内に大きな影響を及ぼすマグニチュード6クラス以上の大規模な内陸直下型地震について想定することとし、それらの中でも特に舞鶴市域に被害をもたらすと思われる次の6つの地震を想定することとした。

- (1) 上林川断層地震
- (2) 郷村断層帯地震
- (3) 山田断層帯地震
- (4) 養父断層地震
- (5) 三峠断層地震
- (6) 若狭湾内断層地震

これら地震の規模については、上記地震発生想定地域の過去の最大規模地震あるいは地震が発生した際に生ずる断層の長さの想定等により、いずれも最大の場合を予想することとした結果、次のとおり地震の規模を想定した。

	想定地震	マグニチュード	断層の長さ
1	上林川断層地震	7.2	26km
2	郷村断層帯地震	7.4	34km
3	山田断層帯地震	7.4	33km
4	養父断層地震	7.4	35km
5	三峠断層地震	7.2	26km
6	若狭湾内断層地震	6.9	18km

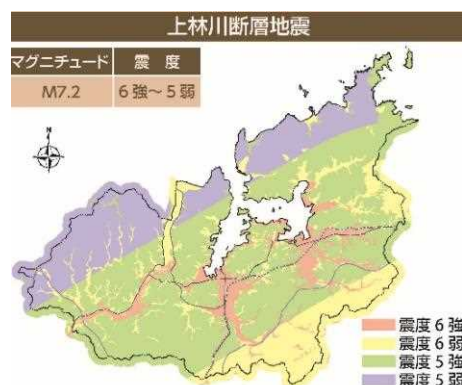
2 震度予測

震度予測の各図は、京都府地震被害想定調査を踏まえ、舞鶴市が2013年3月に「地震防災マップ作成技術資料（内閣府：2005年3月）」に基づき、1辺約50mのメッシュ単位で「舞鶴市地震ハザードマップ（揺れやすさマップ）」として作成し、公表したものである。

(1) 上林川断層地震

上林川断層地震では、綾部市の震源断層周辺では震度7が予想されるほか、綾部市を中心に京都府北部の広い範囲で震度6弱以上の揺れが予想され、舞鶴市にとって最も注意を要する地震と考えられる。

舞鶴市の震度については、市域の大部分の地域で震度5弱から震度5強、東西市街地の一部の地域や由良川の流域の中・下流部では震度6弱が予想される。また、東西市街地の大部分と由良川流域の上流部で震度6強が予想される箇所もある。



(2) 郷村断層帯地震

郷村断層帯地震では、震源に近い京丹後市を中心に震度6強から震度7が予想されるほか、京都府北部の一部で震度6弱以上が予想される。

舞鶴市の震度については、市域の大部分の地域で震度5弱から震度5強、東西市街地の大部分の地域では震度6弱が予想される。



(3) 山田断層帯地震

山田断層帯地震では、震源に近い京丹後市を中心に震度6強から震度7が予想されるほか、京都府北部の広い範囲で震度5弱以上が予想される。

舞鶴市の震度については、市域の大部分の地域で震度5弱から震度5強、東西市街地の大部分の地域で震度6弱が予想される。また、東西市街地の一部や由良川流域では震度6強が予想される。



(4) 養父断層帯地震

養父断層帯地震では、震源に近い福知山市を中心に震度6強から震度7が予想されるほか、京都府北部を中心に広い範囲で震度5弱以上の地震が予想される。

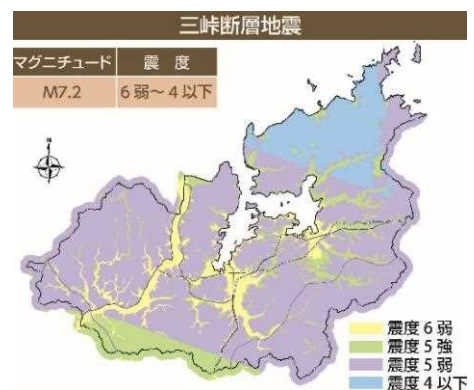
舞鶴市の震度については、市域の大部分の地域で震度5弱から震度5強、由良川流域では震度6弱が予想される。



(5) 三峠断層帯地震

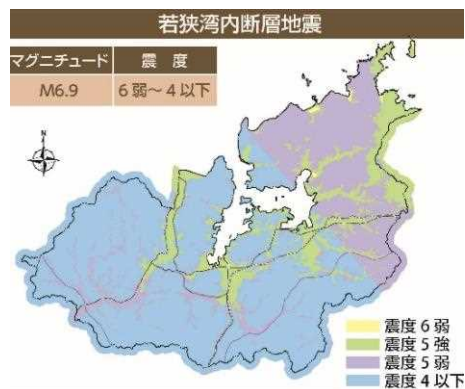
三峠断層帯地震では、震源断層が走っている丹波高原周辺の地域を中心に震度7が予想されるほか、京都府北部の内陸部を中心に広い範囲で震度6弱以上が予想される。

舞鶴市の震度については、市域の大部分の地域で震度4から震度5強で、東西市街地の大部分の地域と由良川流域では震度6弱が予想される。



(6) 若狭湾内断層地震

若狭湾内断層地震では、舞鶴市の大浦地区の沿岸部で震度6弱が予想され、舞鶴市域の大部分の地域で震度4から震度5弱、東西市街地や大浦地区の大部分の地域や由良川流域の下流部では震度5強が予想される。



3 液状化予測

地盤の液状化は、地下水位が高く、軟弱な砂質地盤等で、地震動により間隙水圧が上昇して砂粒子が一時的に液状になり支持力が失われる現象である。

想定地震の発生により液状化の発生の危険性がかかなり高いと予測される地域のうち、市域に該当する箇所としては、上林川断層地震が発生した場合の舞鶴湾に注ぐ河川下流域と予測される。

また、郷村、山田、養父、三峠断層地震や南海トラフ地震が発生した場合にも、市域の一部において、液状化の発生の可能性が予測されている。

4 被害予測

想定地震の発生によって予測される被害は、次のとおりである。

(1) 建物被害、火災及び人的被害

(京都府地震被害想定調査結果 (2008年)

内閣府南海トラフ京都府地震被害調査結果 (2014年) による)

想定地震		建物被害			人的被害		
		全壊 (棟)	半壊・一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	短期避難者数 (人)
上林川断層	舞鶴市	4,920	9,850	530	180	1,850	24,000
	京都府全域	39,500	47,600	7,700	1,200	8,300	101,500
郷村断層帯	舞鶴市	4,810	9,660	280	150	1,790	23,530
	京都府全域	76,600	60,600	16,300	2,200	12,700	149,400
山田断層帯	舞鶴市	2,740	7,460	50	60	1,080	16,940
	京都府全域	55,000	49,300	13,200	1,700	9,000	108,100
養父断層	舞鶴市	2,310	6,820	-	50	990	14,630
	京都府全域	29,000	58,800	4,900	700	7,200	105,100
三峠断層	舞鶴市	1,700	5,520	-	30	750	11,860
	京都府全域	38,300	44,700	7,600	1,200	7,900	95,700
若狭湾内断層	舞鶴市	230	1,260	-	-	60	2,610
	京都府全域	600	2,600	0	0	60	5,400
南海トラフ地震	舞鶴市	160	-	-	-	40	-
	京都府全域	15,740	-	54,470	860	14,650	-

(注) 出火建物件数については、地震発生の季節、時間帯等の条件を設定し被害量が最大と想定される、「秋の夕刻」

を示した。

人的被害については、原因を建物倒壊によるものとし、発生時期は被害量が最大となる「冬早朝」を想定した。

(2) ライフライン及び交通基盤の被害

京都府域で重大な被害が発生する大地震が発生した際に想定されるライフライン及び交通基盤の被害

ア 上水道

水道事業者による供給管及び接続部の耐震性の強化が図られてきており、地震による被害が発生しても軽減されるよう対応されてきていると考えられるが、被災の大きい地域を中心に、1995年阪神・淡路大震災の際の阪神地域と同様の復旧所要日数2～3箇月が予想される。

イ 下水道

下水道施設が被災した場合、マンホールの隆起や道路陥没等交通障害の発生や汚水の滞留や未処理下水の流出による公衆衛生被害、また、トイレの使用ができなくなり、住民の健康や社会活動に重大な影響が予想される。

ウ 電力

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社では、送電系統の多重化、切替システムの容易化等を進めてきており、復旧時間の短縮化が図られてきているが、被災の大きい地域を中心に、電力の応急送電に1週間程度を要することが予想される。

エ 電話

電柱やケーブル等の所外設備が被害を受ける可能性があり、被災の大きい地域を中心に、1～2週間程度の通話不能が予想される。また、着信通話が集中することが予想されるが、そうした場合、1週間程度の通話規制が予想される。

オ 道路

道路については、震度6弱以上の強い揺れが生じる地域や地盤の強度が低い地域等では、1995年阪神・淡路大震災と同様に、橋りょう等の損壊、路面の波状変形、舗装のひび割れ等が発生する可能性があり、被害規模が大きいと、復旧に相当の日時を要することが予想される。

また、道路構造物そのものの被害のほか、沿線の建物倒壊に伴うがれき等によって通行障害の発生や避難集中による通行困難が予想される。

特に、人家が密集しているようなところでは、通行不能となる可能性が高いと予想される。

なお、緊急車両の通行確保や落石、土砂崩落の危険性から道路通行が規制される場合がある。

カ 鉄道

鉄道構造物の耐震補強が進められているが、発災時の混乱やその他の損傷により鉄道施設が一時的に使用不能となる事態が生ずるおそれがある。

また、施設に被害が発生しない場合でも、震度5弱等一定の地震動以上になれば、運行が中止されることになっており、発災時刻によっては鉄道ターミナルに乗客があふれるといったことが予想される。

第4節 最大クラスの地震・津波を対象とした震度予測等、浸水想定及び被害予測

1 最大クラスの地震・津波を対象とした地震予測等、浸水想定及び被害予測

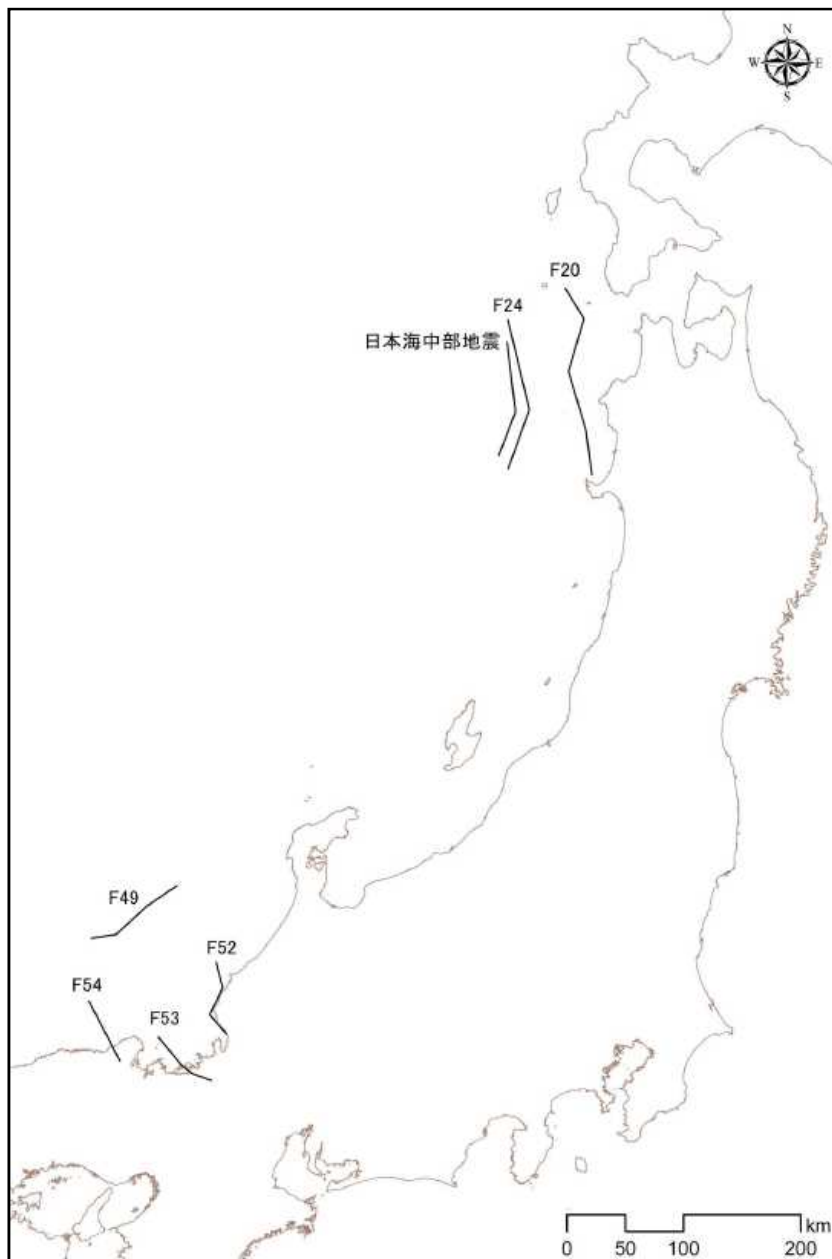
2011年に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえて制定された津波防災地域づくりに関する法律に基づき、2014年9月に「日本海における大規模地震に関する調査検討会」（事務局：国土交通省）から、日本海における最大クラスの津波断層モデルが提示された。京都府が、これらの断層及び過去に発生した津波の断層から、専門家の科学的な知見等を踏まえ、京都府に影響が大きい断層として日本海中部地震（1983年）、F20、F24、F49、F52、F53及びF54を選定し、「発生頻度は極めて低いものの、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」を対象に震度の予測等、津波浸水想定及び被害予測を行ったものである。

なお、F53（若狭湾内断層）、F54（郷村断層）は、第3節の震源断層に含まれているが、被害想定の根拠となる断層モデルのほか、人口や想定手法等も異なる。

(1) 京都府津波浸水想定における断層

断層及び断層位置図については、以下に示すとおりである。

断層モデル	断層長さ(km)	地震の規模(Mw)	断層モデル	断層長さ(km)	地震の規模(Mw)
日本海中部地震	40	7.7	F52	22.5	7.3
	60			25.4	
F20	30.8	7.8		F53(若狭湾内断層)	
	47.2		17.2		
	52.4		11.4		
	39.2		31.3		
F24	53.7	7.9	F54(郷村断層)	57.6	7.2
	77.9				
F49	21.1	7.4			
	36.3				
	29.9				

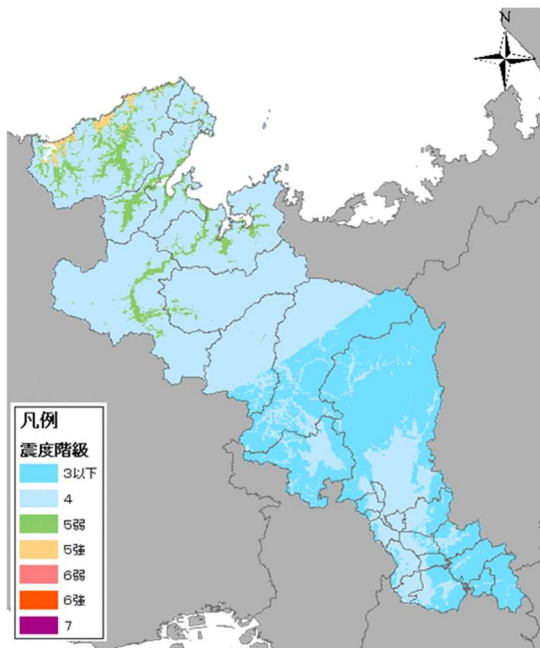


(2) 震度予測

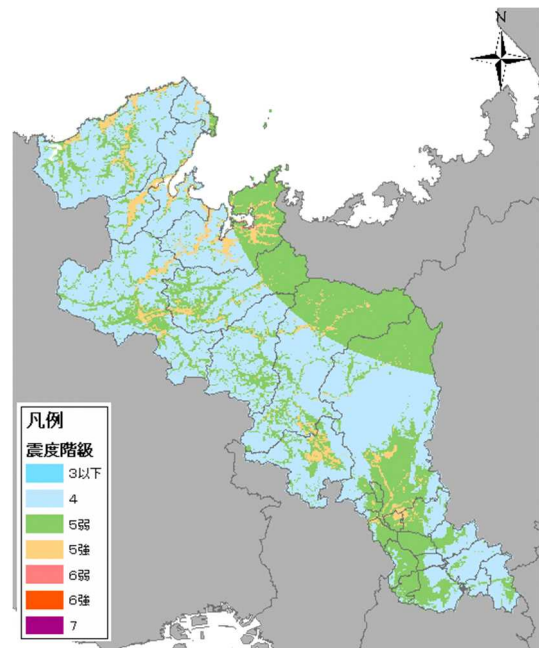
震度予測の結果は、以下に示すとおりである。舞鶴市域においては、震度4以上が想定される想定震源は、F49、F52、F53(若狭湾内断層)、F54(郷村断層)である。

日本海における最大クラスの地震・津波による被害想定 京都府：2017より

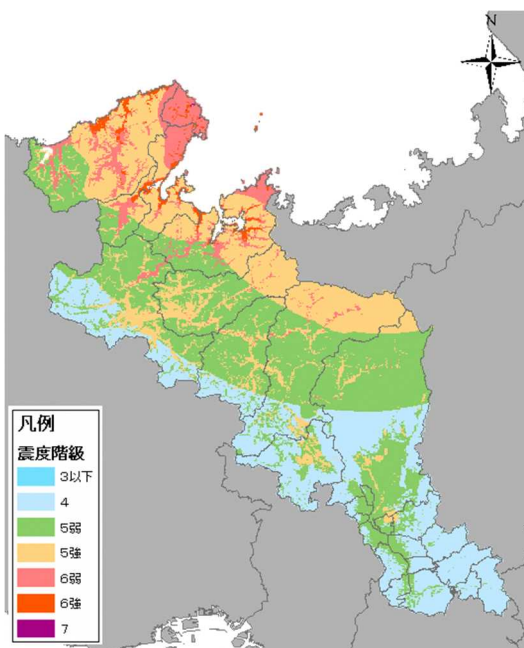
想定震源の断層モデル No.	舞鶴市の震度	想定震源の断層モデル No.	舞鶴市の震度
日本海中部地震(1983年)	2以下	F52	4～6弱
F20	2～3	F53(若狭湾内断層)	5弱～7
F24	2～3	F54(郷村断層)	5弱～6強
F49	4～5弱		



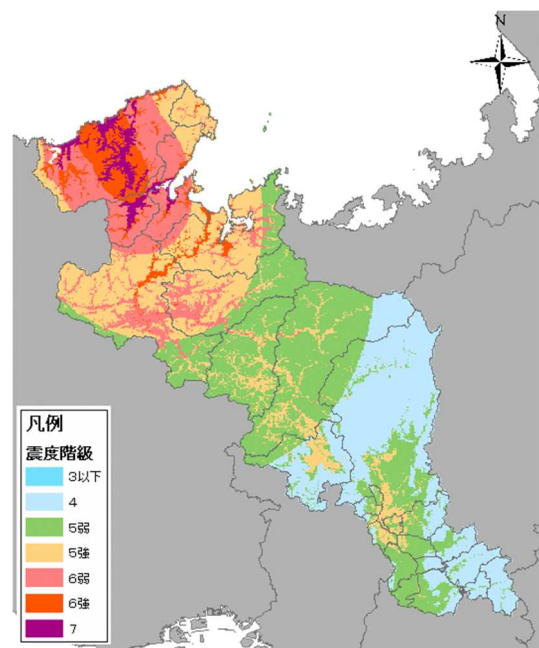
想定震源断層モデルNo. F49 での震度予測結果



想定震源断層モデルNo. F52 での震度予測結果



想定震源断層モデルNo. F53 での震度予測結果



想定震源断層モデルNo. F54 での震度予測結果

(3) 津波浸水想定

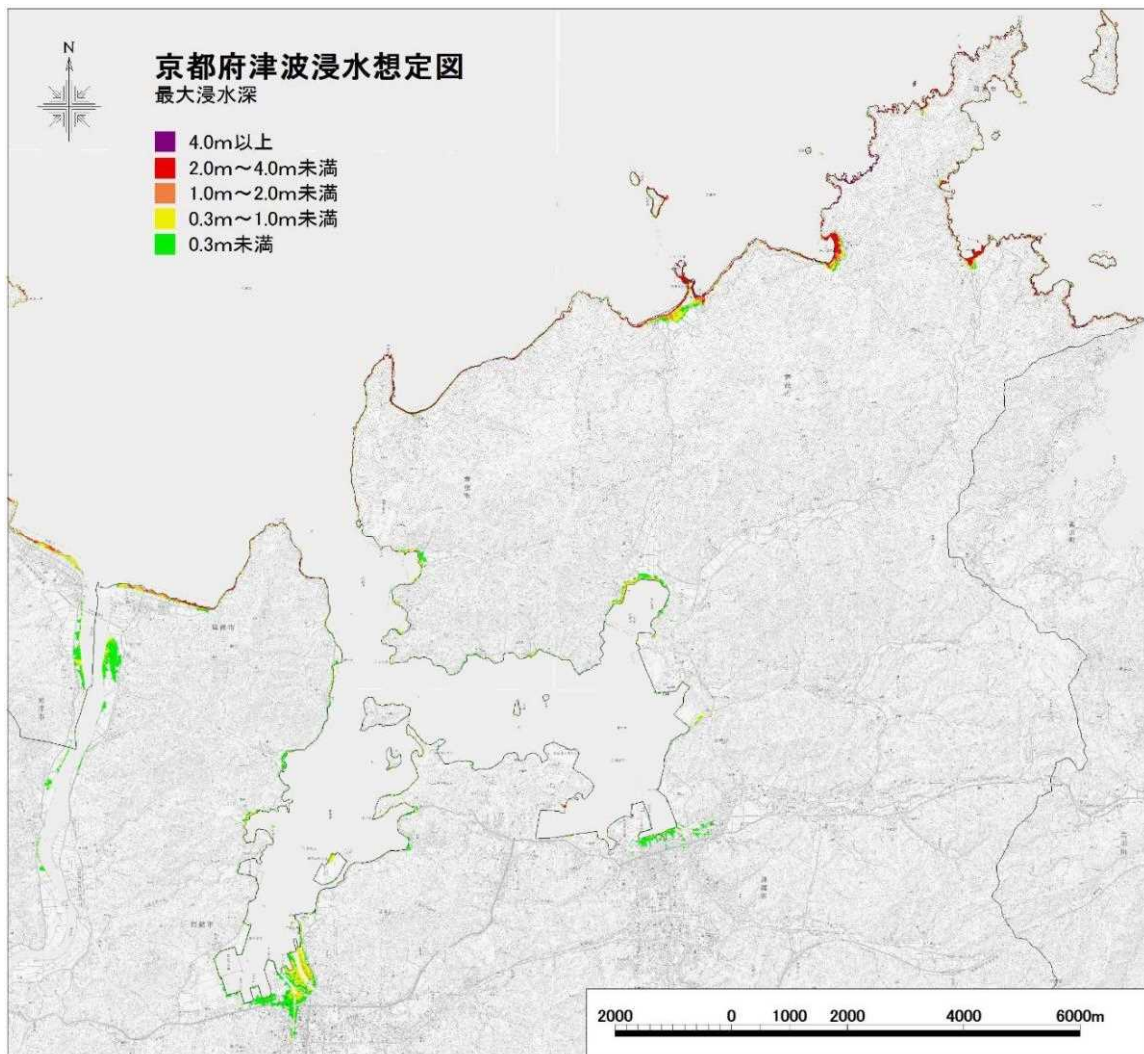
「沿岸の最高津波水位」

地点	最高津波位 (T.P.)	陸域の標高	最高津波到達時間	断層
田井地区 (崖地)	8.8m	約11m	45分	F49

※最高津波水位となる地点では、陸域の標高が津波水位を上回っている。

「主な地点における最高津波水位」

地点	津波が最も高くなるケース		津波が最も早く到達するケース	
	最高津波到達時間	最高津波水位 (TP)	最高津波到達時間	最高津波水位 (TP)
田井	10分	3.8m	10分	3.8m
成生	48分	3.1m	10分	2.8m
野原	45分	3.6m	13分	2.7m
小橋	45分	6.0m	13分	3.4m
三浜	45分	3.3m	14分	2.2m
瀬崎	48分	6.0m	18分	3.0m
平	54分	1.4m	54分	1.4m
浜 (東港)	52分	1.3m	52分	1.3m
松陰 (西港)	126分	1.4m	126分	1.4m
神崎	22分	2.4m	22分	2.4m



「京都府津波浸水想定図 (最大浸水深) (舞鶴市域)」

(4) 被害予測

「発生頻度は極めて低いものの、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」の発生により、予測される被害は、次のとおりである。

被害想定結果（京都府全体）

想定項目	最大震度	人的被害（人）					建物被害（棟）			
		死者数	負傷者数		要救助者数	避難者数		全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数
			重傷者数			短期	長期			
日本海中部地震	1	地震	0	50	20	—	—	0	160	—
		津波	—	—	—	—	170	—	—	—
		津波	0	50	20	—	—	0	160	—
F20	3	地震	0	150	60	—	—	0	360	—
		津波	—	—	—	—	380	0	—	—
		津波	0	150	60	—	—	0	360	—
F24	3	地震	30	170	60	—	—	10	510	—
		津波	—	—	—	—	490	0	—	—
		津波	30	170	60	—	—	10	510	—
F49	5強	地震	200	190	60	0	—	220	960	—
		津波	—	10	—	—	1,120	160	20	80
		津波	200	180	60	0	—	200	880	—
F52	6弱	地震	60	430	80	0	—	430	2,750	0
		津波	0	240	10	0	3,820	350	410	1,890
		津波	60	190	70	—	—	20	860	—
F53 (若狭湾内断層)	7	地震	1,180	8,270	1,440	1,520	—	15,390	31,490	10,570
		津波	880	7,940	1,320	1,520	58,820	17,160	15,320	30,610
		津波	300	330	120	0	—	70	880	—
F54 (郷村断層)	7	地震	5,410	18,020	6,490	6,910	—	65,410	36,270	18,530
		津波	5,400	17,970	6,480	6,910	115,320	49,610	65,400	36,120
		津波	10	50	10	—	—	10	150	—

（日本海における最大クラスの地震・津波による被害想定 京都府：2017より）

被害想定結果（舞鶴市）

断層名	最大予測震度	人的被害					建物被害			
		死者数 (人)	負傷者数 (人)		要救助者数 (人)	短期避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)	
			重傷者数 (人)							
日本海中部地震	1	地震	0	20	10	—	—	80	—	
		津波	—	—	—	—	130	—	—	
		津波	0	20	10	—	—	0	80	—
F20	3	地震	0	80	30	—	—	170	—	
		津波	—	—	—	—	280	—	—	
		津波	0	80	30	—	—	0	170	—
F24	3	地震	10	50	20	—	—	0	170	
		津波	—	—	—	—	280	—	—	
		津波	10	50	20	—	—	0	170	—
F49	5弱	地震	100	20	10	0	—	100	240	
		津波	—	—	—	—	570	—	—	
		津波	100	20	10	0	—	100	240	—
F52	6弱	地震	10	160	20	0	—	200	1,140	0
		津波	0	120	—	0	2,160	—	1,000	0
		津波	10	40	20	—	—	0	140	—
F53(若狭湾内断層)	7	地震	380	2,090	360	590	—	3,700	8,080	3,050
		津波	200	1,930	300	590	24,120	—	3,680	7,810
		津波	180	160	60	0	—	20	270	3,050
F54(郷村断層)	6強	地震	220	1,900	330	630	—	3,840	7,370	3,170
		津波	220	1,890	330	630	23,380	—	3,840	7,360
		津波	0	10	0	—	—	—	—	10

（日本海における最大クラスの地震・津波による被害想定 京都府：2017より）

2 津波災害警戒区域の指定

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53号第1項の規定により、津波災害からの避難体制の整備を目的として、京都府において、津波が建物等に衝突した際のせり上がりを考慮した地盤面からの高さ（水深）である基準水位を基に「津波災害警戒区域」が指定された（平成29年3月31日）。

地区	指定区域が含まれる地域（字）
大浦地区	田井、成生、野原、中田、平、佐波賀、千歳、大丹生、瀬崎、三浜、小橋
東地区	北吸、浜、溝尻、市場、愛宕浜町、愛宕下町、泉源寺、大波下
中地区	余部下、長浜、和田
西地区	西吉原、東吉原、魚屋、北田辺、本、竹屋、寺内、松陰、西、堀上、京口、引土、円満寺、下福井、喜多、大君、吉田、青井、白杉、上安久、下安久
加佐地区	和江、丸田、八田、上東、蒲江、油江、東神崎、西神崎

※区域の範囲については、津波浸水想定図で示された区域が指定

舞鶴市における地震の記録

観測点名称	舞鶴市下福井（日本海海洋気象センター）							計
	1	2	3	4	5	6	7	
旧震度階級								
1955年	3回	1回	回	回	回	回	回	4回
1956	1	2						3
1957	1	2						3
1958	2							2
1959	1							1
1960		2						2
1961	2	3		1				6
1962	2	2						4
1963	3	4		1				8
1964	4							4
1965	1							1
1966	3	3						6
1967	4							4
1968	20	18	3	1				42
1969	2	2						4
1970		1						1
1971		2						2
1972	3		1					4
1973	1	3						4
1974	4							4
1975	3							3
1976	1	2						3
1977	2							2
1978	6	1						7
1979	2	3						5
1980	1	1						2
1981								0
1982	3							3
1983	3	2						5
1984	11	4	1	1				17
1985	3	4	1					8
1986	4		1					5
1987	5	1						6
1988	2							2
1989	3	2						5
1990	5	2						7
1991	5							5
1992	4							4
1993	3							3
1994	4	2						6
1995	16	2	1	1				20

震度階級	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	計
1996年	2									2
1997	4	2								6
1998	2	1								3
1999	4	2								6
2000	3	3	1							7
2001	7	2								9
2002	3									3
2003	4									4
2004	5	2	1							8
2005	2									2
2006	3									3
2007	4	1	1							6
2008	2									2
2009		2								2
2010		1								1
2011	7									7
2012	1									1
2013			1							1
2014	2	2								4
2015	1									1
2016	3	1								4
2017	2									2
2018	2		1							3
2019	1									1
2020	1									1
2021	3									3

第2編 災害予防計画

この計画は、地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害の拡大を未然に防止するために必要な事項について定める。

第1章 災害に強いまちづくり計画

一般災害対策編第2編第1章「災害に強いまちづくり計画」に定める以下の各節を準用する。

- 第1節 道路・橋りょうの整備計画
- 第2節 鉄道施設防災計画
- 第3節 防災空間の整備計画
- 第4節 市街地の災害予防計画
- 第5節 建築物災害予防計画
- 第6節 社会福祉施設防災計画
- 第7節 ライフライン施設等災害予防計画
- 第8節 港湾海岸施設防災計画
- 第9節 文化財災害予防計画
- 第10節 農林水産災害予防計画

ただし、「第1節 道路・橋りょうの整備計画」、「第5節 建築物災害予防計画」については、次の内容を追加する。
また、「第2節 鉄道施設防災計画」、「第7節 ライフライン施設等災害予防計画」、「第10節 農林水産災害予防計画」については、次の内容に置き換え及び追加する。

第1節 道路・橋りょうの整備計画

1 主要道路・橋りょうの整備

- (9) 地震による橋梁の落下や重大な段差の発生を防止し交通機能を確保するとともに、交通遮断等、他施設への影響をなくすため、橋梁の耐震化対策を推進する。

第2節 鉄道施設防災計画

1 計画の内容（追加）

- (14) 駅や機器室にある電気関係機器の倒壊防止のための補強
- (15) 車庫内で仮置中の車体の転落防止

2 西日本旅客鉄道株式会社の計画（置き換え）

(1) 在来線における地震時運転規制

現行、体感もしくは早期地震検知警報システムにより運転規制を行なっているが、気象庁発表震度を有効活用することにより運転取扱いを一部見直すとともに輸送指令による指示に一本化する。

(2) 落石検知装置の整備等

平成18年11月に発生した津山線落石脱線事故を受けて、落石に対する健全度判定の考え方および落石対策の考え方を整備するとともに落石対策工について実施時期、方法等の標準を策定した。また、落石等の災害が予想される鉄道と道路が近接した箇所を特定し、道路管理者との情報共有化を図ることとする。

3 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）の計画（置き換え）

(1) 地震動の早期検知

沿線地震計情報は、運転指令に直結し警報表示。

(2) 列車停止手配

運転指令は列車無線により緊急停止を指示、地震情報の伝達。

(3) 災害時の体制

「災害時運転取扱い手続」による。

(4) 地震計・警報表示機器の点検整備。

(5) 防災訓練の実施

第5節 建築物災害予防計画

2 一般建築物に対する指導等

(6) 住宅の減災化の推進

地震時に市民の命を守ることを最優先とし、耐震改修等安全性を向上する取り組みについて、京都府や関係団体と連携し普及・啓発するとともに支援を行い、住宅の減災化を推進する。

第7節 ライフライン施設等災害予防計画

3 電力供給施設整備計画（関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社）（置き換え）

電気施設の防災については、平常時から保安の規定類を始め関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持改良を行い、また計画的に巡視点検および測定等を実施する。さらに、地震発生時の液状化等による被害を軽減し、かつ、電力の安定供給を図るための措置を講ずる。

(1) 地震動への対応

ア 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき、提体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として、構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。その他の電気工作物の耐震設計は、各発電設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

イ 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

ウ 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

エ 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

オ 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地理条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

カ 通信設備

電力保安通信規定等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

(2) 津波への対応

ア 火力発電設備

機器の耐浪化は、発電設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案するほか、消防法令等に基づいて耐浪化を進める。

イ 送電設備

送電設備は、必要に応じて、代替性の確保、多重化等の対策を行う。

ウ 変電設備

変電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて、基礎のかさあげ等の対策を実施する。

エ 配電設備

地域防災計画、浸水後の需要の有無等との整合を図り、被害軽減及び復旧を容易とする設備形成を考慮した設計とする。

オ 通信設備

主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

第10節 農林水産災害予防計画（置き換え）

地震時などにおいて、農地や農業用施設そのものの被災（一次災害）が最小限となるよう、施設の管理者に対して保守管理を徹底させるとともに、計画的に対策工事や施設改修を行う。

また、対策工事や施設改修に当たっては、地震時に人家や公共施設に被害（二次災害）を与える恐れのある場合は耐震性を考慮するとともに、避難場所や緊急用水確保として活用することを検討する。

1 保守管理と点検の徹底

農地や農業用施設の管理者に対して、保守管理を徹底するとともに、老朽化や機能障害などで安全性に問題がある施設については必要な対策工事や修理・改修を行うよう指導する。

2 耐震性の考慮と緊急時連絡体制の確立

被災すると、人家や公共施設に被害が及ぶ可能性のある農業用施設については、改修の際には耐震性を考慮するとともに、緊急時に必要な措置が講じられるよう連絡体制を確立する。

3 防災施設・災害対策施設としての活用

一定の広がりを持った農地は、避難場所や防火帯として利用できる可能性がある。

また、農業用施設についても、防火用水など緊急時の用水確保に利用することができる。

利用可能なところは、地域防災施設として位置付け、必要な整備を行い、積極的な活用を検討する。

4 農業用ため池**(1) 地震時における緊急連絡体制の確立と対策**

舞鶴市及びため池管理者は、地震時における緊急連絡体制を確立し、また、地震時には、ため池の被災（1次災害）や2次災害を最小限とするため、危険度の高いため池については、緊急安全点検を行うとともに、必要に応じて、緊急放流などの対策を講ずる。

なお、舞鶴市及びため池管理者に対して徹底する緊急安全点検は、地震後の農業用ため池緊急点検要領（平成9年3月25日構造改善局防災課長通知）に基づき、舞鶴市が指定したため池のみとする。

(2) 地震時におけるため池の積極的な活用

地域の防火用水や生活用水として利用できるため池は、地域の防災対策の中に位置付け、必要な整備を行い、地震時などの緊急用水確保に役立てる。

第2章 災害に強いひとづくり計画

一般災害対策編第2編第2章「災害に強いひとづくり計画」に定める以下の各節を準用する。

- 第1節 防災知識普及計画
- 第2節 防災訓練計画
- 第3節 自主防災組織の育成計画
- 第4節 ボランティアの育成計画
- 第5節 企業等防災計画
- 第6節 要配慮者等防災計画
- 第7節 学校等の防災計画
- 第8節 地区防災計画

ただし、「第2節 防災訓練計画」については、次の内容を追加する。

第2節 防災訓練計画

6 避難訓練

(1) 舞鶴市が実施するもの

地震災害時における避難の指示、立退き等の円滑化・迅速化・確実性を期すため、舞鶴市が中心となり、警察・消防その他の関係機関が参加し、住民の協力を得て定期的を実施するものとする。なお、その内容は、「第2編第3章第7節」に準拠する。

(2) 防火管理者が実施するもの

学校、病院、駅、工場、事業所、興行場、百貨店等の諸施設における消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練を毎年定期的実施する。なお、その内容は「第2編第3章第7節」に準拠する。

第3章 災害に強いシステムづくり計画

一般災害対策編第2編第3章「災害に強いシステムづくり計画」に定める以下の各節を準用する。

- 第1節 防災組織の整備計画
- 第2節 行政機能維持対策計画
- 第3節 気象予警報等の収集・伝達
- 第4節 災害情報通信施設整備計画
- 第5節 広域支援体制の整備計画
- 第6節 救急救助・集団救急体制の整備計画
- 第7節 避難体制の整備計画
- 第8節 給水体制の整備計画
- 第9節 物資確保計画
- 第10節 資機材等整備計画
- 第11節 交通対策及び輸送計画
- 第12節 観光客保護・帰宅困難者対策計画
- 第13節 廃棄物処理等に係る防災体制の整備

ただし、「第7節 避難体制の整備計画」のうち、「3 避難所の指定」「4 指定避難所等の選定、確保及び周知」については、次のとおりとする。また、「16 緊急地震速報伝達システムの整備」の内容を追加する。

3 避難所の指定

(1) 避難所の種類

地震・津波の発生に備え、地震避難広場、津波避難場所、自主避難所、拠点避難所、準拠点避難所、地域避難所、福祉避難所を次のとおり指定する。

なお、避難所の指定については、災害発生後の検証や地域の実情に応じ、適宜、見直しを行うものとする。

区 分	用 途	主な施設等
地震避難広場	・火災や家屋倒壊の危険を避けられる場所。	グラウンド、公園、広場等
津波避難場所	・津波の危険を避けられる場所。	グラウンド、高台等
自主避難所	・台風接近前等において、あらかじめ早期に開設し、個人的理由により避難する施設。	公民館等

区 分	用 途	主な施設等
拠点避難所	・地震・津波災害や風水害等の災害によって被災し、又は被災するおそれがあるときに、避難者が必要な間又は一時的に滞在する施設。	小学校 体育施設等
準拠点避難所	・拠点避難所で避難者を収容できない場合に開設し、避難者が必要な間又は一時的に滞在する施設。 ・災害種別や規模等によっては、拠点避難所と同様に開設する。	中学校 旧小中学校等
地域避難所	・地震・津波災害や風水害等の災害によって被災し、又は被災するおそれがあるときに、災害種別や規模等に応じて地域等で自主的に開設し、避難者が必要な間又は一時的に滞在する施設。 その後、避難者を必要に応じて拠点避難所又は準拠点避難所等に移送する。	地域集会所 地域公会堂等
福祉避難所	・要配慮者のうち特別な配慮を要する者が、一時的に滞在する施設。 ・一般的な避難所（自主・拠点・準拠点・地域避難所）では避難生活が困難となった場合に開設し、特別な配慮を要する者を移送する。	老人福祉施設等

4 指定避難所等の選定、確保及び周知

(1) 指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を、災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるため、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあり、安全性等の一定の基準を満たす施設を指定避難所として指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができるが、その際は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當であることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

※指定避難所：自主避難所、拠点避難所、準拠点避難所

(2) 指定緊急避難場所

一定期間滞在するための指定避難所と区別して、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための緊急時の避難場所として、洪水や土砂災害、地震・津波、高潮等異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として指定する。

指定緊急避難場所等の避難場所について、舞鶴市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て近隣市町に設けるものとする。

※指定緊急避難場所：自主避難所、拠点避難所、準拠点避難所、地域避難所、地震避難広場、津波避難場所を異常な現象の種類ごとに指定緊急避難場所として指定。

(3) 福祉避難所

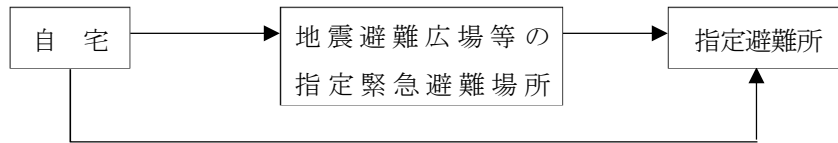
福祉避難所は学校や公民館等の避難所とは異なり、要配慮者のうち、身体の状態により必要があると判断した場合に、収容可能な施設と協議した上で避難するものである。

※自宅等から直接の福祉避難所への避難については、体制の整備や関係機関との協議をすすめ、直接避難を促進していくものとする。

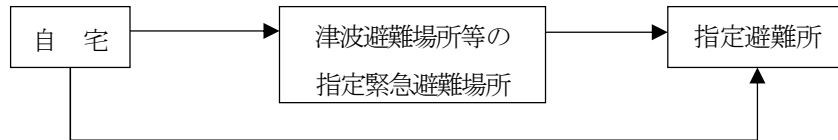
(4) 避難の流れ

地震・津波発生時の避難は次による。

ア 地震災害



イ 津波災害



16 緊急地震速報伝達システムの整備

各機関は、地震発生時に住民等が確実に地震対応行動できるよう緊急地震速報を迅速に伝達できるシステムの整備に努めるものとする。

舞鶴市においては、住民の緊急地震速報の伝達に当たっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

第4章 災害の抑制と被害の軽減計画

第1節 地震災害の抑制と被害の軽減計画

地震災害には連鎖性があり、まず発端となる地盤の震動、液状化、変位等により構造物等が破損し、引き続いてそれらに関する二次災害が引き起こされる。

舞鶴市及び関係機関は、こうした一連の被害を防止軽減するため、地盤の特性に応じた施工の採用、若しくは地盤改良等の指導を行うなど、適切な予防措置を講じる。

1 災害を軽減するための予防計画

(1) 地震振動対策

地震時の地盤振動を防ぐことは不可能であるが、地盤の震動特性を把握した上で、その特性を考慮した構造物の構築や各種施策を行うことで、地盤震動による災害の防止、軽減に努めるものとする。

ア 地盤特性の把握

市域の地形・地質・地盤の調査若しくは資料の収集により、地震の震動特性を把握する。

イ 構造物の耐震化

(ア) 構造物を新規に建設する場合は、耐震性を考慮する。

(イ) 既設の構造物については、耐震診断を行い、必要がある場合は、その補強を行う。

なお、対象となる構造物は、用途・機能別に以下のものがある。

- (a) 公共建築物及びその附属施設
- (b) 土木構造物（道路・橋りょう・堤防・鉄道等）
- (c) ライフライン関連施設（上下水道・電力・ガス・電話）
- (d) その他、特殊構造物等

(ウ) 落下物等の防除

地震災害においてブロック塀等の倒壊や瓦・看板・窓ガラス・外装材等の落下等による死者・負傷者の発生に備え、地震時に倒壊・落下・転倒して人的被害を与えるおそれのある物に関して、事前にその除去や、防止のための改良・工夫を実施し、またその普及を図る。

エ 住宅、その他の建築物

(ア) 地震時に市民の命を守ることを最優先とし、耐震改修等安全性を向上する取り組みを支援し、住宅の減災化を推進する。

(イ) ブロック塀等について、危険なブロック塀の除去を促進する。

(2) 地盤の液状化対策

液状化の危険性の高い地域では可能なかぎり重要な構造物の建設を避け、また、地盤改良や建築物基礎の強化を図る。

ア 危険箇所の把握

各種調査により、市域の危険地域の把握に努める。

イ 地盤改良

(7) 敷地に排水処理を十分行い、特別な水抜設備を設けるなど、地下水位が高くならないように配慮する。

(イ) 敷地がゆるい砂地盤の場合は、地盤を締め固めたり、液状化しにくい物質（粘土）を混ぜ合わせるなど、地盤改良を行う。

(ウ) 敷地に盛土をする場合は、適宜地盤改良等の適正措置を講じた上、盛土材に水分の多い土、腐植物の入った土、粒径の揃った砂を避け、十分な締め固めを行う。

ウ 構造物の対策

(7) 構造物基礎を杭基礎又は鉄筋コンクリート造のベタ基礎・布基礎等にする。

(イ) 建築物は、平面の細長い形や複雑な形を避ける。

(3) 地盤変位対策

ア 危険箇所の把握

造成地や軟弱地盤等、不等沈下等の地盤変位の発生しやすい危険箇所の把握に努める。

イ 地盤改良等

地盤変位に対しても、液状化対策と同様に地盤改良を行い、構造物に十分な強度を持たせるよう配慮する。

2 二次災害を軽減するための予防計画

地盤震動等により建築物や構造物が倒壊破損すると地震水害や同時多発火災等の二次災害が発生する。舞鶴市及び関係機関は、こうした二次災害を防止し軽減するため、予防機器の設置や警戒避難体制等を事前に整備する。

(1) 地盤の震動が直接の原因として引き起こされる地震災害とは異なった災害を二次災害という。

主な二次災害には、次のものがある。

ア 堤防や堤の破堤による地震水害

イ 地震時の出火、延焼による地震火災、特に危険な同時多発火災

ウ 危険物等の流出、拡散等による危険物災害

エ 人心動乱によるパニック現象

オ 山崩れ等を誘発する土砂災害又は山地災害

(2) 地震により施設や構造物が倒壊破損した場合でも、出火及びその延焼を最小限に抑える。

また、危険物等については、流出を防ぐよう、予防措置を講じる。

(3) 地震による二次災害の同時多発に備えて、被害状況の把握、応急対策員の動員配備、自治会（区）住民の協力体制の整備、防災資機材の調達・手配等、災害応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、日頃より周到な準備を行うとともに、警戒・避難体制の確立に努める。

(4) 大規模な地震により被災した建築物の余震による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要となる。

このため、地震発生後直ちに判定活動を実施する体制を、京都府、府内市町村及び建築関係団体により設置した京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会で決定し整備する。

- (5) 大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、宅地内の地割れや造成敷地の崩落等から生じる二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要となる。

このため、地震発生後直ちに判定活動を実施する体制を、京都府被災宅地危険度判定連絡協議会と協力し、整備する。

第2節 津波災害の抑制と被害の軽減計画

地震の発生により、沿岸地域においては、津波による人的、物的被害が発生するおそれがある。

このため、あらかじめ津波災害を予防又は軽減することを目的としたとるべき対策について定めるものとする。

1 津波災害の施設予防計画

港湾、防波堤等の整備を進め、津波による災害の防止と被害の軽減に努める。

(1) 海岸保全

海岸保全の必要のある地域を海岸保全区域として拡大し、耐震性と津波対策を考慮に入れた施設の整備を図る。

海水による浸入又は浸食を防止するため、海岸保全区域内の堤防、突堤、護岸その他諸施設の整備充実を図る。

(2) 港湾整備

港湾区域並びに臨港地区内にある水域、外かく、けい留等の港湾諸施設について、その耐震化を港湾管理者に要望する。

(3) 漁港整備

舞鶴市域にある漁港（別表1）のうち、第三種漁港については、管理者に水域、外かく、けい留等基本施設の耐震化を要望し、第一種、第二種漁港については、防波堤、護岸、物揚場等の諸施設の耐震化等、整備充実を図る。

別表1 漁港一覧表

漁 港 名	所 在 地	種 別	管 理 者	備 考
水ヶ浦漁港	田井水ヶ浦	第一種漁港	舞鶴市	
成生漁港	成 生	〃	〃	
瀬崎漁港	瀬 崎	〃	〃	
西大浦漁港	大丹生・千歳	〃	〃	
神崎漁港	神 崎	〃	〃	
田井漁港	田 井	第二種漁港	〃	
野原漁港	野 原	〃	〃	
竜宮浜漁港	三浜・小橋	〃	〃	
舞鶴漁港	下安久・東吉原・西吉原・北田辺	第三種漁港	京都府	

(4) 貯木場対策

舞鶴市域にある貯木場（別表2）については、各管理者において流失防止等の措置を講じる。

別表2 貯木場一覧表

名 称	管 理 者	備 考
平貯木場	舞鶴市	
喜多貯木場	京都府	
大君貯木場	〃	

2 想定する津波と対策の基本的な考え方

津波災害対策の検討にあたっては、発生頻度はきわめて低いが発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波と、津波高は低いものの発生頻度が高い津波の2つのレベルの津波を想定し、前者については市民の生命を守ることを最優先とし、市民の避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設等を組み合わせた総合的な津波対策を進める。後者については人命保護に加えて、財産の保護、地域の経済活動の安定、効率的な生産拠点の確保の点から、海岸保全施設等の整備を進めていくものとされている。

また、津波防災地域づくりに関する法律に基づき2017年3月に指定された、最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域である津波災害警戒区域においては、避難対策等を進める必要がある。

3 津波警戒の周知徹底

携帯電話等を含めた多様な広報媒体等により周知徹底を図る。

(1) 住民に対し、周知を図る事項

- ア 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間（1分間以上）ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- イ 揺れを感じなくても、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
- エ 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報、津波警報、津波注意報の解除まで気をゆるめない。

(2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項

- ア 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間（1分間以上）ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避する。※1
- イ 揺れを感じなくても、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたら、すぐ港外退避する。※1
- ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。

- エ 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。※2
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報、津波警報、津波注意報の解除まで気をゆるめない。
- ※1 港外：水深の深い、広い海域
- ※2 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

4 防災知識の普及、防災教育

- (1) 舞鶴市は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、市民に対して防災知識の普及・啓発を図るものとする。

津波による人的被害を軽減する方策は、市民等の避難が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味・内容の説明等の啓発活動を行う。

津波に関する知識の普及・啓発にあたっては、次の事項について周知するものとする。

- ア 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間（1分間以上）ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること
- イ 避難にあたっては、徒歩によることを原則とすること
- ウ 第一波より後続波の方が大きくなる可能性や長時間継続する可能性があること
- エ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波地震や遠地地震の発生可能性があること
- また、浸水域、避難場所等の位置をまちの至る所に示すなどの取り組みにより、防災意識の向上にも資するものとする。
- オ 急激な海面の変化に注意する。

- (2) 津波浸水想定図の活用

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波避難対策の基礎資料として、「発生頻度は極めて低いものの、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」を対象に津波浸水想定を設定し、津波浸水想定図を作成している。

舞鶴市は、津波浸水想定図を活用する等、地域の実情に応じた津波対策を検討する。また、津波浸水想定図の掲示等により、沿岸住民や観光地等の外来者に対して津波危険想定区域の周知を行う。

- (3) 津波に係る防災教育

災害時における児童・生徒等の安全を確保するため、教職員の津波に関する知識の習得等に努め、教育施設等で児童・生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して防災教育を実施する。

5 避難計画の策定、避難路・避難場所の整備及び周知

2015年度に実施した京都府津波浸水想定によると、日本海ないし若狭湾内での断層による地震が発生した場合には、短時間で津波が海岸を襲うこと、また、主な集落・漁港における最高津波水位は6.0m（舞鶴市小橋・瀬崎）と想定されている。そのため、舞鶴市は、京都府津波避難計画策定指針等を参考として、津波に対する避難のための計画を策定する。

また、避難場所・津波避難ビルを選定する際には、以下の事項を十分検討するものとする。

- (1) 十分な地盤標高を有すること。または、津波避難ビルは、津波防災地域づくりに関する法律に規定されている構造等の要件を満たし、基準水位よりも高い階を使用すること。
- (2) 短時間にかつ容易に避難できる場所であること。
- (3) 液状化の危険性がないこと。
- (4) 周辺に山崩れやがけ崩れの危険性がないこと。
- (5) 避難対象地区の住民を全員収容し得る空間があること。

舞鶴市は、津波予報等の伝達手段として防災行政無線（戸別受信機を含む）の整備を促進するとともに、サイレン等多様な通信手段を確保し、また、迅速な避難行動がとれるよう避難路・避難場所の整備及び誘導表示板の設置等による周知を図るものとする。

なお、高齢者や障害者等の特に配慮を要する者及び外国人の避難にあたっては、第2章第6節「要配慮者等防災計画」に定めるところによるものとする。

6 住民等の避難誘導体制

- (1) 具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通して、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の市民等への周知徹底を図るものとする。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。
- (2) 不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び防災訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、防災訓練とするよう努めるものとする。
- (3) 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。舞鶴市及び京都府は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。ただし、津波到達時間、避難所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、舞鶴市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討にあたっては、京都府警察と十分調整を図るものとする。
- (4) 舞鶴市は、消防職（団）員、警察官、市職員等防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、高齢者や障害者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との情報共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図るものとする。

7 津波を想定した防災訓練

舞鶴市は、防災関係機関と協力し、津波を想定した具体的かつ実践的な防災訓練を定期的に行い、合わせて避難路や避難場所、情報伝達用設備等の確認を実施する。

8 津波に強いまちづくり

(1) 津波に強いまちの形成

ア 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくり（津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。）

イ 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル、避難路・避難階段等の計画的整備等により、津波に強いまちを形成

ウ 地方公共団体において、都市計画等との連携を図るための、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画等

エ 浸水の危険性の低い場所への行政関連施設、要配慮者施設等の整備、やむを得ず浸水地域に立地する場合の建物耐震化や非常用発電機の設置場所の工夫等による防災拠点化

(2) 避難関連施設の整備

ア 浸水の危険性が低く、避難後も孤立しない場所への避難場所の整備

イ 津波による危険が予想される地域における津波避難ビル等の確保

ウ 避難路・避難階段の整備、安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫

(3) 津波災害警戒区域等の指定

津波防災地域づくりに関する法律及び同法の基本指針に基づき指定

9 津波警報等の発表・伝達のための体制確保

(1) 大津波警報、津波警報が発表された場合

舞鶴市沿岸部（津波予報区：京都府）に大津波警報、津波警報が発表され、避難の指示が出された場合、水防班は直ちに避難の誘導を行うものとする。

(2) 津波注意報が発表された場合

舞鶴市沿岸部（津波予報区：京都府）に津波注意報が発表された場合、水防班は海面の巡視を行うものとする。

10 津波災害警戒区域に係る対策の推進

舞鶴市は、津波災害地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域における円滑かつ迅速な避難の確保・対策を行うため、次に掲げる事項について定める。

(1) 津波に関する情報の収集・伝達や、予警報の伝達に関する事項

(2) 避難場所、避難路に関する事項

(3) 避難訓練の実施に関する事項

(4) 防災上の配慮を要する者が利用する施設で、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設（避難促進施設）

なお、避難促進施設の所有者または管理者から当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（避難確保計画）の報告を受けた際、または、避難確保計画に基づ

いた避難訓練の実施結果の報告を受けた際に必要な助言等を行う。

- (5) 津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等を記載した津波ハザードマップの作成・周知

11 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

舞鶴市は、津波防災地域づくりに関する法律の基本指針に基づき、京都府津波浸水想定等を踏まえ、単独で又は共同して、市の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下、「推進計画」という。）を作成する。推進計画で定める内容は、以下のとおりである。

- (1) 推進計画の区域
- (2) 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
- (3) 浸水想定区域における土地利用・警戒避難体制の整備
- (4) 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務

第3節 地震情報及び津波警報等の伝達計画

地震及び津波に関する情報の収集、伝達体制を整備し、関係機関並びに市民に対する迅速な伝達により、被害の軽減に努めるものとする。

また、住民の緊急地震速報の伝達に当たっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

1 情報の種類・発表基準

- (1) 情報の種類

地震及び津波に関する資料や状況を速報するための「地震及び津波に関する情報」は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される。

ア 地震及び津波に関する情報の種類

地震情報・津波情報の種類と内容は次のとおりである。

地震情報の種類	発表基準	発表内容
震度速報	・震度3以上	地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(注1)(全国を約188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報 (注)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報 (注)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

津波情報の種類	発表内容
津波到達時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区(注2)の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点(注3)の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。
津波に関するその他情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(注1) 京都府の地域は「京都府北部」及び「京都府南部」

(注2) 京都府の津波予報区は「京都府」

(注3) 京都府内の地点は「舞鶴」

イ 津波警報等、津波予報

2011年3月に発生した東日本大震災による津波被害を踏まえ、気象庁では津波警報の改善に向けた検討を進め、2012年2月に「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言」を取りまとめた。気象庁では、この提言に沿って津波警報・注意報、津波情報の伝達内容等を見直し、2013年3月7日から、改善した津波警報等の運用を開始している。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波 警報※	予想される津波の高さが 高いところで3mを超え る場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流 れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や 避難ビル等安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが 高いところで1mを超 え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が 発生します。人は津波による流れに巻き込まれま す。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避 難ビル等安全な場所へ避難してください。
津波 注意報	予想される津波の高さが 高いところで0.2m以 上、1m以下の場合であ って、津波による災害の おそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、ま た、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆しま す。 海の中にいる人はただちに海から上がって、 海岸から離れてください。

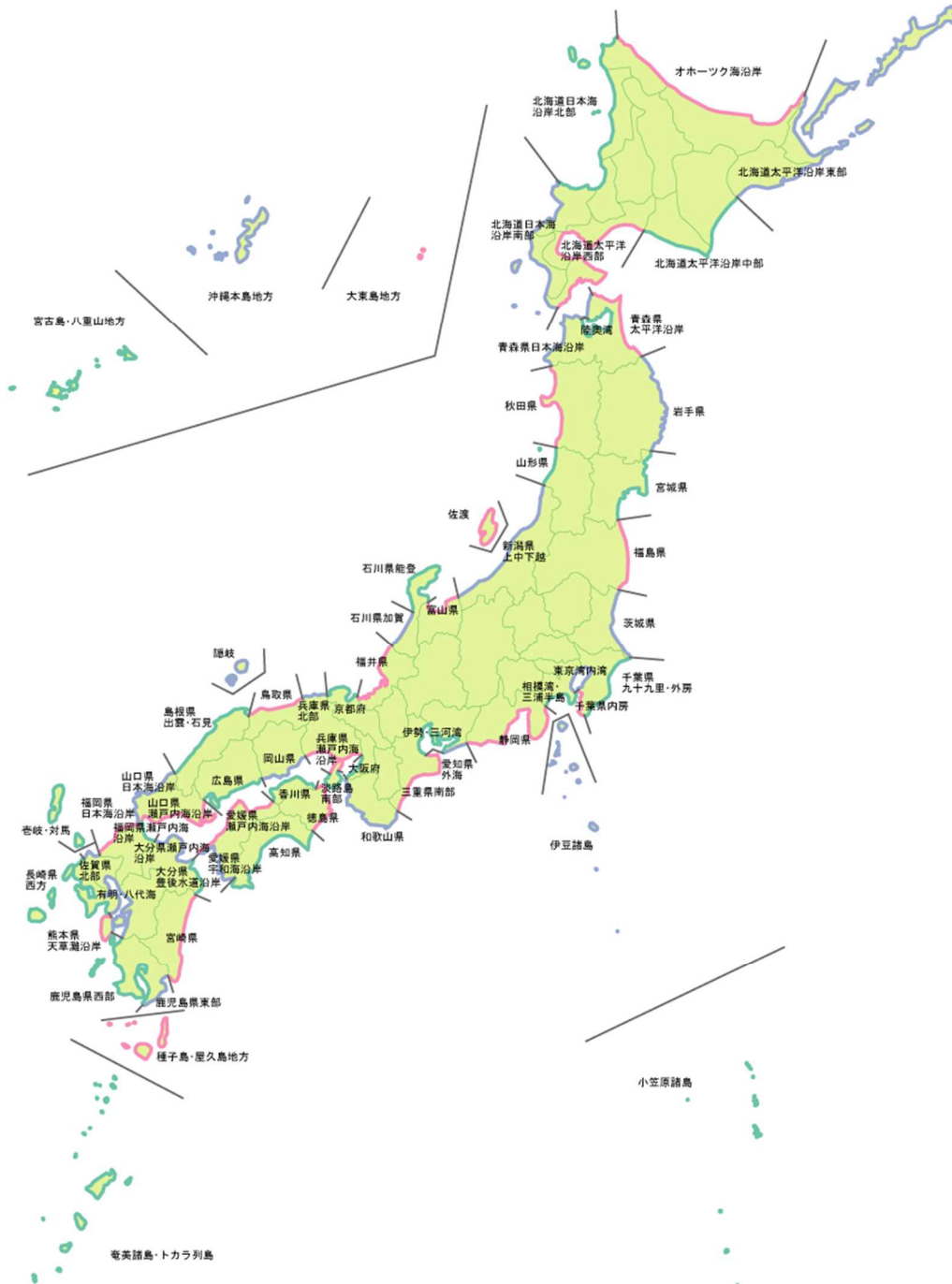
※大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

津波予報の発表基準と発表内容

種類	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想された とき(津波に関するその他の情報に含 めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応 の必要がない旨を発表
	津波警報等解除後も海面変動が継続す るとき(津波に関するその他の情報に 含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に 入っての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(2) 津波予報区

舞鶴市沿岸地域は、津波予報区「京都府」である。津波予報区「京都府」は、京都府の日本海沿岸である。



(3) 情報の伝達基準

京都地方気象台からの地震及び津波に関する情報の伝達基準は、おおむね次による。

ア 津波に関する情報は、「京都府」に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。

イ 震源に関する情報は、近畿2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）とその沿岸海域を震央とする地震で、震度3以上を観測した地震について、津波のおそれがないと判断できたとき。

ウ 震源・震度に関する情報は、次のいずれかの地震を観測したとき。

(ア) 京都府内で震度3以上

(イ) 近隣府県（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県、徳島県）で震度5弱以上

(ウ) その他の府県で震度6弱以上

エ 各地の震度に関する情報

京都府内で震度1以上の地震を観測したとき。

オ 遠地地震に関する情報

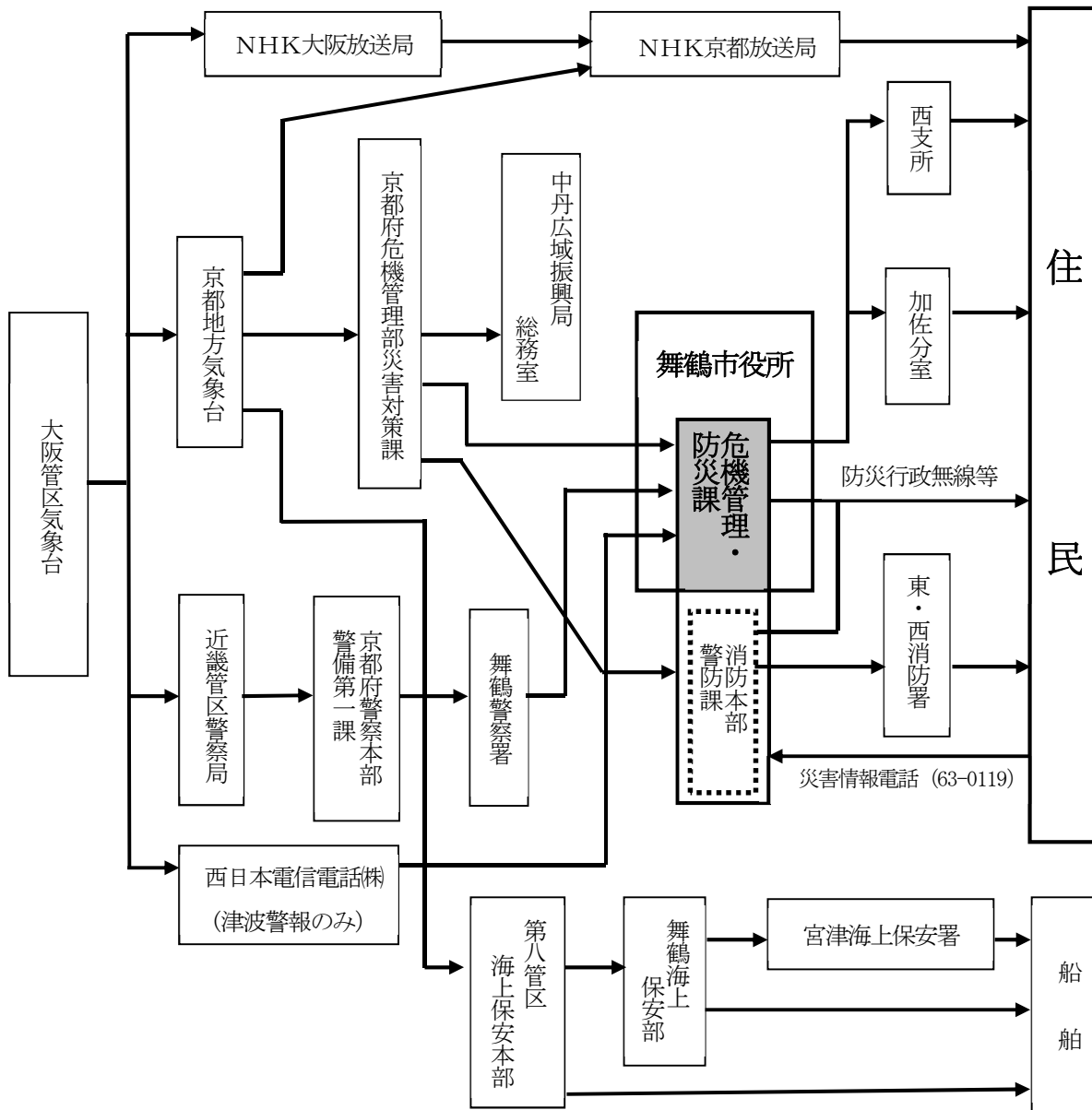
外国で顕著な地震が発生したとき。

カ その他の情報

その他上記以外に防災上有効と認められるとき。

(4) 伝達経路

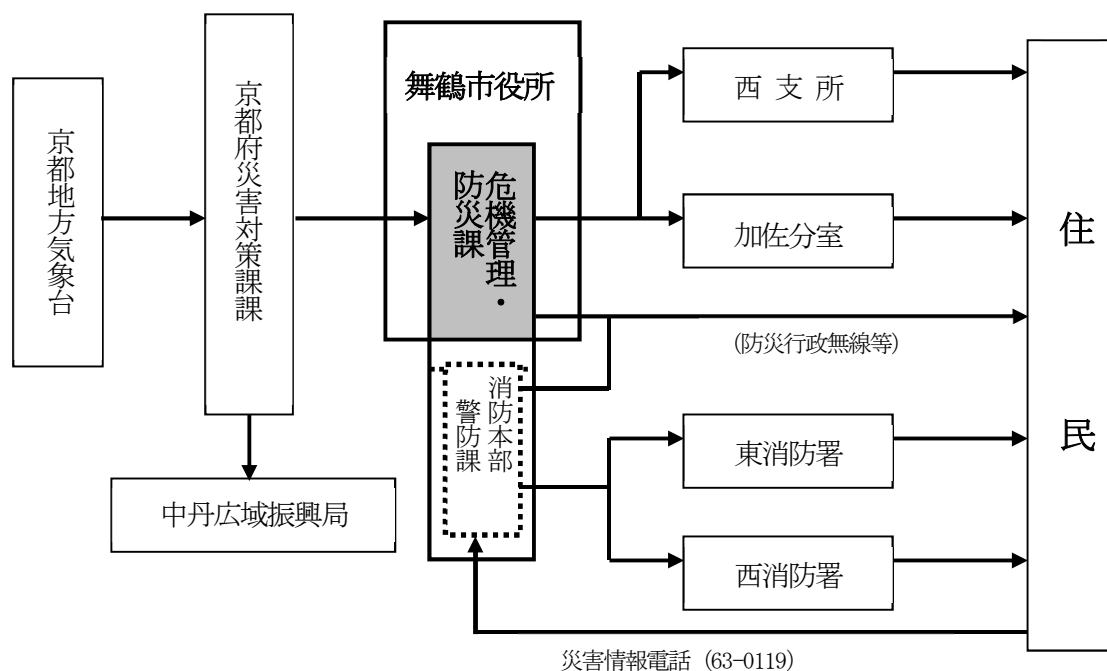
地震・津波に関する情報は、緊急を要するものであり、定型化した様式により迅速な伝達に努める。



※ ただし、警察署から舞鶴市への通知は、津波警報のみ

(5) その他の情報

大規模地震関連情報の伝達経路は、次のとおりである。



2 情報の伝達方法

舞鶴市は、地震及び津波に関する情報を収受した場合、市民等への伝達は、次の方法で速やかに行うものとする。

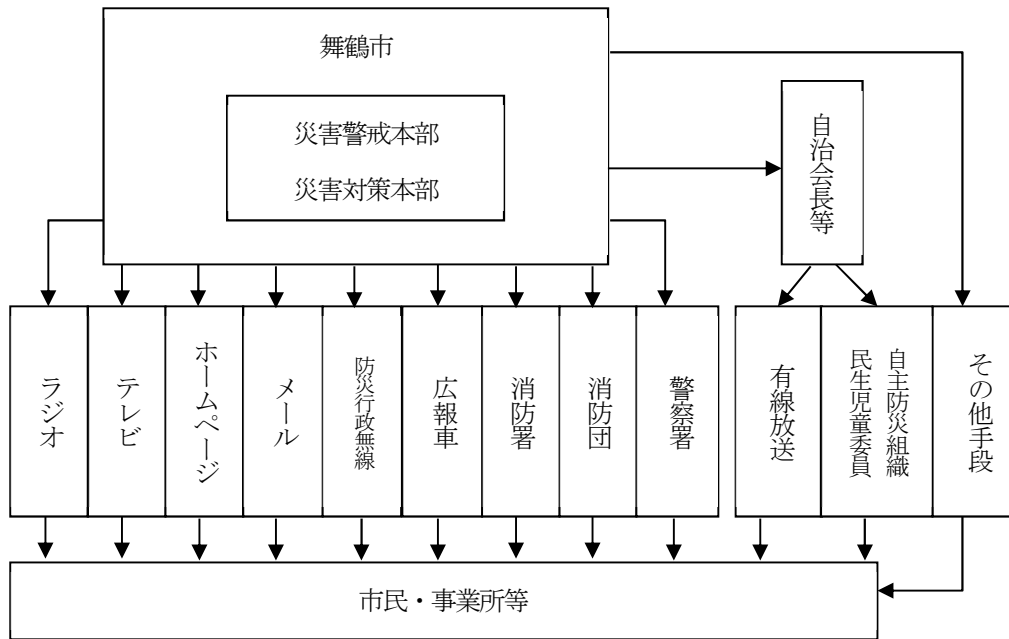
- (1) 防災関係組織への情報提供
- (2) 広報車等の利用
- (3) 防災行政無線の利用
- (4) 水防計画による水防信号（サイレン、警鐘）の利用
- (5) ラジオ、テレビ放送等メディアの利用
- (6) 有線放送の利用
- (7) 電話、ファクシミリ、口頭等による個別の通知
- (8) 市ホームページ、市消防本部ホームページ等の活用
- (9) メール等の活用（まいづるメール配信サービス、携帯電話各社の緊急速報メール、府の防災・防犯情報メール配信システム、ヤフー防災アプリ）

※まいづるメール配信サービス：舞鶴市の行政情報をメールで届ける無料のサービス。現在では、市民の安心・安全を図るため、「まいづるメール配信サービス」と全国瞬時警報システム「J-ALERT（ジェイ・アラート）」等を連動させ、国民保護情報や緊急地震速報、津波警報等の緊急情報の配信している。

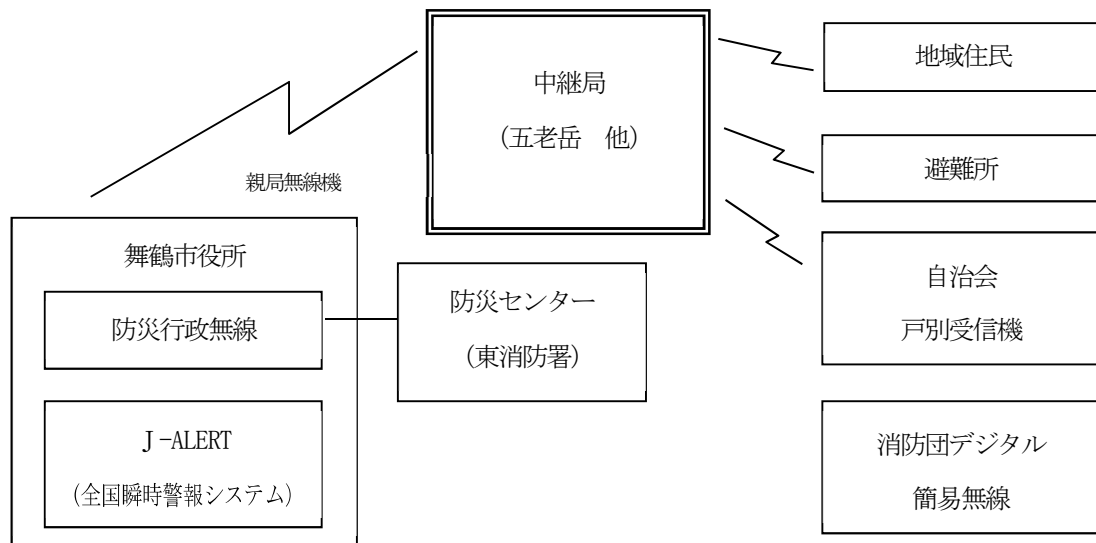
- (10) 自動起動ラジオ（防災ラジオ）

※自動起動ラジオ：舞鶴市が実施する緊急告知放送によって自動起動するラジオ。電源を切っけていても緊急情報に関する情報が流れる。

●情報伝達のフロー図



●防災行政無線



●市民への情報発信

NO.	発信情報	防災行政無線	まいづるメール 配信サービス	緊急速報 メール	自動起 動ラジ オ	市 HP
1	弾道ミサイル情報	○	○		○	○
2	航空攻撃情報	○	○		○	○
3	ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	○	○		○	○
4	大規模テロ情報	○	○		○	○
5	その他の国民保護情報	○	○		○	○
6	緊急地震速報	○	○	○	○	○
7	津波警報（大津波）	○	○	○	○	○
8	津波警報（津波）	○	○	○	○	○
9	気象特別警報	○	○	○	○	○
10	震度速報					○
11	津波注意報	○	○		○	○
12	気象警報	○	○			○
13	記録的短時間大雨情報		○			○
14	土砂災害警戒情報	○	○		○	○
15	避難情報	○	○	○	○	○
16	原子力発電所事故に関する情報 （屋内退避・避難指示等）	○	○	○	○	○

気象庁 震度階級関連解説表

2009年3月31日改訂

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際どのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- ① 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際どのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれ震度で記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- ② 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階で一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- ③ 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- ④ この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これにより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- ⑤ この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的な内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上によって実状と合わなくなった場合は変更します。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中に揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。眠っている人の中には目をさます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自転車を運転している、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れる。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動車残骸が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はたは動かせない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れがひどいようになり、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばされることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）、鉄筋コンクリート造建物、地盤・斜面等の状況

震度階級	木造建物（住宅）		鉄筋コンクリート造建物		地盤・斜面の状況	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い	地盤の状況	斜面等の状況
5弱		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。			亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。		壁・梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が入ることがある。		
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁・梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁・梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が多くなる。	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂がみられるものが多くなる。傾く物や、倒れるものが増える。	壁・梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁・梁（はり）、柱などの部材に斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間層の柱が崩れ倒れるものがある。	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁・梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間層が変形し、まれに傾くことがある。	壁・梁（はり）、柱などの部材に斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間層の柱が崩れ倒れるものが増える。		

ライフライン・インフラ等の影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合は、安全のために地域ブロック単位でガスの供給が止まることもある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のために自動停止する。運転再開には、安全確認のため、時間がかかることがある。
鉄道の停止・高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業所の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等の通信障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安全確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。

大規模建築物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い（長い）ため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の鉄骨OA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所をいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造物自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井などが大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

第4節 消防整備計画

一般災害対策編第2編第4章第6節「消防整備計画」に定める内容を準用する。

第5節 大規模市街地火災予防計画

一般災害対策編第2編第4章第7節「大規模市街地火災予防計画」に定める内容を準用する。

第6節 危険物等保安計画

一般災害対策編第2編第4章第8節「危険物等保安計画」に定める内容を準用する。

第3編 災害応急対策計画

第1章 組織計画

市域に地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、舞鶴市が有する全機能を発揮して被害を最小限にとどめ、災害応急対策を迅速、的確に実施するため、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、市域の防災に万全を期すものとする。

そのほか、マスコミ報道、ホームページ、ツイッターやフェイスブックなどのSNS等を活用し多様な手段で情報収集する。

第1節 組織及び配備

地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害等の状況に応じた配備区分による組織体制及び配備体制の整備を図るものとする。

1 本部体制及び配備体制の基準

市域に地震・津波が発生した場合、震度や地震・津波に伴う被害等の状況に応じた本部体制及び配備体制の基準は次のとおりとする。

●本部体制及び配備体制の基準

動員判断基準	本部体制	配備区分	体制の内容	配備体制
市域に緊急地震速報（警報）が発表された場合又は市域に震度4の地震が発生した場合		情報収集体制	速やかに災害情報の収集活動ができる体制とする。	本部運営班6 消防班4 あらかじめ指定した職員（以下「特定職員」という。）30
(1) 市域に震度5弱若しくは震度5強の地震が発生した場合又は市域に津波注意報が発表された場合 (2) 地震の震度にかかわらず、被害が発生した場合	災害警戒本部体制	1号配備（警戒体制）	小規模の災害が発生した場合に対処できる体制とする。	本部員 本部運営班6 消防班4 特定職員30 あらかじめ各部・各班において指定した各班員 状況に応じ必要と認める各班員
(1) 市域に震度6弱の地震が発生した場合又は市域に津波警報若しくは大津波警報が発表された場合 (2) 地震の震度にかかわらず、相当な被害があり、又は予想される場合	災害対策本部体制	2号配備（非常体制）	相当な被害が発生した場合に対処できる体制とする。	本部員 次長及び班長 本部運営班6 特定職員30 あらかじめ各部・各班において指定した各班員 状況に応じ必要と認める各班員
(1) 市域に震度6強以上の地震が発生した場合 (2) 地震の震度にかかわらず、市に災害救助法の適用が想定され、又はそれに近いと予想される場合		3号配備（緊急体制）	各部各班の全員をもって直ちに全活動を行うことができる体制とする。	全員
上記以外の場合			その都度本部長が指示する体制	

第2節 本部体制

地震が発生した場合において、迅速、的確な災害応急対策活動を実施するため、地震の規模や被害の状況に応じて災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。

1 災害警戒本部

災害対策本部設置以前の体制として、舞鶴市災害警戒本部を設置し、各種情報の収集及び地震に伴う被害の応急対策を行う。

(1) 設置基準

- ア 市域に震度5弱若しくは震度5強の地震が発生したとき又は市域に津波注意報が発表されたとき。
- イ 地震の震度にかかわらず、被害が発生したとき。

(2) 組織等

本部の組織及び事務分掌は、災害対策本部等の規定に準ずる。

(3) 閉鎖基準

災害警戒本部は次の場合閉鎖する。

- ア 災害が発生するおそれなくなったと認められたとき。
- イ 被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動がおおむね終了したと認められたとき。
- ウ 災害対策本部が設置されたとき。

2 災害対策本部

災害対策基本法に基づき、舞鶴市災害対策本部を設置し、各種情報の収集及び地震に伴う被害の応急対策を行う。

(1) 設置基準

- ア 市域に震度6弱の地震が発生したとき、又は市域に津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき。
- イ 地震の震度にかかわらず、相当な被害があり、又は予想される時。

(2) 組織等

災害対策本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

本部長には市長を、副本部長には副市長、危機管理監、教育長を、本部員には市長公室長、政策推進部長、総務部長、市民文化環境部長、福祉部長、健康・子ども部長、産業振興部長、建設部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、教育委員会指導理事、教育振興部長、議会事務局長その他本部長の指名する者をもってあてる。

災害対策本部の組織は、舞鶴市の行政組織を基本に機能別により部班を編成し、部班に配属する職員は原則として部課に所属する職員を動員する。

(3) 本部会議

防災活動を実施するにあたっての基本方針並びに応急対策の実施事項を決定するため、本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

(4) 閉鎖基準

災害対策本部は次の場合閉鎖する。

- ア 災害が収束したと認められるとき。
- イ 応急災害対策活動が完了したと認められるとき。

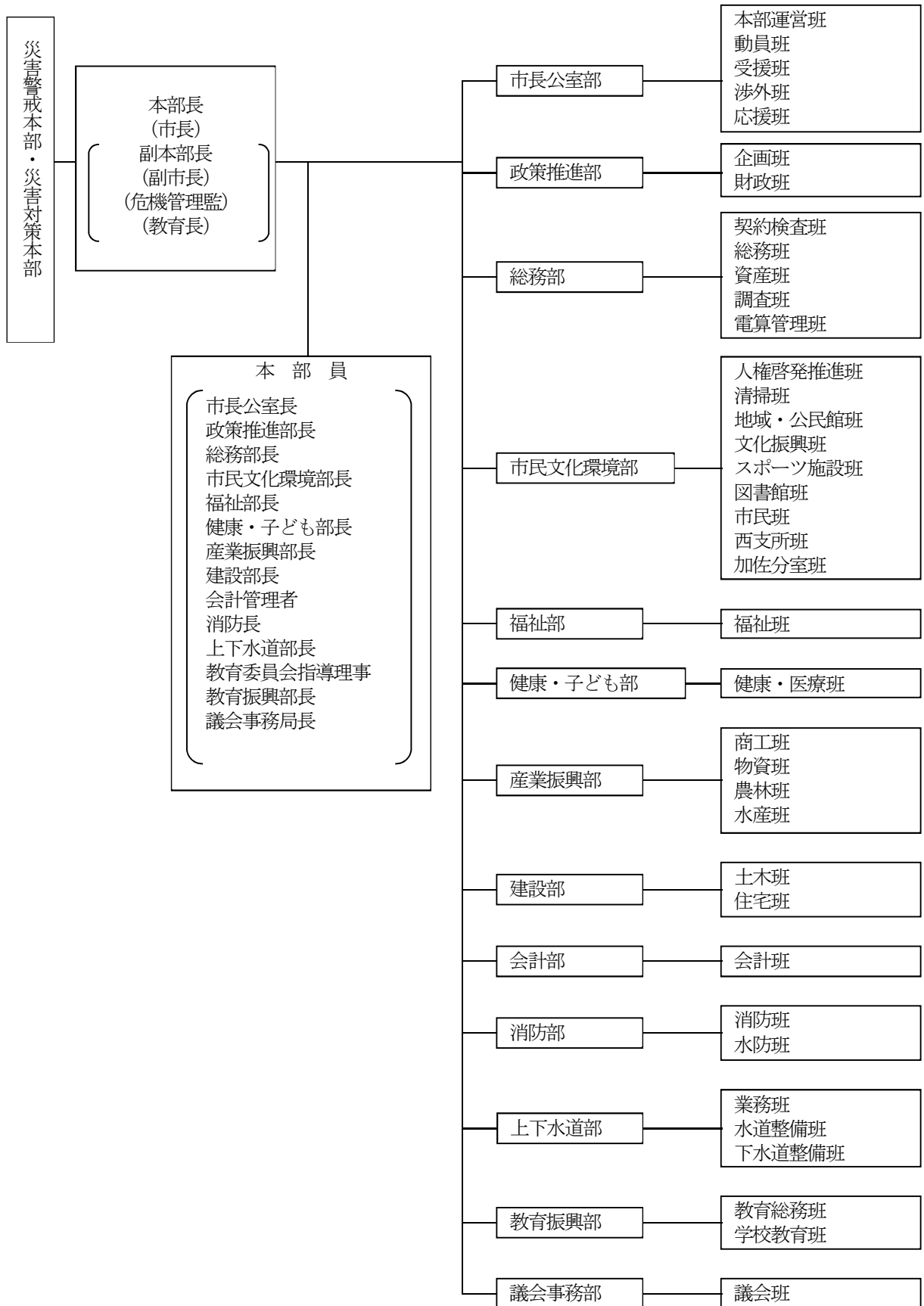
3 本部連絡員

各部に本部連絡員（部長が指名する職員）1人を置き、各部所管の被害状況、応急対策の実施状況その他の災害対策活動に必要な情報及び本部長の指示等を所属の部に伝達する等、本部との連絡の任にあたる。

4 各班活動計画の作成

各班は、それぞれ活動計画を作成し、これに基づいて活動するものとする。

災害対策本部組織系統図



5 対策本部等の各班の事務又は業務

[市長公室部]

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
市長公室	本部運営班 (危機管理室 危機管理・防災課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部会議に関する事。 2 被害状況、情報資料等の収集及び報告に関する事。 3 命令及び決定事項の伝達等本部内の連絡に関する事。 4 気象予警報の連絡に関する事。 5 防災行政無線の統制に関する事。 6 原子力災害合同対策協議会に関する事。 7 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社との連絡調整に関する事。 8 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用に関する事。 9 その他必要と認められる事。
	動員班 (人事室 人事課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員及び応援調整に関する事。 2 職員の給食に関する事。 3 ボランティアの受け入れに関する事。 4 防災業務に従事する職員の被ばく管理等健康管理に関する事。 5 その他必要と認められる事。
	受援班 (人事室 人事課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 受援計画の作成に関する事。 2 応援要請に関する事。 3 受援状況の把握・実績の取りまとめに関する事。 4 受援業務担当窓口との調整に関する事。 5 その他必要と認められる事。
	渉外班 (秘書課 広報広聴課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 広報活動及び報道機関との連絡に関する事。 3 災害記録(写真・録画・録音等)に関する事。 4 その他必要と認められる事。
監査委員 事務局	応援班 (監査委員事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部・各班の応援に関する事。 2 その他必要と認められる事。

〔政策推進部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
政策推進部	企画班 (企画政策課 移住・定住促進課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関に対する連絡調整及び要請に関すること。 2 流出物及び漂流物の処理に関すること。 3 交通情報の収集に関すること。 4 交通関係機関との連絡調整に関すること。 5 本部運営班の応援に関すること。 6 その他必要と認められること。
	財政班 (財政課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策に伴う予算措置に関すること。 2 災害復旧資金に関すること。 3 災害救助法の府負担金事務に関すること。 4 その他必要と認められること。

〔総務部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
総務部	契約検査班 (契約検査室 契約課 指導検査課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 機械、器具及び物品の調査に関すること。 2 各部・各班の応援に関すること。 3 その他必要と認められること。
	総務班 (総務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 重要書類の搬出及び保管に関すること。 2 その他必要と認められること。
	資産班 (資産マネジメント推進室 資産マネジメント推進課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 普通財産等の被害状況調査に関すること。 2 公用車等の車両の調達及び配車計画に関すること。 3 電話交換の運営及び通信施設の確保に関すること。 4 庁舎の管理及び警備に関すること。 5 市役所来庁者に対する安全措置等に関すること。 6 緊急輸送の実施等に関すること。 7 応急仮設住宅の建設に関すること。 8 市有建築物の被害状況調査及び復旧に関すること。 9 建築物の被害認定調査に関すること。 10 地震被災建築物の応急危険度判定に関すること。 11 その他必要と認められること。
	調査班 (債権管理課 税務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家及び非住家の被害調査に関すること。 2 被災者名簿及び被災区域図面の作成に関すること。 3 罹災者の証明に関すること。 4 その他必要と認められること。

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
総務部	電算管理班 (デジタル推進課)	1 電算設備の確保に関する事。 2 各部・各班の応援に関する事。 3 その他必要と認められる事。

〔市民文化環境部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
市民文化 環境部	人権啓発推進班 (人権啓発・地域づくり室 人権啓発推進課)	1 市民交流センター等周辺地区における被害状況の把握に関する事。 2 避難所の提供に関する事。 3 その他必要と認められる事。
	清掃班 (環境対策室 生活環境課 清掃事務所 リサイクル事務所)	1 災害によって生じたごみ及びし尿対策に関する事。 2 所管施設の管理及び清掃に係る応急対策に関する事。 3 仮設トイレ等の設営に関する事。 4 環境保全に関する事。 5 国、京都府等が実施する緊急時の環境放射線モニタリングの支援に関する事。 6 緊急時の環境放射線モニタリングの実施機関との連絡調整に関する事。 7 家庭で飼育される動物等の対策に関する事。 8 その他必要と認められる事。
	地域・公民館班 (人権啓発・地域づくり室 地域づくり支援課)	1 自治会(区)との連絡調整に関する事。 2 自治会(区)を通じた情報収集に関する事。 3 社会教育施設の災害対策、被害状況の調査及び応急対策に関する事。 4 公民館の保全及び応急対策に関する事。 5 救護所の設置及び運営管理の応援に関する事。 6 その他必要と認められる事。
	文化振興班 (文化スポーツ室 文化振興課)	1 文化財及び文化施設の災害対策、被害状況の調査及び応急対策に関する事。 2 その他必要と認められる事。

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
市民文化 環境部	スポーツ施設班 (文化スポーツ室 スポーツ振興課)	1 スポーツ施設の災害対策及び被害状況の調査に関すること。 2 ヘリポートの開設に関すること。 3 スポーツ施設の指定管理者との連絡調整に関すること。 4 その他必要と認められること。
	図書館班 (文化スポーツ室 図書館課)	1 図書館の保全及び応急対策に関すること。 2 各部・各班の応援に関すること。 3 その他必要と認められること。
	市民班 (市民課)	1 応急食料の調達に関すること。 2 炊き出しに関すること。 3 被災者の生活相談に関すること。 4 被災者の生活物資等の相談に関すること。 5 死者の火葬に関すること。 6 その他必要と認められること。
	西支所班 (西支所)	1 西地区の情報収集及び伝達に関すること。 2 本部との連絡調整に関すること。 3 その他必要と認められること。
	加佐分室班 (加佐分室)	1 加佐地区の情報収集及び伝達に関すること。 2 本部との連絡調整に関すること。 3 その他必要と認められること。

〔福祉部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
福祉部	福祉班 (福祉企画課 高齢者支援課 障害福祉・国民年金課 福祉援護課 保険医療課)	1 被災者の社会福祉援助に関すること。 2 所管福祉施設の保全及び応急措置に関すること。 3 避難所及び避難時集結場所の開設及びその管理運営に関すること。 4 避難者の収容及び保護に関すること。 5 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 6 義援金及び見舞金の收受及び配分に関すること。 7 福祉関係機関との連絡調整に関すること。 8 要配慮者に関すること。 9 災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付等に関すること。 10 引取者のない遺体の処理に関すること。 11 炊き出し食料その他食料品の輸送及び酒び給に関すること。 12 その他必要と認められること。

〔健康・子ども部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
健康・子ども部	健康・医療班 (健康づくり課 地域医療課 新型コロナワクチン接種推進課 子ども総合対策室 子ども支援課 幼稚園・保育所課 市立舞鶴市民病院総務課 加佐診療所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症患者の収容に関する事。 2 医師会医療救護班出動要請及び出動状況の掌握に関する事。 3 医療機関の被害状況調査及び連絡に関する事。 4 医療機関との連絡調整に関する事。 5 医師会との調整に関する事。 6 災害時の防疫に関する事。 7 防疫用薬品の確保に関する事。 8 被災者に対する保健師等の保健活動に関する事。 9 臨時予防接種の実施に関する事。 10 所管施設の保全及び応急措置に関する事。 11 安定ヨウ素剤の配布に関する事。 12 飲食物の摂取制限に関する事。 13 市立舞鶴市民病院の救護班の編成に関する事。 14 医療用資機材の提供に関する事。 15 救護所の設置及び運営管理に関する事。 16 その他必要と認められる事。

[産業振興部]

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
産業振興部	商工班 (観光まちづくり室 観光振興課 舞鶴引揚記念館 産業創造室 産業創造・雇用促進課)	1 商工観光関係の災害予防対策に関すること。 2 商工観光関係被害状況調査及び応急対策に関すること。 3 商工観光業団体との連絡に関すること。 4 商工観光業に係る風評被害対策に関すること。 5 被災商工観光業者に対する支援（融資等）に関すること。 6 その他必要と認められること。
	物資班 (産業創造室 みなと振興・国際交流課 産業創造・雇用促進課)	1 物資の受入れ及び保管に関すること。 2 物資の配布に関すること。 3 衣料、寝具その他の生活必需品等物資の調達に関すること。 4 地域内輸送拠点の管理運営に関すること。 5 物資の搬送に関すること。 6 その他必要と認められること。
	農林班 (農林課)	1 農林関係の災害予防対策に関すること。 2 農林関係被害状況調査及び応急対策に関すること。 3 農林関係危険箇所の巡視警戒に関すること。 4 農林業団体との連絡に関すること。 5 汚染農作物の出荷制限に関すること。 6 被災農林業者に対する支援（融資等）に関すること。 7 その他必要と認められること。
	水産班 (水産課)	1 水産関係の災害予防対策に関すること。 2 水産関係被害状況調査及び応急対策に関すること。 3 水産業団体との連絡に関すること。 4 汚染水産物の出荷制限に関すること。 5 被災水産業者に対する支援（融資等）に関すること。 6 その他必要と認められること。

〔建設部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
建設部	土木班 (国・府事業推進室 国・府事業推進課 建設総務課 土木課)	1 公共土木施設及び都市施設の災害予防対策に関すること。 2 公共土木施設及び都市施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 3 公共土木施設、都市施設等の危険箇所の巡視警戒に関すること。 4 土砂その他の障害物の除去に関すること。 5 緊急交通路及び幹線道路の確保に関すること。 6 建設業者等との連絡に関すること。 7 その他必要と認められること。
	住宅班 (都市計画課)	1 公営住宅の被害状況調査及び応急修理に関すること。 2 被災者の公営住宅への一時入居に関すること。 3 応急仮設住宅の入居者の決定に関すること。 4 住宅等支援補助金に関すること。 5 住宅等支援融資に関すること。 6 被災宅地危険度に関すること。 7 その他必要と認められること。

〔会計部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
会計部	会計班 (会計課)	1 災害関係経費の収支に関すること。 2 義援金及び見舞金の保管に関すること。 3 市民班の応援に関すること。 4 その他必要と認められること。

〔消防部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
消防本部	消防班 (消防本部 消防総務課 予防課 警防課 救急救助課 東消防署 総務予防課 警備1課 警備2課 警備3課 西消防署 総務予防課 警備課)	1 火災の予防及び警戒に関すること。 2 消防業務に必要な情報の収集及び連絡に関すること。 3 防災及び人命救助活動に関すること。 4 危険物の保安及び消防水利対策に関すること。 5 災害通信の運用及び確保に関すること。 6 消防資機材の整理、点検及び確保に関すること。 7 被ばく防護資機材等の管理に関すること。 8 その他必要と認められること。
	水防班 (消防本部 消防総務課 予防課 警防課 救急救助課 東消防署 総務予防課 警備1課 警備2課警備3課 西消防署 総務予防課 警備課)	1 水防関係情報の収集及び伝達に関すること。 2 被災者の救助に関すること。 3 河川等の警戒巡視に関すること。 4 水防活動の実施及び被害状況の調査に関すること。 5 水防資機材の点検、整備、調達及び輸送に関すること。 6 遺体の捜索及び収容に関すること。 7 その他必要と認められること。

〔上下水道部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
上下水道部	業務班 (経営企画課 お客様サービス課)	1 水道施設・下水道施設の被害状況の収集及び応急対策に関する事 2 応急復旧に要する資材の調達確保に関する事 3 飲料水の供給に関する事 4 その他必要と認められる事
	水道整備班 (水道整備課)	1 飲料水の確保に関する事 2 水道施設の被害状況調査に関する事 3 水道施設の保全、応急復旧及び警備に関する事 4 受電及び配電設備の保全及び警備に関する事 5 水道及び簡易水道施設に係る水質試験及び管理等に関する事 6 その他必要と認められる事
	下水道整備班 (下水道整備課)	1 下水道施設の災害予防対策に関する事 2 下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関する事 3 下水道施設等の危険箇所の巡視警戒に関する事 4 災害によって生じたし尿等の処理に関する事 5 その他必要と認められる事

〔教育振興部〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
教育振興部	教育総務班 (教育総務課)	1 教育関係被害状況の収集整理に関すること。 2 応急教育並びに教育施設及び設備の応急復旧の調整に関すること。 3 学校施設及び設備の保全並びに応急対策に関すること。 4 学校施設及び設備の被害状況調査に関すること。 5 救護所の設置及び運営管理の応援に関すること。 6 その他必要と認められること。
	学校教育班 (学校教育課)	1 児童及び生徒の応急教育に関すること。 2 教育資機材の調達及び分配に関すること。 3 学校給食に関すること。 4 その他必要と認められること。

〔議会事務局〕

担当部	担当課名	事務又は業務の内容
議会事務局	議会班 (議会事務局 総務課)	1 議員との連絡に関すること。 2 各部・各班の応援に関すること。 3 その他必要と認められること。

6 職員の証票

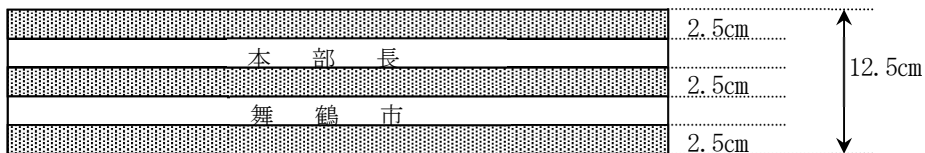
災害応急対策において、舞鶴市、京都府、指定地方行政機関の職員が、災害対策基本法に基づき施設、土地、家屋又は物資の所在する場所、若しくは物資を保管させる場所に立ち入り、検査を行う場合における職員の身分を示す証票は、それぞれ所属の機関において発行する身分証明書とする。

7 災害対策本部の標識等

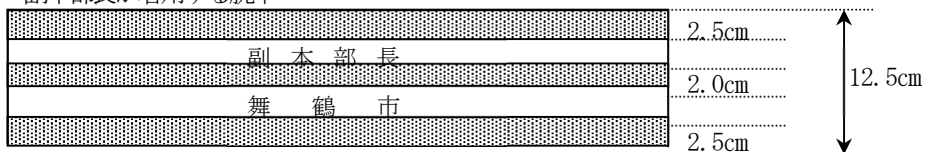
災害対策本部が設置され、災害応急対策の業務に従事する場合は、次の腕章及び標識を用いる。

(1) 腕章（白地に黒文字とする。斜線部分は赤色とする。）

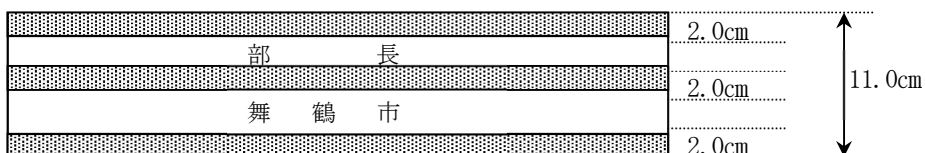
ア 本部長が着用する腕章



イ 副本部長が着用する腕章



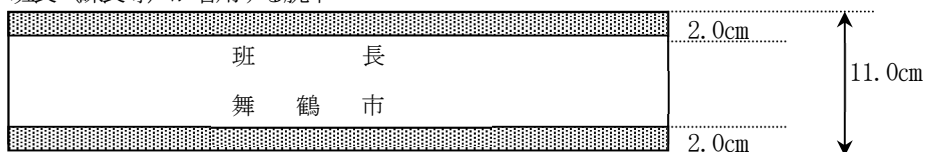
ウ 部長（部長級）が着用する腕章



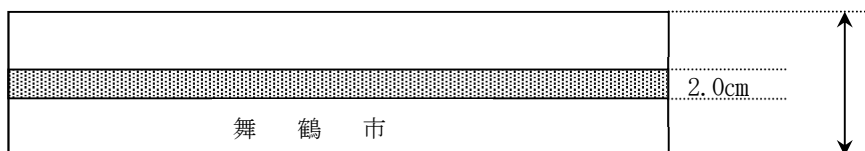
エ 部長（次長級）が着用する腕章



オ 班長（課長等）が着用する腕章

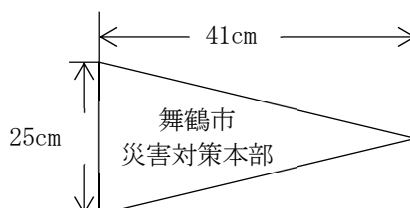


カ 班員が着用する腕章



(2) 自動車用標識

（黄地に黒文字とする。）



第3節 配備体制

地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害警戒本部又は災害対策本部が設置される場合において、迅速で的確な災害応急対策活動を実施するための配備体制を定めるものとする。

各各班は「各班活動計画」の中で、配備区分に基づき配備計画を作成しなければならない。

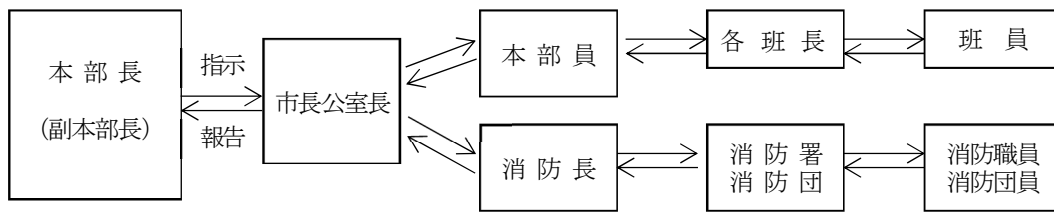
1 本部体制及び配備体制の決定

舞鶴市長は、地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係情報等を収集し、本部体制及び配備体制を決定するものとする。

2 配備指令と参集

(1) 通常時の伝達

本部体制及び配備体制の決定に従い、次の伝達系統図により配備指令を行う。



(2) 自主参集

ア 地震が、いずれかの配備体制基準に相当するのかが明らかな場合、当該号の配備が定められている職員は、自主参集をする。

イ 大規模な災害が発生したことを知った職員は、原則として招集を受けなくても参集する。

ウ 災害により交通機関等が途絶したため、配備部署につくことが不可能となった職員は、最寄りの本庁、支所等に参集し、関係する部班長の指示により防災活動に従事する。

3 特定職員の配備

(1) 配備

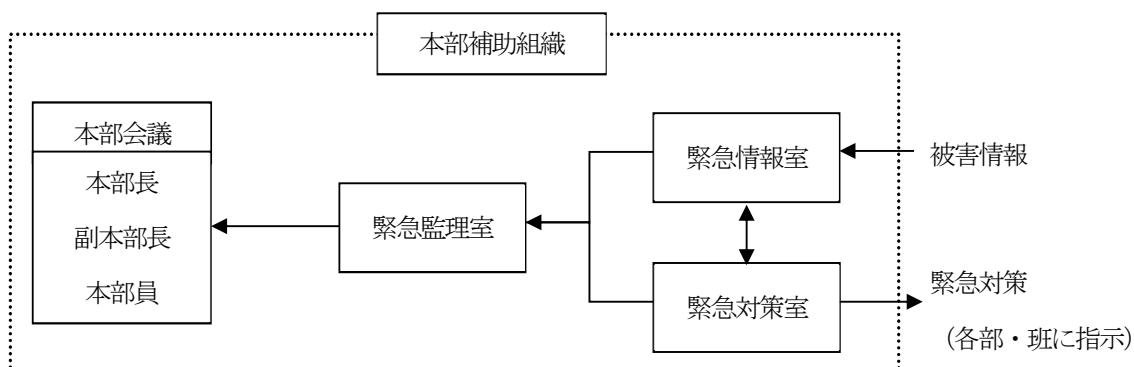
地震・津波が発生し、本部の設置が必要である場合において、本部要員の補助的役割として、あらかじめ「特定職員」を指名し、本部運営の初動の任務に従事させる。

(2) 業務

特定職員は、緊急監理室、緊急情報室、緊急対策室で組織し、本部運営の初動対応にあたる。

組織	主な役割	体制
緊急監理室	緊急対策室からの資料等による本部会議資料の作成等、本部会議の運営	<ul style="list-style-type: none"> 総括（室長） 総括補助（副室長） 本部運営補助担当 本部会議記録担当
緊急情報室	市域の災害及び被害、舞鶴市及び関係機関の活動、市民の被災状況についての情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 総括（室長） 総括補助（副室長） 情報収集担当 被害情報配布担当 被害情報整理担当
緊急対策室	被害状況報告書等に対する応急措置の実施、各部・各機関との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> 総括（室長） 総括補助（副室長） 連絡調整担当 白地図担当

(3) 体系図



※各室の業務の詳細については、別に定める。

4 本部会議の招集

災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合や災害対策の基本的な方針・活動を決定する必要があるとき、本部長は、必要に応じて本部会議を招集する。

5 本部長、副本部長不在の場合の対応

本部長が不在の場合、若しくは何らかの事情により連絡が取れない場合は、本部体制及び配備体制の決定は副本部長が行い、本部長を代行する。副本部長も不在の場合等は、市長公室長が本部長代行を務める。

6 配備体制

(1) 災害警戒本部における配備体制

災害警戒本部の配備体制は、原則として、1号配備（警戒体制）とする。

(2) 災害対策本部における配備体制

災害対策本部の配備体制は、原則として、2号配備（非常体制）又は3号配備（緊急体制）とする。

7 班員の応援

本部員は、災害応急対策活動を実施するにあたり、参集不可能者が出た場合、緊急な応急活動が必要とされるときなどで班員が不足する場合は、動員班長に対し班員の応援を要請する。

8 動員状況の報告

本部員は、職員の動員状況を速やかに本部長に報告する。

第4節 現地災害対策本部

災害の状況等により、本部長が必要と認めた場合は、災害発生地において現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置し、必要な職員を置く。現地本部は、災害対策本部の事務の一部を行い、その範囲は本部長が必要に応じて決定する。

1 現地本部の設置

本部長は、災害の状況により必要と認めるときは、現地本部を設置する。

2 組織及び運営

- (1) 現地本部に本部長が指名した現地本部長、現地副本部長、現地本部員及びその他の職員を置く。
- (2) 現地本部長は、本部長の命を受けて現地本部の事務を総括する。
- (3) 現地副本部長は、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (4) 現地本部員は、現地本部長の命を受けて現地本部の事務を行う。

3 現地本部の設置場所

現地本部は、現地指揮をとるのに適した公共施設等（公園、広場等を含む。）に設置する。

現地本部を設置するにふさわしい公共施設がない場合には、民間施設等を借り上げるものとする。

4 事務分掌

- (1) 災害状況の掌握・本部への報告
- (2) 現地災害応急対策活動の指揮・統制、情報収集、本部指示の伝達等
- (3) 現地災害応急対策の立案、決定
- (4) 防災関係機関との連絡調整
- (5) 必要な応援班、要員の要請と応援機関、集結場所等の指定

(6) 本部長の特命事務

(7) その他

5 現地本部の閉鎖

現地本部の閉鎖は、本部長がこれを指示する。

第2章 情報収集・伝達計画

地震・津波が発生した場合においては、通信のふくそう、寸断等が予想されるため、舞鶴市、京都府及び防災関係機関は、応急対策を円滑に実施するため、災害に関する予報、警報及び情報並びにその他の災害応急対策に必要な報告、指示、命令等に関する重要通信の疎通を確保する。

また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線、無線等の通信手段を利用するほか、非常通信、放送事業者への放送の要請等を行い、舞鶴市、京都府及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

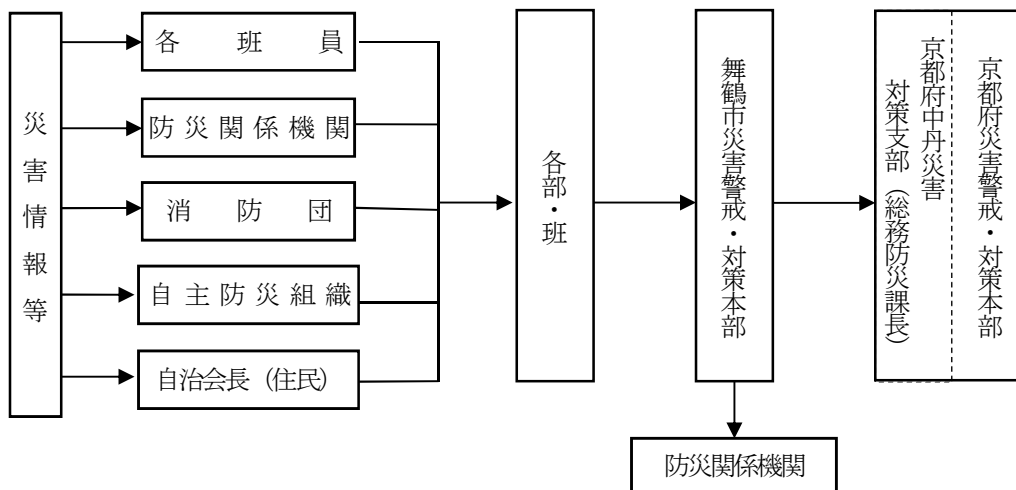
第1節 災害規模の早期把握のための活動

舞鶴市は、市域の災害の発生状況、社会秩序の状況、各施設の被害状況をあらゆる手段により調査するとともに、京都府及び防災関係機関に報告し、その応急対策と被害の軽減に万全を期すものとする。

第2節 災害情報、被害状況等の収集伝達

舞鶴市、京都府及び防災関係機関は、地震災害時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害に関する情報、被害状況等の収集、伝達及び報告に努める。

●情報伝達系統図



京都府災害対策支部名	NTT電話番号	衛星通信系 防災情報システム
中丹災害対策支部 (総務防災課長)	0773-62-2500	7-840-8101 (衛生系) 8-840-8101 (地上系)

第3節 災害通信計画

舞鶴市、京都府及び防災関係機関間で行う予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等は、京都府防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合には、西日本電信電話株式会社は「災害用伝言ダイヤル(171)」を提供し、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西、KDDI株式会社（関西総支社）及びソフトバンク株式会社は災害用伝言板サービスを提供する。なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。

1 一般電話等

災害時の通信連絡手段は、携帯電話、ファクシミリ等を含む電話による通信を原則とする。しかし、一般加入電話は、災害発生時に通話が集中し、NTTの交換機が対応できなくなることが予想されるため、NTT側で通信制限（発信規制）を行うなど、防災関係機関が使う重要回線を優先して接続するものとする。

(1) 通信の種類

- ア 災害の通報及び報告
- イ 出動指令及び災害現場指令
- ウ 災害状況報告
- エ その他

(2) 災害時優先電話

災害の予防、救援に関して緊急を要する事項を内容とした通話は、災害時優先電話として、他の通話に優先して接続されることになっている。西日本電信電話株とあらかじめ協議して、既設電話のうち可能なものに災害時優先電話を設定し、緊急時にこれを利用する。

※災害時優先電話：災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係の各種機関等に対し、固定電話及び携帯電話の各電気通信事業者が提供しているサービス。

2 無線通信体制

有線通信施設が使用できない場合は、防災行政無線、消防、警察等の無線施設を利用する。

- (1) 防災行政無線
- (2) 京都府衛星通信系防災情報システム
- (3) 消防無線
- (4) 警察無線
- (5) 衛星電話
- (6) 非常無線通信（官公庁、会社、船舶、アマチュア無線等）
- (7) JR西日本通信設備（鉄道電話・電報）
- (8) その他

3 通信施設の機能維持等

災害時の通信手段の確保及びその機能維持に万全を期すため、状況に応じ必要な措置を講じる。

- (1) 通信手段の確保
- (2) 通信用電源（予備電源設備、移動電源車等）の確保
- (3) 輻輳対策（発信規制、災害伝言ダイヤル171等の運用）
- (4) 施設損傷時の早急な回復体制の整備

4 放送の要請

市長は、京都府と各放送事業者との間で締結された「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」及び市が締結している「災害時における緊急情報の放送に関する協定書」に基づき、必要な事項について、放送を要請する。

- (1) NHK京都放送局
- (2) 株式会社京都放送
- (3) 株式会社エフエム京都
- (4) FMまいづる

5 通信途絶時における措置

災害時には、電話回線が途絶・輻輳するなど有線系の情報収集・伝達が停滞するおそれがあることから無線系に加え、衛星系システム等防災通信システムの活用等、多様な手段の確保を図る。

また、連絡不可能の場合は、連絡員を派遣して情報の確保に努めるものとする。

第4節 災害情報収集伝達計画

地震・津波の発生直後においては、市域の被害状況は不明である。このため、舞鶴市は全力をあげて被害情報を収集し、おおよその被害状況の把握に努め、効果的な災害対策活動を行うものとする。なお、災害初期の混乱期を脱した後は、被害の実態を明らかにするため、詳細な情報収集に努めるものとする。

1 収集すべき情報

- (1) 初期の混乱期における情報等
 - ア 人的被害、その対策等の状況
 - イ 出火状況、延焼拡大の状況
 - ウ 住家の被害状況（被災地区、被災種別）
 - エ 公共施設の状況（公共建築物、道路、橋りょう、河川、ため池、港湾等）
 - オ 交通施設被害と道路交通状況
 - カ 電気・ガス・電話・水道・下水道等ライフライン施設の被害状況
 - キ 土砂災害・危険物施設の被害による災害発生の危険性等、二次災害の情報

- ク 避難勧告等に必要な情報
 - ケ 避難所開設状況
 - コ 市民の動向、治安の状況
 - サ その他急を要する情報
- (2) 混乱期を脱した後の情報等
- ア 人的被害、住家・非住家の被害
 - イ 田畑等の被害
 - ウ 教育施設、福祉施設、病院の被害
 - エ 道路、橋りょう、河川、港湾等の被害
 - オ がけ崩れ、地すべり、土石流、林地崩壊等の被害
 - カ 鉄道、船舶、ライフラインの被害
 - キ 火災による建物、危険物、その他の被害
 - ク 罹災世帯・罹災者数
 - ケ 避難所の状況、避難者数
 - コ その他の情報

2 情報の収集及び伝達

被害状況及び応急対策状況等の情報の迅速、的確な収集・伝達を図るため、次の措置を講じる。

(1) 情報収集体制及び伝達系統の確立

- ア 情報の一元管理を徹底する。
- イ 防災関係機関との情報交換を密にする。
- ウ 地理的・情報的に孤立しやすい地区への確実な情報の収集・伝達体制の確保に努める。
- エ 情報の収集・伝達手段のルート複数化に努める。

(2) 正確な被害情報の区別

災害初期において、舞鶴市がとるべき応急災害対策を見出すための被災状況の概要と京都府等への報告や災害救助法の適用のために必要となる正確で詳細な被害情報とは、区別して処理を行う。

(3) 情報収集体制

- ア 地域拠点等からの情報収集
- イ 避難所派遣職員からの情報収集
- ウ 各施設管理者からの情報収集
- エ 住民からの情報収集
- オ 防災関係機関からの情報収集
- カ 民間諸団体からの情報収集
- キ 各部・班からの情報収集

(4) 情報伝達様式

舞鶴市災害対策本部及び舞鶴市災害警戒本部への報告は、原則として、本部への報告様式により行う。

第5節 京都府及び防災関係機関に対する報告、伝達計画

1 京都府への報告

(1) 災害情報報告

舞鶴市は、市域内に災害が発生し、災害対策本部を設置した場合又は災害の状況、社会的影響等から報告の必要がある場合に、その状況を速やかに京都府知事（災害対策本部長）に災害の状況等を報告する。人的被害の数については、舞鶴市が関係機関と連携しながら、一元的に集約・調整を行うものとする。なお、広報を行う際には京都府と綿密に連携しながら適切に行う。

ただし、舞鶴市域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を京都府に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、報告するものとする。

また、舞鶴市が京都府に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を消防庁に報告することとする。この場合において、京都府と連絡がとれるようになった後は、京都府に報告する。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合においても、市町村は直ちに府及び消防庁に報告することとする。

ア 報告の概要

(ア) アに掲げる事項が発生次第、その都度、京都府の災害情報報告の様式により報告する。

(イ) 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するための概括的な情報を収集するように特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあつても、迅速に当該情報の報告に努める。

イ 報告の処理概要

市長は、所轄府広域振興局長（災害対策支部長）を経由して知事に報告する。

(2) 災害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般概況について京都府の災害概況即報の様式により報告する。

(3) 被害状況報告

災害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次、京都府の被害状況報告の様式により報告する。

(4) 被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後、15日以内に京都府の被害状況報告の様式により報告する。

(5) 被害詳細報告

保健環境・商工・農林・土木及び教育関係の被害詳細については、別に指示するところに従って報告する。

(6) 被害写真報告

被害状況の写真を可能な限り添付する。

(7) 報告の方法

京都府に対する災害状況の報告は、原則として京都府防災情報システム等をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

なお、京都府防災情報システム等により報告を行った場合は、京都府の災害情報報告、災害概況即報、被害状況報告の各様式により報告したものと見なす。

また、京都府防災情報システム以外の通信設備を利用する際には、次の事項に留意すること。

ア 電話による場合

「災害時優先電話」を利用するものとし、場合によっては衛星携帯電話を利用する。必要に応じて「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

イ 京都府防災行政無線による場合

次の通信優先順位により京都府防災行政無線を利用する。

なお、この他無線の取扱いについては、別に定める取扱要綱による。

(7) 緊急要請

(イ) 災害対策本部指令及び指示

(ロ) 応急対策報告

(ハ) 被害状況報告

(ニ) その他災害に関する連絡

2 防災関係機関への伝達

収集した被害状況及び応急対策状況等の情報を必要に応じて、防災関係機関へ伝達する。

第3章 広報・広聴活動計画

地震・津波災害が発生した場合、被災地や隣接地域の住民が、適切な判断による行動がとれるよう、速やかに正確な広報活動を実施する。

また、市民のニーズに合わせた応急対策活動を実施するため、被災者の抱える生活上の相談に応じ、不安や悩みを解消し、被災者の生活再建と安定を支援するため、広聴活動の実施に努めるものとする。

第1節 広報活動計画

1 舞鶴市が行う広報活動

(1) 広報の内容

広報の内容は、次のとおりとする。

- ア 災害の種別
- イ 発生日時及び場所
- ウ 気象に関する情報
- エ 河川の水位に関する情報
- オ 電気、水道、下水道、ガス、電話、鉄道、道路等の被害状況
- カ 防災関係機関の応急活動の状況、復旧の見通し
- キ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び避難所の開設・閉鎖
- ク 一般住民及び被災者に対する協力要請
- ケ ガス漏れ・漏油・火気使用・電線の感電注意等の留意事項
- コ 交通渋滞、電話混雑解消等の協力の呼びかけ
- サ 安否情報
- シ 民心安定のための呼びかけ
- ス 上水道の飲用注意
- セ 給水、炊き出し、給食、救助物資の配布状況

(2) 住民への広報

上記の内容について、消防団や自治会（区）の協力を得ながら、次の方法により迅速、的確に広報する。

- ア 広報車、防災行政無線、有線放送等
- イ テレビ、ラジオ、市ホームページ
- ウ 広報紙、チラシ、ポスター等
- エ 広報窓口の設置
- オ メール等（まいづるメール配信サービス、舞鶴市総合モニタリング情報配信システム、携帯電話各社の緊急

速報メール、京都府の防災・防犯情報メール配信システム、ヤフー防災アプリ)

カ 自動起動ラジオ (防災ラジオ)

(3) 広報用放送文例の作成

災害発生時等に市民に迅速、的確な広報を行うため、防災関係機関と調整を図り、各広報内容に応じた広報用放送文例をあらかじめ作成しておくものとする。

2 防災関係機関の行う広報

防災関係機関は、災害が発生した場合、あらかじめ定められた広報計画により、応急対策の実施状況及び復旧の見通し等について、テレビ・ラジオ等報道機関に積極的に情報提供を行うとともに、広報車、ホームページ等により広報活動を行う。

第2節 広聴活動計画

1 住民等からの問い合わせに対する対応

住民等からの問い合わせや相談に対応する専用電話を備えた総合相談窓口の設置、人員等の配置等体制の整備を図るものとする。

また、次の事項について留意するものとする。

- (1) 住民からの義援金の給付等各種支援施策等の相談、要望、苦情等を聴取するため、被災地に近いところや避難所に相談窓口を設置する。
- (2) 必要に応じて、広報車等により被災地を巡回して移動相談聴取を行う。
- (3) 相談窓口では、国、京都府をはじめとする各関係機関の支援を受けるために必要となる情報等を総合的に収集する。
- (4) 舞鶴市及び京都府は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消火、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、舞鶴市及び京都府は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

2 専門家の協力

弁護士会等の団体の協力を得て、次のような相談業務を行う。

- (1) 借地・借家関係等の法律相談
- (2) 登記手続等の土地・建物の登記相談

- (3) 税金の減免等の税務相談
- (4) 雇用保険等の社会保険に関する相談
- (5) 住宅の応急修繕相談

3 要望等の処理

市民の要望等の調整を行うとともに、関係機関への連絡を行う。また、聴取事項については、その要旨を標準化するなどしてとりまとめ、要望の重要性又は緊急性等を勘案し、対応していくものとする。

第4章 避難に関する計画

地震・津波災害から住民の生命、身体等の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難行動を実施するための計画を定め、災害発生時の応急対策活動に万全を期すものとする。

第1節 応急避難計画

1 避難対策の必要性の早期判断

(1) 津波からの避難

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、地震発生とともに津波の発生が予想されるため、沿岸や浸水が予想される地域の住民等は、地域の状況を的確に把握した上、的確な避難行動を実施するものとする。

(2) 被災建物からの避難

地震により家屋倒壊等のおそれがあると住民等が判断した場合は、避難行動を実施するものとする。

なお、被災した建物・宅地の応急危険度判定は、担当班が速やかに実施し、避難の要否を判断するよう努める。

(3) 火災、危険物等からの避難

同時多発火災による延焼危険、又は危険物等の流出拡散危険が予測される場合は、状況を的確に把握し、避難の必要を認める場合には、混乱防止措置とあわせて必要な対策を講じる。

2 避難指示等の実施

(1) 避難指示等の実施責任者及び時期

舞鶴市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示等の発令を行う。

なお、舞鶴市は、時機を失することなく避難指示等が発令できるよう、避難指示等の対象地域、判断時期等について、京都府、指定行政機関、指定地方行政機関へ助言を求めることとする。

避難指示等の実施責任者及びその時期等については、次のとおりとする。

【高齢者等避難の発令権者及び時期等】

発令権者	関係法令等	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対 象	内 容	とるべき措置
市長	防災基本計画・府及び市地域防災計画	全災害 ・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害が発生する可能性が高まったとき	必要と認める地域の居住者、滞 在者、その他の 者	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所へ避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） これら以外の者は、家族等の連絡、非常持ち出し品の用意等、避難準備を開始	知事に報告

【避難指示の発令権者及び時期等】

発令権者	関係法令等	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対 象	内 容	とるべき措置
市長	災害対策基本法	全災害 ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき	必要と認める地域の居住者、滞 在者、その他の 者	立ち退きの指示 立ち退き先の指示	知事に報告
知事	災害対策基本法	全災害 ・災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災害対策基本法	全災害 ・市長が避難のための立退きを指示することができないと警察官が認めるとき又は市長から要求があったとき	同上	立ち退きの指示	市長に通知 (市長は知事に通知)

発令権者	関係法令等	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対 象	内 容	とるべき措置
	警察官職務執行法	人の生命、身体に危険を及ぼし、 又は財産に重大な損害を及ぼすお それがある災害時に特に緊急を要 する場合	危害を受けるお それのある者	避難の措置	
海上保安 官	災害対策基本法	全災害 ・市長が避難のための立退きを指 示することができないと海上保 安官が認めるとき又は市長から 要求があったとき	必要と認める地 域の居住者、滞 在者、その他 の者	立ち退きの指示	市長に通知 (市長は知事 に通知)
自衛官	自衛隊法	危険な事態がある場合において、 特に緊急を要する場合	危害を受けるお それのある者	避難について必要 な措置（警察官が その場にいない場 合に限り、災害派 遣を命ぜられた部 隊の自衛官が措置 する。）	警察官職務執 行法第4条の 規程の準用
知事（そ の命を受 けた府職 員）	地すべり等防止法	地すべりによる災害・著しい危険 が切迫していると認められるとき	必要と認める区 域の居住者	立ち退くべきこ とを指示	その区域を管 轄する警察署 長に通知
知事（そ の命を受 けた府職 員）、水 防管理者	水防法	洪水、津波又は高潮によって氾濫 による著しい危険が切迫してい ると認められるとき	同上	同上	同上

(2) 避難指示等の判断基準

避難指示等の判断基準は、避難情報判断・伝達マニュアル（震災編）に定める。

なお、これらの状況が切迫し急を要するときは、次の状況を基準として、避難指示を発令する。

- ア 地震・津波による火災の延焼拡大により、住民に生命の危険が認められるとき。
- イ 地震・津波により、家屋倒壊、がけ崩れ等が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき。
- ウ 地震・津波により、有毒ガスその他の危険物資が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき。
- エ その他、住民の生命に危険が認められるとき。

(3) 避難指示等の伝達方法

舞鶴市長は、避難が必要と認められる場合には、危険区域の住民に速やかに伝達を行う。

伝達の方法は、次のとおりとする。

- ア 広報車、防災行政無線、有線放送等
 - イ テレビ、ラジオ、市ホームページ
 - ウ メール等（まいづるメール配信サービス、舞鶴市総合モニタリング情報配信システム、緊急速報メール、京都府防災・防犯情報メール配信システム、ヤフー防災アプリ）
 - エ Lアラート（災害情報共有システム）
 - オ 自動起動ラジオ（防災ラジオ）
- (4) 避難指示等において周知すべき事項
- ア 避難対象地域
 - イ 適切な避難行動のあり方（立ち退き避難又は屋内安全確保）
 - ウ 避難先
 - エ 避難経路
 - オ 避難指示等の発表理由
 - カ その他必要な事項

第2節 警戒区域の設定

災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときには、災害対策基本法等の規定により、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

1 設定の基準

- (1) 舞鶴市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- (2) 京都府知事は、舞鶴市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、舞鶴市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。
- (3) 警察官又は海上保安官は、舞鶴市長（権限の委託を受けた市町村の職員を含む。）が現場にいないとき、又は舞鶴市長から要請があったときは警戒区域を設定する。
- (4) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、舞鶴市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合限り、警戒区域を設定する。
- (5) 消防職（団）員は、火災等の現場において、警戒区域を設定する。
- (6) 消防職（団）員は、水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定する。

2 設定の実施

- (1) 警戒区域を設定するときは、その区域等を第三者に明らかにするため、ロープ等により明示を行う。

- (2) 実施にあたっては、警察官の協力を得て行うこととし、特に区域内が危険である等のため市民の立ち入りを禁止する場合は、警察官等の認める者のみ立ち入りを許可することとする。
- (3) 警察官の協力を得ることについては、あらかじめ調整を行うものとする。

3 設定後の措置

舞鶴市長等が警戒区域を設定したときは、退去の確認又は立入禁止の措置を講じるとともに、警察官の協力を得て、防犯・防火のためのパトロールを実施する。

第3節 避難の誘導及び移設等

舞鶴市は、災害時に避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無にかかわらず、地域防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

1 避難の順序

- (1) 避難、立退きの誘導に当たっては、避難行動要支援者及び病傷人等を優先して行う。
- (2) 災害が発生した時に、先に災害を受けると予想される地域住民者の避難を優先する。

2 移送の方法

- (1) 避難、立退きに際する移動及び輸送は、避難者が各自で行うことを原則とする。
- (2) 被災地が広範囲にわたって大規模な移送を必要とし、舞鶴市において処置できない時は、京都府の関係支部へ連絡して応援要請する。

3 携帯品の制限等

避難、立退きに当たっての携帯品は、必要最小限度（貴重品、食糧、飲料水、日用品等）に制限し、円滑な移動ができるよう指導する。

ただし、要配慮者ごとに必要な携帯品については十分配慮する。

第4節 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

避難所開設は、舞鶴市長が行う。ただし、状況に応じて、地域住民による開設を求める。

- (1) 開設の基準
 - ア 避難指示等を発表したとき。
 - イ 緊急を要する場合等で、地域住民が必要と判断したとき。
 - ウ その他市長が必要と認めたとき。

(2) 避難対象者

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

(3) 開設する避難所

避難所の安全性等をあらかじめ把握し、災害の状況に応じ、開設する避難所を決定する。さらに、状況により、福祉避難所を開設するとともに、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(4) 避難所開設・閉鎖の広報・報告

避難所を開設、閉鎖した場合は、速やかに市民に対して広報する。舞鶴市長は京都府知事に対してその状況を報告する。

2 避難所の運営

(1) 避難者の把握

避難者名簿を作成し、避難者の把握を行う。

(2) 避難者の自立

避難者の自立を促す施策を行う。

(3) 要配慮者等対策

高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者及び外国人に対する対策を講じる。

(4) 物資等の支給

給食、給水、生活必需品等の物資支給方法について定める。

(5) 開設状況の記録及び報告

避難所に派遣された舞鶴市職員等は、避難所開設状況（開設日時、場所、収容人数等）及び運営状況等（収容状況、炊き出し等の状況）を記録し、逐次、本部へ報告する。

3 避難所の管理、運営の留意点

舞鶴市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、舞鶴市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

また、避難所生活が長期化することにより、環境悪化が懸念されることから、避難所運営においては、以下の事項に留意するとともに、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、避難所の運営における女性の参画を推進する。

さらに、舞鶴市は、避難者が被害や避難情報等の収集を行えるよう、京都府と連携して、携帯電話会社の協力を得ながら臨時アクセスポイントの設置や携帯電話の充電器の配備など、通信環境の確保に努める。

(1) 施設としての機能維持のため非常用電源設備の整備・強化。

- (2) トイレ（し尿処理）、水道、下水道、衛生対策等について、避難所生活が長引く際は、環境を維持するため避難者等の協力。
- (3) 避難して助かった被災者が、避難所で亡くなることのないよう、避難所の長期化対策等、細やかな配慮に努める。（二次被害の防止）
- (4) 避難者等の健康対策
 - ア 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染等を防ぐため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行い、感染症予防や疾病の発症、重症化の予防に努める。
 - イ 災害発生から刻々と状況が変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、被災者の健康保持を図る。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
 - ウ 被災者の健康問題に対応するため、舞鶴市と京都府は保健師や栄養士等の支援チーム及び災害派遣福祉チーム（DWAT）を編成し支援活動にあたる。
- (5) 「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れ、障害者の安全に配慮した設備や、情報を入手する手段の確保に努める。
- (6) 乳幼児のいる家庭専用部屋の設置。
- (7) 女性用物干し場、更衣室、授乳室、その他女性専用スペースの設置。
- (8) 生理用品、女性用下着の女性による配布。
- (9) 巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保と防犯対策。
- (10) 男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等の策定。
- (11) 舞鶴市及び京都府は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (12) 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (13) 女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するための対策を講じ、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

4 開設期間

避難所開設の期間は、原則、災害救助法の定めるところとする。

5 避難所における滞在困難者対策

やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による

健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。

第5節 広域避難

1 府内における広域避難

舞鶴市は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、市内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、府内他市町村における広域避難の必要があると認めるときは、府に報告の上、府内他市町村に居住者等の受け入れについて協議する。

また、舞鶴市は府に対し、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言を求める。

2 府外における広域避難

舞鶴市は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、市内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、他の都道府県における広域避難の必要があると認めるときは、府に対し、他の都道府県に居住者等の受け入れについて協議するよう求める。

3 舞鶴市が協議を受けた場合

舞鶴市は、府内他市町村及び府から協議を受けた場合、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

4 居住者等に対する情報提供と支援

舞鶴市は、広域避難を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難を行っている居住者等の状況を把握するとともに、居住者等が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

また、広域避難を受け入れた場合、避難を行った市町村と連携し、受け入れた居住者等の状況の把握と、居住者等が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第6節 広域一時滞在

1 舞鶴市が被災した場合

(1) 京都府内における広域一時滞在

舞鶴市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、京都府内他市町村における広域一時滞在の必要があると認めるときは、京都府に報告の上、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数、その他必要な事項を示して、京都府内他市町村に被災住民の受け入れについて協議する。

また、舞鶴市は、京都府に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受け入れ能力（施設数、施設概要等）、その他広域一時滞在に関する事項について助言を求める。

(2) 京都府外における広域一時滞在

舞鶴市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、京都府と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、京都府に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数、その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受け入れについて協議するよう求める。

(3) 被災住民に対する情報提供と支援

舞鶴市は、広域一時滞在有を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在有を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

2 舞鶴市が協議を受けた場合

(1) 受け入れと避難所の提供

舞鶴市は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

また、京都府から他の都道府県からの広域一時滞在有の協議を受けたときにおいても、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

(2) 被災住民に対する情報提供と支援

舞鶴市は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第7節 被災者への情報伝達活動

被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

また、被災者が自ら被害や避難情報等の収集を行えるよう、大規模災害が発生した場合は、公衆無線LANのアクセスポイントの設置、避難所等への携帯電話の充電器の貸与について各通信事業者に要請し通信環境の確保にする。

第8節 駅における避難計画

駅においては、大規模地震や火災等による災害が発生した時は、施設の利用客の迅速かつ的確な避難誘導を行うとともに、施設の混乱を防止して災害応急対策に万全を期さなければならない。

1 災害時の応急体制の整備

(1) 市の活動体制

- ア 災害対策本部等の設置
- イ 鉄道管理者並びに関係事業者との連絡調整
- ウ 被害情報等の収集
- エ 消火・救助・救護活動

(2) 鉄道事業者の活動体制

- ア 災害対策本部の設置
- イ 情報連絡体制の確立
- ウ 鉄道関係各業種従事者の駅従事者に対する活動支援

2 関係事業者の応急対策

(1) 鉄道事業者の応急対策

災害が発生した場合には被害を最小限にとどめ、速やかに災害復旧に当たり、旅客の安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める。

(2) 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社の応急対策

- ア 電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。
- イ 二次災害の防止に配慮しながら、電力供給施設の応急復旧に努める。

3 駅利用者の避難誘導

(1) 市の活動

舞鶴市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、駅の利用者等に対して避難の指示を行う。

(2) 鉄道事業者の避難誘導活動

- ア 構内の案内放送を活用して利用者等に対して避難を呼び掛ける。
- イ 従業者等は、避難計画に基づいて、構内や地下施設内の利用者や滞留者等を安全な避難場所へ誘導する。
その際、要配慮者の避難を優先する。
- ウ 他の鉄道機関、消防機関及び府警察本部との連絡調整を行い、滞留者等に対して代替交通機関を手配する他、避難場所への迅速かつ的確な誘導に努める。
- エ 交通機関等の停止を伴う場合は災害情報の提供を行う。
- オ 事業従事者に対する防災研修等を実施して、復興時の迅速かつ的確な避難誘導を図る。

第9節 車中泊避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。舞鶴市は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。

第5章 救急・救助計画

第1節 救出救助活動計画

被災者の救出は、緊急を要し、かつ特殊技術・器具等を必要とするため、防災関係機関と緊密な連絡をとり、迅速に実施するものとする。

1 被災者の救出救助及び捜索

災害のため、おおむね次のような場合に、救出救助を行う。

- (1) 火中に人が取り残された場合
- (2) 倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 流失家屋及び孤立した地点にとり残された場合
- (4) 山(がけ)崩れ、あるいはなだれにより生埋めになった場合
- (5) 船舶が遭難し、乗客等の救出が必要な場合
- (6) 鉄道、自動車、航空機、雑踏等での重大事故が発生し、乗客、被災者等の救出が必要な場合
- (7) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定され、又は生死が不明の状態にある場合

2 救出の方法

- (1) 消防職(団)員又は警察官が主体となり、必要な車両、資機材を駆使し、救出を行う。
- (2) 海上における救出は、舞鶴海上保安部が行う。

3 救出救助の効率化

安否不明者の捜索を迅速に行うため、災害時の安否不明者の氏名等の公表を検討する。

4 災害救助法による救出の基準

- (1) 費用の限度

救出費用は、船艇その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

- (2) 救出の期間

災害発生の日から3日以内。

5 防災関係機関への要請

舞鶴市長は、消防職(団)員のみでは救出が困難な場合、京都府知事、舞鶴警察署長、舞鶴海上保安部長、他市町村長、関係漁業協同組合長等に協力を要請するとともに、必要に応じて京都府知事に対し自衛隊、緊急消防援助隊の

派遣を要請する。

第2節 医療、助産及び救護計画

災害のため被災地域の医療機能が低下し、若しくは負傷者等が一時に医療機関に集中し、十分な医療、救護が受けられない場合を想定し、適切な医療、助産及び救護が円滑に実施できるよう、救護所の設置、搬送体制の整備等について定めるものとする。

また、舞鶴市は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われ、医療提供体制が確保・継続されるよう、京都府等に協力するものとする。

1 実施責任者

災害時における医療、助産及び救護は、市長が応急対策を実施する。ただし、災害救助法を適用した場合（同法により京都府知事が職権の一部を委任した場合を除く。）及び京都府知事が必要と認めた場合には京都府知事がこれを行う。

2 対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため生命の安全を保障されない危険な状態にある者とする。

3 医療救護班の編成

災害時の初動医療体制として、医療救護班を編成し、救護所を設置する。

- (1) 医療関係機関に対して、医師その他医療関係者の出動等を要請し、医療救護班を編成する。
- (2) 舞鶴市において医療救護活動が困難な場合、京都府知事に対して、医療救護班の派遣を要請する。

4 救護所の設置

医師会等の協力を得て、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設、又は学校・公民館等に救護所を設置する。

5 緊急災害医療チーム（DMAT）の派遣

災害現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置の必要が生じた場合には、京都府知事に緊急災害医療チームの派遣を求める。

6 救護所での活動

救護所では、次のような活動を行う。

なお、災害の状況によっては、被災地等を巡回し、医療・助産・救護活動を実施する。

- (1) 負傷者の傷病程度の半別
- (2) 重傷病者に対する応急措置

- (3) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 転送困難な患者に対する医療
- (5) 軽傷者に対する医療
- (6) 死亡の確認

7 後方医療機関での活動

救護所より搬送された重傷者を受入れ、次のような活動を行う。

- (1) 後方医療機関として救護病院・仮設救護病院を設置する。
- (2) 後方医療機関では、主として次の医療活動を実施する。
 - ア 重傷病者に対する優先医療
 - イ 助産
 - ウ 遺体の検案
 - エ 医療救護活動の記録、災害対策本部への収容状況等の報告

8 医薬品・資機材の確保

医薬品・医療用資機材等については、医療、救護活動において携行することとし、不足する場合には、関係業者等から調達するほか、京都府等関係機関及び他の市町村に要請し、その確保を図る。

第3節 傷病者搬送体制

1 搬送

被災現場から医療機関又は救護所への搬送は、消防団、住民、防災関係機関等の協力を得て実施する。

2 搬送方法

医療機関又は救護所への搬送は、救急車、公用車等によって行う。

第6章 災害救助法の適用計画

地震・津波災害により被害を受けた市民を救済するため、速やかに災害救助法の適用を受けることができるよう必要な措置を定める。

第1節 災害救助法の適用基準

1 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令の規定による。京都府知事が舞鶴市長に対し、災害救助法に基づく救援を行う場合の適用基準は、次のとおりである。

- (1) 市域内の滅失世帯数が、80世帯以上であること。
- (2) 京都府の区域内の住家のうち、滅失した世帯数が2000世帯以上であって、舞鶴市の区域内の滅失世帯数が40世帯以上であること。
- (3) 京都府の区域内で住家の滅失した世帯が9000世帯以上であって、舞鶴市の区域内の滅失世帯数が多数であること。
- (4) 災害が隔離した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- (5) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準に該当すること。

2 被害程度の認定基準

被害程度の認定基準は、一般災害対策編（資料編）の「被害程度認定基準」のとおりである。

3 住家の滅失世帯の算定

災害救助法の適用基準という「住家の滅失」は次のとおり算定する。

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は1とする。
- (2) 住家が半壊、半焼したものにあつては2世帯をもって1とみなす。
- (3) 住家が床上浸水又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯にあつては3世帯をもって1とみなす。

第2節 災害救助法の適用手続き

1 災害救助法の適用要請

舞鶴市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みである場合は、舞鶴市長は直

ちにその旨を京都府知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 適用を要請する理由
- (4) 適用を必要とする期間
- (5) 既に行った救助措置及び今後必要な救助措置
- (6) その他必要な事項

2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、京都府知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、舞鶴市長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに京都府知事に報告する。その後の処置に関しては、京都府知事の指示を受ける。

3 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合、特別基準の適用を申請できる。適用申請は京都府知事に対して行うが、期間延長については、救助期間内に行う必要がある。

第3節 災害救助法による救助の内容等

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与若しくは貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の捜索及び処理
- 11 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去
- 12 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

第4節 救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、京都府知事が実施者となり、舞鶴市長は、京都府知事の補助又は委任による執行として救助を行う。

救助の実施にあたっては、救助ごとに帳票の作成が義務づけられているため、各部・班は、関係帳簿を作成し、整理をする。また、これを京都府災害対策本部に報告する。

第7章 応援要請・受援計画

大規模な災害が発生した場合、舞鶴市単独では十分な対応ができないことも予想される。

そのような場合、京都府、近隣市町村、協定締結市町村、防災関係機関、自衛隊等に対して舞鶴市が応援を受ける場合に必要な事項を定める。

なお、本計画は、関西広域連合が定める「関西防災・減災プラン」との整合を図ることにより実効性を確保する。

第1節 京都府に対する応援要請

1 応援要請の手続

京都府知事に応援の要請又は職員派遣要請をする場合は、京都府中丹広域災害対策支部（中丹広域振興局）を経由し、原則として文書をもって要請する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を提出する。

2 応援要請の事項

要請は、以下の表に掲げる事項を明確にして行う。

内容及び要請先		事 項	根拠法令
応援の要請	京都府知事	①災害の状況及び応援の内容 ②応援を必要とする期間 ③日時・場所 ④応援を希望する物資等の品名・数量等 ⑤応援を必要とする場所・活動内容 ⑥その他必要な事項	災害対策基本法
職員の派遣の要請・あつ旋	京都府知事	①派遣のあつ旋を求める理由 ②派遣のあつ旋を求める職員の職種別・人員数 ③日時・場所 ④派遣を必要とする期間 ⑤派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑥その他必要な事項	派遣要請： 災害対策基本法 地方自治法 あつ旋： 災害対策基本法

第2節 防災関係機関に対する協力要請計画

災害に際して、市民の生命、身体及び財産を保護するために、その必要を認めた場合、災害対策本部長は、防災関係機関等に対して、人員の派遣、必要な資機材の提供等を要請する。

防災関係機関の連絡及び要請先一覧

関係機関	連絡及び要請する事項	連絡先	
京都地方気象台	気象予報及び警報の提供	075-841-3008	
舞鶴海上保安部	海上治安、罹災者の避難及び救助並びに応急復旧資器材等の海上輸送	76-4120	
近畿農政局	救助食料の緊急引渡し	075-451-9161	
近畿運輸局京都運輸支局	救援物資、応急復旧資器材等の海上輸送	75-0616	
近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	道路及び河川の情報、水防並びに公共土木施設の応急復旧及び点検	0773-22-5104	
西日本高速道路株式会社関西支社 福知山高速道路管理事務所	近畿自動車道敦賀線（舞鶴若狭自動車道）の情報、応急復旧及び点検	0773-27-7101	
京都府道路公社 管理事務所	京都縦貫自動車道の情報、応急復旧及び点検	83-0074	
京 都 府	中丹広域振興局	避難の指示、被害状況等の報告及び応急救助	62-2500
	中丹東土木事務所 (舞鶴駐在)	道路及び河川の情報、水防並びに公共土木施設の応急復旧及び点検	0773-42-8784 (62-2673)
	中丹東保健所	医療救護、防疫、飲料水及び汚物対策	75-0805
	港湾局	港湾施設の応急復旧及び点検	75-1174
	水産事務所	漁港施設の応急復旧及び点検	0772-22-3288
	舞鶴警察署	(1) 被災者の救出救助、避難誘導等 (2) 被災地及びその周辺における交通規制 (3) 被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙	75-0110
西日本旅客鉄道株式会社 福知山支社総務企画課	救助物資、応急復旧資器材等の輸送	0773-22-4303	
北近畿タンゴ鉄道株式会社		0772-25-1679	
WILLER TRAINS株式会社(京都丹後鉄道) 鉄道事業本部	救助物資、応急復旧資器材等の輸送	0772-25-2323	
西日本電信電話株京都支店	緊急電話及び電信電話施設の復旧	075-842-9463	
NHK京都放送局 丹後舞鶴支局	災害情報及び救助状況の一般市民に対する周知	75-7018	
株式会社京都放送		075-431-2160	
関西電力送配電株式会社 舞鶴技術サービスセンター (コンタクトセンター対応電話)	電気供給施設の復旧	0800-777-3081	
日本通運(株) 舞鶴支店	救助物資、応急復旧資器材等の陸上輸送	62-2550	
陸上自衛隊第7普通科連隊	災害の予防及び応急対策における自衛隊の派遣	0773-22-4141 (内) 235	
海上自衛隊舞鶴地方総監部	災害の予防及び応急対策における自衛隊の派遣	62-2550 (内) 2224	
その他の防災関係機関	必要の都度必要な事項		

第3節 自衛隊への災害派遣要請計画

1 災害派遣の適用範囲

自衛隊の災害派遣については、次のとおりとする。

- (1) 災害が発生し、人命又は財産を保護するため、京都府知事が必要であると認めた場合に、その要請に基づいて部隊等が派遣される場合
- (2) 災害による被害がまさに発生しようとしているときに、京都府知事の要請に基づいて部隊等が予防派遣される場合
- (3) 災害の発生が突発的でその救援が特に緊急を要し、京都府知事の要請を待ついとまがないときに、要請を待つことなく、指定部隊等の長（自衛隊法の規定により、都道府県知事等から災害派遣の要請を受け、又は災害派遣を命ずることができる部隊等の長をいう。以下同じ。）の判断に基づいて派遣される場合

指定部隊等の長が要請を待つことなく、災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。

- ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき
 - イ 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が京都府知事と連絡が不可能である場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき
 - ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命に関するものであると認められるとき
 - エ その他災害に際し、アからウに準じ、特に緊急を要し、京都府知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき
- (4) 自衛隊の施設、又はその近傍に災害が発生したときに、自衛隊の自主的判断に基づいて部隊等が派遣される場合

2 災害派遣部隊等の活動

- (1) 災害発生前の活動
 - 舞鶴市内の状況の偵察及び京都府との連絡調整
- (2) 災害発生後の活動
 - ア 被害状況の把握
 - イ 避難の援助
 - ウ 遭難者の捜索救助
 - エ 水防活動
 - オ 消防活動
 - カ 道路又は水路の啓開
 - キ 診療、防疫、病虫害防除等の支援

- ク 通信支援
- ケ 人員及び物資の緊急輸送
- コ 給水の支援
- サ 交通規制の支援
- シ その他

3 要請手続

自衛隊の派遣要請は、原則として舞鶴市長が、京都府中丹広域災害対策支部（中丹広域振興局）を経由し、京都府知事に対し文書をもって行う。

ただし、京都府との通信が困難な場合、陸上自衛隊第7普通科連隊若しくは海上自衛隊舞鶴地方総監部に対してその旨及び被害の状況を通知することができる。

この場合、舞鶴市長は速やかにその旨を京都府知事に報告しなければならない。

要請先及び要請内容等

要 請 先	京 都 府 知 事
要請伝達方法	文書2部（緊急の場合は口頭、電話等で行い事後文書送達）
要 請 内 容	① 災害の状況及び派遣を要請する理由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ その他参考となる事項

被害の状況及び京都府への災害派遣要請の状況等を通知する場合の連絡先

陸上自衛隊第7普通科連隊第3科	海上自衛隊舞鶴地方総監部第三幕僚室
所在地：福知山市天田堀	所在地：舞鶴市字余部下
[勤務時間内] TEL0773-22-4141（内線235）	[勤務時間内] TEL0773-62-2250（内線2213）
[夜間] TEL0773-22-4141（内線302）	[夜間] TEL0773-62-2250（内線2222・2223）

4 災害派遣部隊の受入体制

自衛隊の派遣が確定した時は、次のとおり部隊の受入体制を準備する。

(1) 作業計画及び資機材の準備

- ア 応援を求める作業について、他機関と競合重複することなく、効率的に作業分担が行えるよう十分な配慮を行い、速やかに作業計画をたてる。
- イ 必要な資機材の確保に努め、諸作業に関係のある管理者の了解を求める。

ウ 作業実施に必要な物資、資機材の調達が不可能な場合は、京都府へ要請する。

エ ヘリポートを開設する。

(2) 部隊の受け入れ

派遣された部隊の受け入れに際しては、海上自衛隊舞鶴地方総監部と調整の上、その受け入れ場所等について決定するとともに、連絡職員の指名を行う。

(3) 経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として舞鶴市が負担するものとする。

ア 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料

イ アに規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの

5 撤収要請

災害の処理が進み、舞鶴市独自で復旧等の作業が可能になったと判断した時、舞鶴市長は、京都府知事及び災害派遣部隊長と協議の上、災害派遣部隊の撤収要請を行う。

第4節 他の市町村に対する応援要請計画

被災の際に、災害応急対策を行うため必要に応じ、近隣市町村やあらかじめ締結した協定等に基づき、他の市町村に対して応援要請する。また、次に掲げる応急措置についても応援要請する。

- 1 被災者の食料、その他生活必需品の提供
- 2 被災者の応急救助にかかる職員の派遣及び所要の施設の利用
- 3 診療、検疫、感染病患者の収容その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに所要の施設の利用及び医薬品等の提供
- 4 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の資機材の提供
- 5 清掃及びし尿処理作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- 6 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- 7 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
- 8 消防、救急、水防のための職員応援及び所要の資機材の提供
- 9 その他応急対策活動に必要な措置

第5節 受援計画

1 応援の要請

災害時において、災害の規模、被害の程度等から、国や京都府、他の地方自治体等から応援を受ける必要があると判断される場合においては、必要とする応援内容を迅速に把握・整理し、すみやかに応援要請を行うこととする。

2 受入に向け必要な業務や体制の確立

国や京都府、他の地方自治体等からの応援を効率的かつ効果的に受けるため、別途「舞鶴市災害時受援計画」を定め、次の業務や体制づくりに取り組む。

- (1) 救命救助・消火部隊受入
- (2) 重症患者広域搬送・DMAT、救護班受入
- (3) 救援物資受入
- (4) 他府県等応援要員受入
- (5) 避難所運営支援の受け入れ
- (6) 広域避難

3 災害ボランティア受入体制

災害ボランティア及び災害時に支援を申し出たボランティア団体に対し、円滑な活動ができるように受援体制づくりに取り組む。

第8章 水防活動計画

水防法の規定に基づき、水防活動に関する計画（水防計画）を策定し、市内の河川、海岸、港湾、ため池等に対する水防に万全を期すものとする。

第1節 応急対策

地震・津波災害が発生した場合には、人命に危険が切迫するおそれがあるとともに、堤防に亀裂が生じ、樋門、ため池等が損傷あるいは破損するおそれがあることから、防災関係機関と相互に協力し、速やかに応急対策活動を行う。

- 1 河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上、危険があると認められる場合は、管理者に連絡し、必要な措置を取る。
- 2 ため池の決壊、山崩れの危険があると認められる場合は、警戒員を配置し巡回する。
- 3 地震による堤防等の決壊、津波による浸水等により人命に危険が切迫していると認められる場合は、本部長は、関係地区の住民に避難指示を行う。
- 4 避難指示等を行った場合は、その旨を京都府知事に報告する。

第2節 応援要請

水防上必要と認められる場合は、関係機関へ応援要請する。

第3節 管理者の措置

河川、ため池、水門、樋門等の管理者は、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報し、必要な措置をとる。

第9章 消防活動計画

地震・津波災害が発生した場合には、火災、救助、救急といった事案が複合して発生し、災害全般に対し消防力が劣勢となるおそれがあるため、大規模火災へと発展させないよう、一挙鎮圧を優先するとともに、住民の安全な避難を実施するため、消防団及び自主防災組織等と連携して効率的な活動を行う。

第1節 消防部隊の編成

- 1 消防職員は、市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、又は、大津波警報、津波警報が発表された場合は速やかに自主参集するものとする。
- 2 地震発生直後の同時多発火災に備え、消火隊の増強を優先し、職員の参集に応じてその他の部隊を増強する。
- 3 地震の状況により、高所見張、管内パトロール、情報通信、応急救護等の任務を指定する。

第2節 情報収集

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、防災関係機関と連携して、市域の被害状況等の情報を次のとおり収集する。

- 1 人的被害の状況
- 2 火災の状況
- 3 倒壊建物等の状況
- 4 消防ポンプ自動車等の通行可能な道路の状況
- 5 消防水利等の利用可能状況
- 6 その他活動上必要な情報

第3節 消防活動

1 消火活動

- (1) 火災が消防力を超え延焼拡大し、又は強風等により火災の制圧ができない場合は、住民の避難誘導を優先し、避難場所、避難路の確保のための活動を行う。
- (2) 同時に複数の火災を覚知した場合は、風向、街区の延焼危険性、水利情勢、重要施設の立地、危険物施設の立地等の各種要件を総合的に判断し、重点的に防御すべき地域へ優先的に部隊を投入する。
- (3) 消防団と連携し効率的な部隊配置を行う
- (4) 消火栓断水も視野に入れ有効な水利を確保する。

2 救助活動

- (1) 救助活動は、重症者を優先する。
- (2) 病院や社会福祉施設等、緊急性の高い施設を優先する。
- (3) 消防団員、自主防災組織、付近住民等で救出可能な事案については、できる限り協力要請を行い、救出に特殊機材や技術を要する事案については、救助隊が行うなどの役割分担により活動効果を上げるものとする。
- (4) 被害状況に応じて、警察官の協力を要請する。

3 救急活動

- (1) 救護にあたっては、トリアージにより重症者を優先に処置・搬送し、その他の者はできる限り自主的な搬送手段に委ね、救命率の向上を目指す。
- (2) 医療機関の情報収集は、京都府救急医療情報システムで行うほか、電話等により、処置可能な傷病程度、収容人員等を調査する。
- (3) 医療機関の受入れが困難な場合は、市内に救護所が設置されるまでの間、一時的に消防署近辺に仮救護所を設置する。
- (4) 市内の医療機関等で治療ができない重症者等については、ヘリコプター及び救急車等で救急救命センター等へ搬送する。

4 早期応援要請

地震・津波による被害が、市内の消防力では対処できない場合は、速やかに他市町村等へ応援要請するものとする。

第4節 消防団の活動

消防団の機能及び総合力を効果的に発揮するため、各消防団は消防団本部を設置し、指揮系統の一元化と活動体制の早期確立を図るとともに常備消防と連携し効率的な活動を行う。

第5節 消防受援計画

消防長は、応援要請された他市町村等の消防隊等の運用及び活動が円滑に遂行できるよう消防受援計画を策定するものとする。

第10章 危険物施設等対応計画

地震・津波災害が発生した場合、危険物施設等の各管理者は、関係機関と連携して危険防止措置及び施設等の点検を行う。また、関係機関とともに一時使用停止や使用制限の措置、消火活動、危険物質の除去・拡散防止等の活動を行う。

石油類、ガス類、火薬類、毒劇物等（「以下、「危険物等」という。」）の漏洩・流出や火災等が発生した場合は、舞鶴市消防本部及び関係機関に連絡し、住民等に被害が予想される場合には、周辺地域に避難等必要な緊急措置を行うものとする。

第1節 危険物等の災害応急対策

危険物施設等の管理者等は、予防規程に基づき消防法に定める必要な措置を講じ、被害の発生及び被害の拡大を防ぐものとする。

- 1 危険物等の漏洩・流出及び火災等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、火気及び電源を遮断する。
- 2 危険物施設等の被災状況を確認し、危険物等の漏洩、火災その他の災害が発生した場合は、防災機関へ通報するとともに広報、避難誘導等、従業員及び付近住民の安全確保の措置を講じる。
- 3 危険物等の漏洩があった場合は、流出、拡散及び出火防止の措置を講じる。
- 4 事前に定められた計画に基づき、自衛消防組織等による消火、救出、救護その他必要な活動を行う。

第2節 石油等排出による海上災害応急対策

- 1 海上等に排出した油類の種類、周囲の状況等を的確に判断して適切な措置を講じる。
- 2 漏洩箇所の応急修理及び土のう等により海上排出を防止し、あわせて排出油の海面等への拡散防止の措置を講じる。
- 3 油類等が海上等に排出した場合、潮流、風向等により広範囲にわたり二次的災害の危険性があることから、沿岸施設等への迅速な連絡と広域的防護対策を講じるとともに、舞鶴港排出油等防除協議会へ情報連絡し、海上汚染等の拡大防止に努める。
- 4 排出油に毒性がある場合は、火災の発生等に関係なく避難誘導を優先して行うとともに、毒性の確認と必要な措置を講じる。

第3節 高圧ガス施設の応急措置

京都府及び舞鶴市消防本部と連携し、次の措置を講じる。

1 被害状況の把握

早急に正確な被害状況の把握に努め、適切な緊急措置を講じる。

2 二次災害の防止

- (1) ガスの漏洩を防止し、爆発等の二次災害を防止するため、弁の閉鎖等の緊急停止措置を行う。
- (2) 応急点検の実施、ガス濃度の測定等を実施する。
- (3) 施設に損傷等が発見されたときは、応急補修、ガス抜き等の措置を行う。漏洩が確認されたときは、漏洩防止措置を行うとともに、ガスの性状により火気使用禁止措置等を行う。

3 防災関係機関への通報

災害を発見した場合は、速やかに防災関係機関に通報する。

4 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措施

災害発生事業所は、防災関係機関との連絡を密にし、従業員及び周辺住民の安全を図るため、必要に応じて広報、避難誘導等の措置を行う。

第4節 火薬類施設の応急措置

火薬類取扱施設に災害が発生した場合は、京都府及び防災関係機関等と連携し、火薬類取締法に基づく緊急措置を命ずる。また、各事業者は、次の措置を講ずる。

- 1 保管、貯蔵又は運搬中の火薬類を安全地域に移す余裕があるときは、速やかにこれを安全な場所に保管し、見張り役をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- 2 道路が危険又は運搬に余裕がないときは、火薬類を付近の水中に沈める等の安全措置を講ずる。
- 3 運搬の余裕がないときは、火薬庫の入り口及び窓等を密閉し、可燃部については防火措置を講じ、かつ必要に応じて付近の住民に避難を呼びかける。

第5節 毒劇物取扱施設の応急措置

毒劇物等による災害が発生した場合は、特に住民の保健衛生上の危害を最小限にとどめるため、京都府及び防災関係機関等と連携し、関係事業所等に次の措置を講ずるよう指導する。

- 1 京都府中丹東保健所又は舞鶴市消防本部等への報告・届出
- 2 劇物の流出等の防止措置及び中和等による除害措置
- 3 被災していない貯蔵施設等の応急点検及び必要な災害防止措置
- 4 毒劇物による保健衛生上の危害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制の確立
- 5 緊急連絡等情報網の確立による状況に即した活動体制の確保

第11章 災害警備計画

地震・津波災害時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るとともに、交通の規制、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に努める。

災害警備活動は、国、京都府、舞鶴市、自衛隊、消防、海上保安庁等の防災関係機関及び自主防災組織と緊密な連携のもと、警察が実施する。

1 警備対策

(1) 警備体制

市内において震度5強以上の地震が発生したとき及び市内において地震・津波による大規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、警察において警備本部を設置し警備にあたる。

(2) 警備活動

地震・津波による被害が発生した場合は、その状況に応じ次の活動を行う。

- ア 住民等の避難誘導
- イ 被災者の救出救助
- ウ 被災地及び周辺地域における交通規制
- エ 行方不明者の捜索
- オ 遺体の検視、死体調査、身元確認
- カ 遺族への対応
- キ 被災地及び避難所等に対する警戒活動
- ク 被災地等における犯罪の予防及び取締り
- ケ 住民等への広報
- コ その他必要な警備活動

2 海上警備対策

(1) 災害が発生した際に、海上における個人の生命、財産、身体の保護並びに犯罪の防止、鎮圧・取締り、混乱の防止等の公共の安全・秩序の維持を図るため、舞鶴海上保安部は舞鶴警察署と連絡を密にして警備にあたる。

(2) 舞鶴海上保安部長（舞鶴港長）は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ一般船舶の航泊禁止等の措置を図る。

第12章 道路・交通輸送計画

地震・津波災害時における被災者の避難、負傷者の搬送及び災害応急対策に必要な人員、物資等の迅速、確実な輸送と緊急車両の通行を確保するため、陸上、海上輸送等の対策について定めるものとする。

第1節 道路・交通応急対策計画

災害により、道路、橋りょう、その他交通施設に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、交通の安全確保と施設保全を図るなど、災害地における緊急輸送のための交通路を確保するため、速やかに必要な措置を講じるものとする。

1 輸送路の確保

災害発生の場合、消防活動や緊急輸送等、急を要する活動を最優先するために必要な緊急輸送ルート、その他の主要道路の輸送路を確保する。

緊急輸送道路は下記路線とする。

- (1) 舞鶴若狭自動車道
- (2) 京都縦貫自動車道
- (3) 国道27号
- (4) 国道175号
- (5) 国道177号
- (6) 国道178号
- (7) 主要地方道小倉西舞鶴線
- (8) 主要地方道舞鶴和知線
- (9) 主要地方道池辺京田線
- (10) 主要地方道東舞鶴停車場線
- (11) 一般府道内宮地頭線
- (12) 一般府道西舞鶴停車場線
- (13) 前島中央臨港道路
- (14) 下福井喜多臨港道路
- (15) その他市の災害拠点を結ぶ路線

2 道路の緊急調査

国道、府道及び市道の各管理者は、舞鶴警察署長と協力して緊急道路パトロールを行い、道路、橋りょう等の危険な箇所を速やかに発見し、必要な応急措置を施すとともに、これを防災関係機関に連絡する。

3 措置

道路管理者は、災害時に安全かつ円滑な交通を確保するため、速やかに以下の措置を講じる。

- (1) 所管の道路について、被害状況に応じた応急復旧を速やかに行い、交通の確保に努める。
- (2) 道路上に流木、ごみ等の障害物がある場合はこれを除去する。
- (3) 舞鶴市域の被害が大きく、一般車両の通行が、災害応急対策活動を実施するために支障があると判断されるとき、又は道路が被害を受けて通行するのに危険があるとき等は、交通規制を行う。
- (4) 上水道、下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設が被災した場合は、各施設管理者に通報する。ただし、その時間がないときは、通行の禁止又は制限、あるいは現場付近の立入禁止、避難の誘導、住民への周知等、安全確保のための必要な措置を講じ速やかに報告する。
- (5) 国道、府道又は市道を問わず、その道路が市民の生命、身体及び財産に重大な影響を与える状況にある場合は、調査、交通規制、障害物除去、応急復旧等について各道路管理者は、必要な相互協力を行う。

4 応援の要請

道路の損傷が著しく、早期の応急復旧が不可能な場合は、自衛隊、京都府、他市町村等に派遣又は応援を要請する。

5 交通規制

道路管理者、舞鶴警察署長及びその他の機関の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、必要に応じて通行の安全確保のための交通規制を実施する。

(1) 実施責任者及び範囲

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、道路、橋りょう、交通施設等の危険箇所を発見したとき、あるいは通報によりこれを認知したときは、次表の区分により区域又は区間を定めて道路の通行を禁止、若しくは制限する。

実施責任者		範 囲	根拠法
道 路 管 理 者	国土交通大臣 京都府知事 市長	1 道路の破損、欠壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合 (備考) 臨港道路については、京都府の条例により、道路法の関係規定が準用され、臨港道路の通行の禁止等がなされる。	道路法
京都府公安委員会		1 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合	災害対策基本法 道路交通法
舞鶴警察署長		1 道路交通法により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短い場合 2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路上において、交通の危険が生じるおそれがある場合において危険を防止するため、緊急の必要があると認めるとき。	道路交通法

(2) 相互連絡

道路管理者、京都府公安委員会、舞鶴警察署及び防災関係機関は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止、制限の対象区域、区間、期間及び理由を相互に連絡する。

6 交通規制の実施要領

(1) 交通規制のための措置

ア 舞鶴市による交通規制の実施

舞鶴市長は、調査の実施や住民からの通報等により、危険な状態を予想又は把握したときは、早急に市道の交通規制を実施する。

イ 市道以外の場合

舞鶴市長は、道路管理者に対して必要な交通規制を依頼する。なお、交通規制を緊急に実施する必要がある、道路管理者が規制をする時間がないと認められる場合は、舞鶴警察署へ通報し規制又は混雑緩和の措置を行う。

この場合、できる限り速やかに当該道路の管理者又は舞鶴警察署に連絡し、正規の規制を行う。

(2) 迂回路の設定

緊急交通路及び迂回路の指定にあたっては、緊急輸送ルート、道路障害物除去活動等との調整を図るため、舞鶴警察署及び関係機関との緊密な連携を図った上で行う。

(3) 規制の標識等

交通規制を行った場合は、法令の定めに基づき、規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要する場

合で規定の標識を設置することが困難な場合は、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる等の措置を講じる。

ア 規制標識

道路法及び道路交通法によって規制したときは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(1960年12月17日号外総理府建設省令第3号)の定める様式方法により、災害対策基本法によって規制したときは、災害対策基本法施行規則様式第1に定める様式によって表示する。

イ 規制条件の表示

道路標識に次の事項を明示する。

- (ア) 禁止制限の対象
- (イ) 規制する区間
- (ウ) 規制する期間
- (エ) 規制する理由

7 通知・報告

交通規制を行った機関は、関係機関へ報告又は通知するものとする。

(1) 関係機関

道路管理者、警察機関

(2) 報告事項

各機関は、報告・通知等に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 禁止制限の種別
- イ 規制する区間・区域
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ 迂回路その他の状況

8 道路の障害物の除去

道路管理者は、災害発生時において直ちに道路の巡視を行い、路上に散乱し、又は交通障害となっている構造物の破片、廃材及び土砂等の除去作業を行う。

(1) 除去の方法

ア 障害物の除去の実施機関は、災害発生後速やかに被害状況を調査し、状況に応じて自らの組織、労力、機械及び器具等を用い、又は土木建築業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行う。

イ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況を考慮し、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。

(2) 除去の優先順位

障害物の除去が必要な緊急輸送道路等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて実施する。

(3) 京都府等に対する要請

舞鶴市において障害物の除去が困難な場合は、京都府、防災関係機関、他の市町村等に対して応援を要請する。

(4) 道路管理者等による措置命令

大規模災害時において直ちに道路啓開（機能確保）を進め、緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保するため、災害対策基本法に基づき、道路管理者等による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講じる。

ア 災害時における車両の移動等

緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は、区間を指定して車両の移動等を実施する。

(イ) 緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令できる。

(イ) 運転者の不在時等は、道路管理者等が自ら車両を移動できる。その際、やむを得ない限度での車両その他の物件を破損することができる。※ホイールローダー等による車両移動

イ 土地の一時使用等

上記アの措置のため、やむを得ない必要がある場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分をすることができる。※沿道での車両保管場所確保等

ウ 損失補償

道路管理者等は上記アの(イ)又はイの処分により、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

エ 国土交通大臣及び知事による指示

国土交通大臣は、京都府、舞鶴市に対し、京都府知事は舞鶴市に対し、上記ア、イの措置について指示をすることができる。

オ 京都府公安委員会の要請

京都府公安委員会は、道路管理者等に対し、上記ア、イの措置について要請することができる。

第2節 緊急輸送計画

災害発生時において、迅速な負傷者の搬送、緊急物資の輸送等が実施できるよう、道路、航空、海上及び鉄道輸送の確保に努める。

1 緊急通行車両

(1) 緊急通行車両として確認する車両

災害対策基本法に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両」という。）として確認を行う車両は、次に掲げる事項を目的として使用する車両とする。

ア 警報の発表及び伝達並びに避難勧告等に関する事項

イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ 被災者の救難、救助、保護等に関する事項

- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設の応急復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫等の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 舞鶴市が行う車両の確保

(1) 車両等の確保

公用車を効率的に管理し、各部・各班の要請に基づいて配車計画をたてる。又、必要物資の緊急輸送に対する準備を行う。公用車では対応が困難な場合や特殊車両等については、配車計画に基づいて、民間業者からの借り上げを実施する。又、市内で車両確保が困難な場合、又は輸送の状況において他市町村から調達することが適当と認められた場合は、京都府及び他の市町村に協力を依頼する。

なお、自衛隊車両については、京都府を通じて自衛隊に要請する。

(2) 燃料の調達

公用車、借上車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。

(3) 車両等の配車・運用

ア 配車の請求

各部各班において車両を必要とする場合は、目的、車種、積載量、台数、引渡場所、使用日時又は期間を明示の上、資産班に請求する。

イ 配車計画

資産班は、緊急度、用途、必要とされる運搬力、走行性能等を考慮し、各部・各班からの要請に対応する配車計画を調整する。

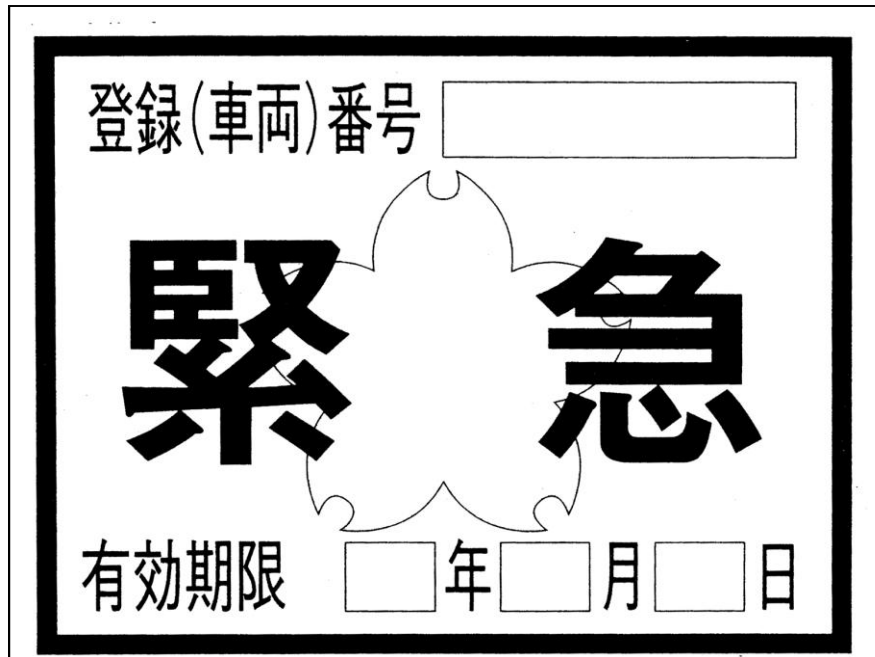
(4) 災害対策基本法に基づく緊急輸送車両の確認申請

ア 緊急通行車両の確認に関する手続き

(7) 災害対策基本法に基づき交通規制が行われた場合、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び舞鶴警察署長に対し、緊急通行車両等確認申請書に、輸送協定書、又は指定行政機関の上申書等当該車両の使用目的を明らかにする書面を添えて確認の申請を行う。

(4) 緊急通行車両として確認手続きを完了した場合は、車両ごとに標章及び緊急通行車両等確認証明書を受理する。

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		知事印 公安委員会	
番号表に標示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

イ 緊急通行車両の事前届出制度

災害応急対策を実施するために使用する計画があり、緊急通行車両の確認を行うべき車両のうち、次に該当す

る車両（ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。）については、車両の使用の本拠地を管轄する警察署に対し、あらかじめ事前届出の手続きを行う。

- (ア) 災害時において、地域防災計画に基づき緊急輸送を行う車両、その他災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- (イ) 指定行政機関、指定地方行政機関、地方自治体、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により、常時使用されている車両又は災害時に他の関係機関、団体等から調達する車両
- (ウ) 車両の使用の本拠地が京都府内にある車両

ウ 事前届出車両の確認

あらかじめ緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けた車両は、舞鶴警察署長に緊急通行車両等事前届出済証を提出し、緊急通行車両等確認証明書に必要事項を記載することにより、届出済証を受けていない車両の確認申請に優先し、確認に必要な審査が省略される。

3 道路輸送

輸送路となる道路の状況を点検し、道路の通行禁止、制限及び輸送路の状況について、舞鶴警察署と密接な連携を図り、次の措置により、安全通行の確保を図る。

- (1) 通行の安全が確保されない時点では、通行止め措置を含む交通規制措置をとる。この場合、舞鶴警察署に連絡し、十分な連携を図る。
- (2) 土砂崩れ等による通行障害が生じた場合は、二次災害防止に留意して、応急復旧を図る。
- (3) 路肩崩壊等危険箇所には、標識灯等を配置する。
- (4) 必要に応じ、要員を配置し、交通整理を行う。
- (5) 国・京都府の管理する道路通行確保については、早期の対策を要請する。

4 航空輸送

一刻を争う輸送に対応するため、航空輸送の拠点となるヘリポートを開設するなど、航空輸送路の確保に努める。

(1) ヘリポートの開設

次のとおり、ヘリポートを開設する。

ア 地表面の条件整備

グラウンド等の未舗装の場所に開設する場合は、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないように処置する。また、地表面が乾燥している場合は、十分に散水する。

イ 着陸点の表示

着陸点（直径30m）の中央に、石灰等を用いて直径10mの円を書き中央に「H」と記す。

ウ 風向の表示

- (ア) 着陸点付近に上空から確認できる吹き流し又は旗をたてる。
- (イ) 着陸点中央からなるべく離れた地点で、地形、施設等による影響の少ない場所を選定する。

(ウ) 吹き流し又は旗は、布製とし、風速25m/s程度に耐えられる強度を有しているものとする。

(2) 開設場所

ヘリポートの開設場所は、別表ヘリコプター緊急離着陸指定地のとおりとする。

ヘリコプター緊急離着陸指定地

地区	指定地名称	所在地	面積 m ²	区分
大浦	田井コミュニティセンターグラウンド	田井	2,300	中型B
	大丹生コミュニティセンターグラウンド	大丹生	2,400	中型B
	大浦小学校グラウンド	平	7,600	中型B
東	若浦中学校グラウンド	大波下	9,000	中型B
	朝来小学校グラウンド	朝来中	4,200	中型B
	舞鶴工業高等専門学校グラウンド	白屋	44,500	大型A
	青葉山ろく公園グラウンド	岡安	50,000	大型A
	志楽小学校グラウンド	小倉	6,500	中型B
	市場運動場	市場	5,800	中型B
	東舞鶴高等学校グラウンド	泉源寺	11,800	大型A
	海上自衛隊舞鶴教育隊グラウンド	泉源寺	23,900	大型A
	新舞鶴小学校グラウンド	溝尻	6,100	中型B
	白糸中学校グラウンド	浜	10,500	中型B
	三笠小学校グラウンド	桃山	4,000	中型B
	倉梯小学校グラウンド	行永	3,700	中型B
	青葉中学校グラウンド	行永	7,400	中型B
	倉梯第二小学校グラウンド	行永	6,200	中型B
	東舞鶴公園グラウンド	行永・森	24,000	大型A
	与保呂小学校グラウンド	与保呂	7,900	中型B
中	市民グラウンド	余部下	18,000	大型A
	中舞鶴小学校グラウンド	余部上	6,500	中型B
	舞鶴海上保安航空支援センター	長浜	6,400	中型B
	和田中学校グラウンド	和田	9,600	中型B
	海上自衛隊舞鶴航空基地	長浜	18,000	大型A
西	余内小学校グラウンド	倉谷	11,800	大型A
	日星高等学校グラウンド	上安久	11,500	大型A
	吉原小学校グラウンド	東吉原	1,800	中型B
	城北中学校グラウンド	南田辺	10,100	大型A

地区	指定地名称	所在地	面積 m ²	区分
西	明倫小学校グラウンド	北田辺	6,500	中型B
	伊佐津川運動公園(多目的①)	上安久	9,200	中型B
	伊佐津川運動公園(多目的②)	上安久	10,600	大型A
	伊佐津川運動公園(芝生広場)	上安久	3,100	中型B
	西舞鶴高等学校グラウンド	引土	17,700	大型A
	中筋小学校グラウンド	公文名	7,800	中型B
	城南中学校グラウンド	京田	18,800	大型A
	池内小学校グラウンド	布敷	8,300	中型B
	高野小学校グラウンド	高野台	8,500	中型B
	旧青井小学校グラウンド	青井	2,900	中型B
	福井小学校グラウンド	下福井	4,500	中型B
加 佐	旧岡田上小学校グラウンド	地頭	3,900	中型B
	加佐中学校グラウンド	岡田由里	8,300	中型B
	旧岡田中小学校グラウンド	西方寺	5,900	中型B
	加佐運動場	岡田由里	11,500	大型A
	岡田小学校グラウンド	久田美	4,700	中型B
	由良川小学校グラウンド	丸田	11,400	大型A
	旧由良川中学校グラウンド	中山	6,000	中型B
	旧神崎小学校グラウンド	西神崎	2,400	中型B

(合計 箇所)

(注) 区分欄の大型A、中型B、小型Cは、以下のものをいう。

大型A	100m×100m	進入勾配	6°	450m
中型B	36m×36m	進入勾配	8°	450m
小型C	30m×30m	進入勾配	10°	450m

5 海上輸送及び鉄道輸送等

(1) 海上輸送路

舞鶴海上保安部、京都府港湾局等の関係機関と連携し、前島ふ頭、第2ふ頭、第3ふ頭、喜多ふ頭及び舞鶴国際ふ頭を活用し海上輸送路の確保に努める。

(2) 鉄道輸送路

西日本旅客鉄道株式会社、北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社(京都丹後鉄道)と連携し、鉄道輸送路の確保に努める。

第13章 食料・飲料水、生活必需品等供給計画

地震・津波災害時においては、食料、飲料水、生活必需品等の確保、供給をはじめとする生活救援対策を迅速に行うことにより、被災者の生活の確保を図る。

第1節 給水計画

飲料水は、生命の維持にとって非常に重要なものである。従って、災害による受水経路の破損又は汚染により、飲料水の確保ができなくなった市民に対しては、迅速かつ計画的な給水活動を行うものとする。

1 実施責任者

飲料用水等の供給は原則として舞鶴市が行うものとするが、舞鶴市において実施できないときは、応援協定締結先の市町村等の協力を得て実施するものとし、災害救助法を適用した場合（京都府知事の通知に基づき舞鶴市長が実施する場合を除く。）及び京都府知事が必要と認めた場合の給水は、京都府が市町村相互間の連絡調整を行い、関西広域連合及び公益社団法人日本水道協会と連携・調整を図りながら、広域的な見地からその確保に努めるものとする。

2 対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

3 応急給水の基本方針

- (1) 応急給水の期間と水量については、被災直後から水道施設の復旧の状態にあわせ、順次給水量を増加させていくこととする。（「応急給水の目標水量等」参照）
- (2) 被災が大規模な場合や被災により職員が参集できない場合を想定して体制整備を図るとともに、水道工事業者等の外部支援者の受入れ体制を整備する。

応急給水の目標水量等

災害発生からの日数	目標水量	住居からの運搬距離	用途
3日まで	3ℓ/人・日	概ね1000m以内	生命維持に最小限必要 (飲料等)
4～10日	20ℓ/人・日	概ね 250m以内	日周期の生活に最小限必要 (飲料、水洗トイレ、洗面等)
11～21日	100ℓ/人・日	概ね 100m以内	数日周期の生活に最小限必要 〔 飲料、水洗トイレ、洗面 風呂、シャワー、炊事等 〕
22～28日	被災前給水量 (約250ℓ)	概ね 10m以内	ほぼ通常の生活 (若干の制約はある)

注 住居からの運搬距離は、可能な限り短くなるように努める。

4 応急給水の水源

(1) 主要水源

応急給水の水源は、浄水場、配水池等の水道施設を主体とする。

(2) 外部水源

被災地において確保することが困難なときは、被災地周辺の浄水場等から給水車、容器等により運搬給水する。

5 応急給水用資機材の確保

給水車、給水タンク等については、被災地の給水人口に応じて必要量を確保することとし、災害の規模により、被災地周辺水道事業者等、他府県、自衛隊などの応援を受けて確保する。

6 飲料水等の確保

水道施設が被災又は汚染された場合、次の方法で飲料水等を確保する。

(1) 浄水の確保

ア 配水池の緊急しや断弁により、水の流出防止を図る。

イ 特定企業、団体から供給される水の利用を図る。

(2) 安全対策

水源の水の検査、消毒・ろ過等の安全対策を行う。

7 給水計画

災害が発生した場合、応急給水の実施が必要な地域及び給水必要量を把握し、給水の対象地域、給水場所、給水時間等を内容とする給水計画を作成し、応急給水を実施する。

8 給水の準備

(1) 給水の広報

給水時間・給水場所等を関係地域市民に広報する。

(2) 給水地点の設定

給水地点は、避難所又は被災所周辺の便利の良い場所に設定する。

(3) 給水用資機材の確保

タンク車等の給水用資機材が不足する場合は、京都府、他の市町村及び自衛隊に協力を要請する。また、水袋、ポリタンク等の備蓄資器材が不足する場合は、業者から調達する。

9 給水の方法

(1) 給水基準

被災者1人当たり1日3リットルを基準とする。

(2) 給水順位

医療機関、社会福祉施設等緊急性の高いところから優先的に給水を行う。

(3) 消火栓の活用

給水を必要としている場所で、消火栓を利用できる場合は、給水車等への補給にも活用する。

(4) 特別措置

病院・福祉施設等に対しては、特別給水を実施し、医療活動に支障のないよう努め、必要に応じて、貯水槽の設置や仮設配管を行う。

(5) 要配慮者等への配慮

高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住民などが行う水の運搬への支援に配慮するとともに、自治会等を通じた住民相互の協力や災害ボランティア活動との連携を図る。

10 期間及び費用の範囲

給水の期間及び費用は、原則、災害救助法の定めるところとする。

第2節 食料の供給計画

災害により被災し、食料が確保できない市民や避難所に収容された者に食料を供給するため、備蓄食料の配給、炊き出し、業者手配等を行うものとする。

被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 対象者

応急食料については、おおむね次の者を対象に供給する。

- (1) 避難所の避難者
- (2) 住家が被害（全半壊、全半壊、流失、床上浸水等）を受け、炊事の不可能な者
- (3) 住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者
- (4) 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- (5) 災害応急対策活動従事者
- (6) 食料の確保が困難となり、通常の食料を得ることが不可能となった者

2 応急食料の内容

応急食料は主食として米穀、パン等の備蓄食料のほか、業者等から購入した弁当を配給する。また、必要に応じて副食や調味料等を支給する。

3 その他食料の確保

- (1) 応急食料の必要数の把握し、その確保に努める。

- (2) 食料の不足が見込まれる場合、業者及び農家等に協力を要請し、確保する。
- (3) 調達が困難な場合は、他の市町村、自衛隊等に応援を要請する。
- (4) 災害救助法が適用された場合等は、京都府に食料供給を要請する。

4 食料供給活動の実施

(1) 供給

食料は、原則として業者等から直ちに弁当等を調達し、被災者に供給するものとする。なお、災害初期に一時的に業者等からの食料が供給できないときは、備蓄食料を供給する。

(2) 輸送

調達した食料の輸送は、原則として、調達先の業者に依頼する。調達先の業者が輸送困難な場合は、舞鶴市職員等により行う。

(3) 配給の方法

避難所において、避難所責任者に手渡し、避難所責任者が、自治会（区）等の協力により配給する。

(4) 炊き出し

炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所で行う。

5 期間及び費用の範囲

食料供給の期間及び費用は、原則、災害救助法の定めるところとする。

第3節 生活必需品等の供給計画

災害により被災し、日常生活を営むことが困難になった市民のため、備蓄品や業者手配等により生活必需品を供給するものとする。

被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 対象者

生活必需品については、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により被服、寝具、その他の生活必需品を喪失又は棄損し日常生活を営むことが困難な者を対象とする。

2 応急生活必需品の内容

応急生活必需品の内容は、おおむね次のとおりとする。

- 寝 具 …… 毛布、布団、枕等
- 被 服 …… 作業衣、婦人服、子供服、シャツ、くつ下、下着、雨衣、防寒衣等
- 身の回り品 …… タオル、筆記用具、靴等

- 炊事用品 …… 鍋、バケツ、包丁、コンロ、食器類、紙コップ、はし等
- 日用品 …… 石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ、生理用品、紙おむつ等
- 光熱材料 …… ライター、ロウソク、燃料、乾電池等

3 応急生活必需品の確保

- (1) 応急生活必需品の必要数の把握を行い、その確保に努める。
- (2) 応急生活必需品の不足が見込まれる場合、業者に協力を要請し、確保する。
- (3) 調達が困難な場合は、京都府、他の市町村へ物資の供給あっ旋を要請する。

4 応急生活必需品供給活動の実施

(1) 一時保管

応急生活必需品は、原則として、地域内輸送拠点に一時保管する。また応急生活必需品の調達、支援の受け入れを行った場合にも、同様とする。

(2) 輸送

調達した生活必需品の輸送は、原則として、資産班の配車により、物資班が輸送計画に基づいて実施する。物資班で輸送困難な場合は、調達先の業者に協力を依頼する。

また保管場所から配給場所への輸送は、物資班が行う。

(3) 配給の方法

避難所において、応急生活必需品等を配給する場合は、避難所責任者等に手渡し、避難所責任者等が、自治会(区)等の協力により実施する。

5 期間及び費用

生活必需品等の供給の期間及び費用は、原則、災害救助法の定めるところとする。

6 燃料の確保

舞鶴市及び重要施設の管理者又は運営者(以下「重要施設の管理者等」という)は、自力で燃料を確保できない場合、京都府へ燃料供給を要請する。

7 電源の確保

舞鶴市及び重要施設の管理者等は、自家発電設備がない又は自家発電設備への燃料供給ができない場合、京都府へ電力確保を要請する。

第4節 地域内輸送拠点開設計画

大災害が発生し、多くの避難者が発生した場合には、避難所ごとに備蓄品、食料品、日用品等の物資を蓄え、これを

管理することが困難であるので、食品・物資の集中管理体制をとり、避難所ごとの在庫管理負担を軽減するため、地域内輸送拠点を開設する。

1 開設予定場所

舞鶴東体育館、舞鶴文化公園体育館及び赤れんが5号棟を地域内輸送拠点の開設予定場所とする。なお、3箇所では不足すると考えられる場合は、必要に応じて他の場所を選定し、地域内輸送拠点を開設する。

2 取扱物資

地域内輸送拠点では、次の応急調達物資、救護物資を取扱うものとする。

- (1) 食料、日用品、その他の備蓄品
- (2) 大量一括購入した食料品、日用品等
- (3) 救援物資
- (4) その他

3 地域内輸送拠点の運営

物資配送は、物流等民間事業者のノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。

- (1) 避難所、その他の防災拠点及び緊急交通路、不通箇所等交通情報を収集し、応急配送計画をたてる。
- (2) 避難所で必要な食料、日用品等の数量を常に把握し、これを手配、集荷及び保管の上積載し、配送を行う。
- (3) 救援物資はボランティア等の協力を得て品種別の仕分けを行い、可能な限り早期に配送・分配を行う。

〔救援物資分配上の留意事項〕

分配にあたっては公平を原則とするが、同質の物品が必要数量集まることが困難な場合が多く、また、被災直後は有用であっても、時間の経過とともに無用になるものも少なくないため、物資の種類によっては、必要量が確保できない場合であっても迅速に配布し、避難所の判断に任せるものとする。

- (4) 輸送にあたっては、各避難所の要望に応えるため自動車だけに頼らず、バイク又は自転車も活用する。

第14章 保健・衛生計画及び遺体処理等活動計画

震災時には廃棄物等によって、生活環境の悪化がみられ、感染症や食中毒が発生しやすくなるため、防疫措置を迅速に実施し、保健衛生の確保に努める。

第1節 防疫及び保健衛生計画

被災地域における防疫活動を迅速に行い、感染症のまん延を防止する。

1 防疫

(1) 防疫の実施基準

防疫は、災害防疫実施要綱（1965年5月10日衛発第302号京都府知事あて厚生省公衆衛生局長通知）に基づき実施する。

(2) 防疫活動

ア 被災家屋等の消毒

床上・床下浸水地域に対しては、被災直後に薬剤による消毒を実施するほか、各戸に薬剤を配布して衛生上の指導を行う。なお、災害のため防疫機能が著しく阻害され、舞鶴市が行うべき防疫業務が実施できないときは、京都府に実施を要請する。

イ 避難所の消毒

避難所は、臨時に多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪化し、感染症発生の原因となる可能性があることから、仮設トイレ等の消毒を重点的に強化する等、防疫活動を行う。なお、災害のため防疫機能が著しく阻害され、舞鶴市が行うべき防疫業務が実施できないときは、京都府に実施を要請する。

ウ 感染症患者等に対する措置

被災地に感染症患者が発生し、又は保菌者が発見されたときは、速やかに京都府中丹東保健所に連絡するとともに、感染症発生の状況・動向及び原因の調査に協力する。

エ ねずみ族、昆虫等の駆除

必要に応じて、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

オ 井戸の消毒

汚水が流入した井戸等については、井戸替えを指導し消毒措置をする。なお、災害のため防疫機能が著しく阻害され、舞鶴市が行うべき防疫業務が実施できないときは、京都府に実施を要請する。

(3) 防疫用資機材等の確保

防疫活動を迅速に行うため、防疫用資機材及び器具を速やかに確保する。また、防疫用薬剤、資機材等が不足する場合は、業者から調達するほか、他の市町村等に応援を依頼する。

2 保健衛生

(1) 救助食品対策

炊き出しを実施する場合には、徹底した衛生管理を行う。

(2) 避難所等における衛生管理

避難者を収容する施設（避難所以外の施設も含む。）において、その管理者は必要に応じ、衛生管理上の指導を行う。

(3) 被災食品及び製造販売食品の衛生管理

被災施設の実態を把握し、被災食品に対する販売禁止や廃棄処分等を行うとともに、原材料の衛生確保、被災施設の修理、施設内外の清掃等、地下水利用の場合の地下水の使用法、鮮度の保持、包装材料の衛生等について、災害時食品衛生管理の取り扱いに基づき、食品の製造販売施設等に対する衛生管理上の指導を行う。

(4) 一般家庭への食品衛生指導

被災地の一般家庭に対して、台所の清掃及び消毒、食品の購入保存等について衛生管理上の指導を行う。

第2節 清掃計画

被災地のごみ、し尿、障害物等にかかる処理、清掃を迅速かつ適切に実施し、環境の浄化を図る。

1 ごみの処理

(1) ごみの収集

被災地の状況を考慮して、緊急に処理を必要とする地域からごみの収集・運搬を行う。収集を行う場合には、あらかじめ収集地域、収集日時等を広報する。被害が甚大な場合は、近隣市町の応援を求めて実施する。また、地区ごとにごみの臨時集積場を設定し、市民への周知、消毒、腐敗防止等の措置を行う。

(2) ごみ処理の実施

ア 仮置場の指定

大規模災害によって、舞鶴市のごみ処理能力を上回るごみが発生した場合は、必要な地区にごみの仮置場を指定し、ごみの運搬を行う。ごみの仮置場は、定期的に消毒を実施する。

イ 第2次処理対策の実施

仮置場に集積されたごみは、逐次、清掃事務所並びに埋立処分場で適正処理する。

ウ ごみの搬送方法

ごみの搬送は、原則として次のとおりとする。

- (ア) 生ごみ等腐敗性の高い廃棄物は、早急に収集・搬送・処理する。
- (イ) 災害により道路等に排出された廃棄物は、仮置場までじん芥車両を適宜配車して、収集・搬送する。
- (ウ) 倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等について、市民に対し、仮置場への直接搬送の協力を要請する。

(3) 京都府等に対する要請

舞鶴市においてごみの収集処理が困難な場合は、京都府、関係機関、他の市町村等に対して支援を要請する。

2 し尿の処理

(1) 応急汲み取りの実施

清掃班は、浸水等により便槽等が使用不能になった地域に、応急的に緊急汲み取りを実施する。

(2) 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難場所等の仮設トイレの必要数やし尿の処理見込みを把握する。

(3) 仮設トイレの設置

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、多数の収容避難者が生じた場合には、状況に応じて仮設トイレを調達し、避難所等に設置する。また、下水道の使用禁止区域についても、状況に応じて仮設トイレを設置する。なお、仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

(4) 収集・処理の実施

し尿の処理は、原則として舞鶴市東浄化センターで実施する。

(5) 京都府等に対する要請

舞鶴市でし尿の収集処理が困難な場合は、近隣市町村に対して応援要請を行う。なお、近隣市町村で応援体制が確保できない場合には、京都府に対して、広域的な支援の要請を行う。

3 障害物等の処理

(1) 住宅関連の障害物の除去

ア 災害救助法適用以前の場合

(ア) 除去の対象者

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者。

(イ) 除去の実施

労力又は機械力が不足する場合は、災害対策基本法第67条、第68条に基づき、京都府や他の市町村に対して応援を要請する。

労力又は機械力が相当不足する場合は、京都府内の民間団体からの資器材・労力等の提供を求める。

イ 災害救助法適用後の場合

災害救助法が適用された場合の対象者の選定及び実施期間は、次のとおりとする。

(ア) 舞鶴市は、除去対象戸数及び所在を調査し、京都府知事に報告する。なお、除去を実施する戸数は、半壊及び床上浸水した世帯の15%以内とする。

(イ) 労力、機械等が不足する場合は、京都府に要請し、他の市町村等からの派遣を求める。また、建設業者に協力を求める。

(ウ) 実施期間は、原則、災害発生の日から10日以内とする。

(2) 道路障害物の除去

道路管理者は、災害時における道路の巡視を行い、路上に散乱し又は交通障害となっている構造物の残土、廢材、土砂等の除去作業を行う。

(3) 河川関係障害物除去

河川管理者は、災害時における河川、公共下水道・排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所仮設物等につかえる浮遊物、流下浮遊物その他の障害物を除去する。

(4) その他障害物の除去

港内及び軌道上の障害物は、その所有者が除去する。ただし、港湾において所有者が不明な場合は、京都府港湾局がこれを行う。

(5) 京都府等に対する要請

舞鶴市において障害物の除去が困難な場合は、京都府、関係機関、他の市町村等に要請する。

4 死亡獣畜等の処理

死亡獣畜については、京都府中丹家畜保健衛生所及び京都府中丹東保健所に連絡し、指示を受け、犬猫が死亡したときは、ごみ収集業者に連絡し、処理する。

第3節 遺体の搜索・遺体の埋葬計画

災害による遺体の搜索、収容、検案、処理及び埋葬は、舞鶴警察署等に協力を要請し、適切な対応に努める。

1 遺体の搜索

(1) 搜索の対象者

行方不明者で周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者。(死亡した原因のいかんを問わない。)

(2) 搜索の実施

ア 消防機関、舞鶴警察署及び舞鶴海上保安部に協力を要請し、搜索を行う。

イ 搜索を行う期間は、原則として災害発生の日から10日間とする。ただし、11日目以降も搜索を行う必要がある場合は、搜索期間内に京都府知事へ申請する。

(3) 遺体を発見した場合の措置

搜索中に遺体を発見した場合は、直ちに舞鶴警察署又は舞鶴海上保安部に連絡するものとする。

(4) 応援要請

舞鶴市のみでは搜索の実施が困難であり、他の市町村の応援を要する場合、又は遺体が流失等により他市町村に漂流していると考えられる場合は、京都府、隣接市町及び遺体漂着が予想される市町村に対して要請するとともに、舞鶴海上保安部等に協力を要請する。

2 遺体の処理

(1) 処理の対象

災害の際、その遺族が混乱期のため遺体鑑別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の安置あるいは検案を行うことができない遺体

(2) 処理の内容

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置

(ア) 目的 身元確認、腐敗の防止等

(イ) 実施者 京都府救護班

(ウ) 処理場所 舞鶴市が借り上げ、指定した場所

イ 遺体の一時安置

(ア) 目的 身元確認、腐敗の防止等

(イ) 実施者 舞鶴市（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき舞鶴市長が実施する。）

(ウ) 安置場所 舞鶴市は、遺体安置場所予定地の検討を行う。

3 遺体の検案及び安置

(1) 遺体の検案は、京都府救護班が行う。

(2) 警察官、海上保安官が遺体を発見し、又は発見の届出を受けたときは、刑事訴訟法、警察等が取り扱う遺体の死因又は身元の調査等に関する法律、検視規則、死体取扱規則又は海上保安庁死体取扱規則等の諸規程に基づき検視その他所要の措置を行う。

(3) 身元不明者については、警察官又は海上保安官が遺体、所持品等の写真撮影、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録するとともに遺留品を保管する。

(4) 検案を終えた遺体は、関係各部、各機関の協力を得て、市長が指定する遺体収容所（安置所）に搬送し、遺留品等とともに安置する。

4 遺体の身元確認

遺体安置所に安置された遺体については、舞鶴警察署、舞鶴海上保安部、自治会（区）等の協力を得て、身元確認と身元引き受け人の発見に努める。

5 埋火葬

(1) 埋火葬の対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいな

い遺体

(2) 埋火葬の実施

ア 実施者 舞鶴市（災害救助法を適用した場合は、京都府知事の通知に基づき舞鶴市長が実施する。）

イ 方法 土葬又は火葬

ウ 留意点

- (7) 埋火葬を円滑に実施するため、迅速に埋火葬計画を作成する。
 - (イ) 事故死等による遺体については舞鶴警察署から引継ぎを受けた後、埋火葬する。
 - (ウ) 身元不明の遺体については、舞鶴警察署に連絡し、その調査に当たる。
 - (エ) 被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。
- (3) 原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡すものとする。
- (4) 身元不明の遺体の場合は、遺骨及び遺留品を収容された遺体収容所に保管するものとし、1年以内に引取人が判明しない場合は身元不明者扱いとする。

6 京都府等に対する要請

舞鶴市において遺体の搜索、処置、火葬又は埋葬が困難な場合は、京都府、関係機関又は他市町村等に対して要請を行う。

7 災害救助法による基準

遺体の搜索、処置及び埋葬の基準は、原則、災害救助法の定めるところによる。

8 災害救助法の適用された舞鶴市以外の地域に漂着した遺体の取扱い

- (1) 漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できる場合

ア 漂着地の市町村は、直ちに災害救助法の適用市町村長に連絡して、関係市町村長に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては、京都府知事に遺体の漂着の日時・場所等を報告するとともに、必要に応じ、知事の指揮を受けて、漂着地の市町村長が埋火葬又は遺体の処理を行うものとする。

イ 他府県に漂着したときは、京都府から漂着地の市町村に対し、前号の例による措置を依頼するものとする。

- (2) 漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できない場合

漂着地の市町村長が「行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）」の定めるところに従って、その遺体を措置する。

措置した後において、その遺体の漂着が当該災害によるものであると判明した場合、判明時期が当該救助の実施期間内であるときは、法による救助の実施とみなして取り扱うものとする。

第15章 公共公益施設の応急対策計画

公共施設及びライフラインとして重要な上水道、下水道、電気、電話、ガス等が、地震・津波災害により被災した場合には、被害状況を迅速に調査し、諸施設が安定して機能するよう応急措置を講じるとともに、二次災害を防止する。

第1節 ライフライン施設応急対策計画

市民生活の基盤であるライフラインの被害は、市民に大きな影響を与えるため、防災関係機関と協力して、一刻も早い復旧に努めるものとする。

1 上水道

(1) 災害時の応急措置

- ア 浄水場施設、配水池、配水ポンプ、配水管の被害状況を調査する。
- イ 被害の状況に応じて、給水の停止等必要な措置を講じる。
- ウ 民間業者との「災害時における応急給水及び応急復旧作業等の応援に関する協定」及び「舞鶴市水道事業の緊急応急業務に関する覚書」により、必要な措置を講じる。
- エ 必要に応じて、仮設配管を設置して応急給水に努める。

(2) 復旧活動の実施

- ア 被害状況の調査に基づき復旧計画をたてる。復旧計画の策定にあたっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等を考慮するものとする。
- イ 基幹施設の復旧を優先に行い、逐次末端の施設の復旧を行う。
- ウ 必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整する。

(3) 資機材、車両等の確保

- ア 必要な資機材、車両等は舞鶴市所有のものを使用し、状況に応じて民間業者から調達する。
- イ 復旧作業には舞鶴市職員を動員するほか、業者からの応援を求める。

(4) 災害時の広報

- 市民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況等を広報する。

2 下水道

(1) 災害時の応急措置

- ア 浄化センターでは、有毒ガス・燃料の流出防止のための元弁の閉止、機器の運転停止等を行い、二次災害を未然に防止する。
- イ 管渠上部道路の陥没、亀裂等の被害状況を調査する。
- ウ 目視あるいはテレビカメラによるモニタリングを行い、管渠内の被害状況を調査する。

エ 調査に基づいて、道路陥没部への土砂投入、危険箇所の通行規制、可搬ポンプによる排水等、緊急的な措置を講じる。

(2) 復旧活動の実施

被害状況の調査に基づき復旧計画をたてる。又、本格的な復旧活動を実施するまでの間、下水機能を暫定確保するために、次の措置を講じる。復旧計画の策定にあたっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等を考慮するものとする。

ア 浄化センターでは、暫定機能を確保するために簡易沈殿池の設置や消毒等必要な措置を実施する。

イ ポンプ場及び管路施設では、土砂の浚渫、可搬ポンプによる排水、管渠の修理等、排水機能の確保に努める。

ウ 必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整する。

(3) 資機材、車両等の確保

ア 必要な資機材・車両等は舞鶴市所有のものを使用し、状況に応じて業者から調達する。

イ 復旧作業には舞鶴市職員を動員するほか、業者からの応援を求める。

(4) 災害時の広報

市民に対して、破損箇所、排水禁止区域、排水できない場合の措置等を広報する。

3 電気施設（関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社）

災害により電気の供給が停止、又は停止するおそれがある場合は、関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

(1) 災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(2) 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 舞鶴市災害対策本部との連携

事業者による被害状況についての広報発表を行った場合、舞鶴市災害対策本部から要請があった場合又は広域的な停電事故が発生した場合等必要があるときは、被害状況のほか停電状況や復旧見通しを舞鶴市災害対策本部に報告する。

(4) 関係防災機関との連携

関係防災機関間で直通の情報連絡網（ホットライン）を構築し、広域的な停電事故が発生した場合は、当該情報連絡網を活用し、被害状況のほか停電状況や復旧見通し等を関係防災機関に報告する。

(5) 被害の復旧

非常災害対策本部は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。各設備等の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案のうえ、道路管理者とも調整しながら、供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。

ただし、必要に応じて、府と災害時に災害応急対策のために不可欠な重要施設の優先復旧又は臨時供給を調整するほか、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

(6) 復旧応援

被害状況に応じて、社内連携を図るとともに、他電力会社等へ協力を要請し、復旧にあたる。

4 電話等電気通信施設（西日本電信電話株式会社）

災害により、電話線等の電話施設が被災した場合、又は被災するおそれがある場合は、西日本電信電話株式会社が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

(1) 災害時の応急措置

ア 公共機関等の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等を使用して臨時回線を設置する。

イ 避難所、救護所等に特設公衆電話を設置する。

ウ 通信が著しく困難な場合は、公共機関の通信を優先させるため、規制措置を行う。特に、災害に関する通信については、非常電報、緊急電報、非常通話、緊急通話を他の通信に優先して取り扱う。

(2) 復旧活動の実施

被害状況の調査に基づき復旧計画をたてる。また、必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整する。

(3) 災害時の広報

広報車等を使って、次の内容を広報する。

ア 被害状況

イ 復旧の見通し

(4) 舞鶴市災害対策本部との連携

事業者による被害状況についての広報発表を行った場合又は舞鶴市災害対策本部から要請があった場合等必要があるときは、被害状況を舞鶴市災害対策本部に報告する。

また、災害情報等を入手する必要があるとき又は舞鶴市災害対策本部からの要請があったときは、舞鶴市災害対策本部に職員を派遣することとする。

5 都市ガス施設

災害によりガスの供給が停止又は停止するおそれがある場合は、都市ガス供給業者が応急対策及び復旧活動を実施する。

(1) 災害時の応急措置

ア 被害状況を調査し、ガス設備の安全点検を実施する。

イ 状況によっては全域若しくは一部地域のガス供給を停止し、二次災害の防止に努める。

ウ 避難所等に代替燃料等を供給する。

(2) 復旧活動の実施

- ア 被害状況の調査に基づき、復旧計画をたてる。
- イ 災害対策上、緊急に供給すべき施設から復旧工事を実施する。
- ウ 供給再開に際しては、あらかじめ次の措置を講じて、供給再開に伴う火災等の二次災害を防止する。

- (ア) 倒壊家屋、居住者不在家屋への供給停止
- (イ) 広報による、供給再開時の注意事項の徹底

(3) 災害時の広報

広報車等を使って、次の内容を広報する。

- ア ガス臭気の有無確認のお願い
- イ ガス機器の安全確認等のお願い
- ウ ガス供給状況の説明
- エ 復旧状況、復旧予定に関する説明
- オ 復旧時の注意事項

(4) 舞鶴市災害対策本部との連携

事業者による被害状況についての広報発表を行った場合又は舞鶴市災害対策本部から要請があった場合等必要があるときは、被害状況を舞鶴市災害対策本部に報告する。

また、災害情報等を入手する必要があるとき又は舞鶴市災害対策本部からの要請があったときは、舞鶴市災害対策本部に職員を派遣することとする。

6 液化石油ガス施設

災害により液化石油ガスの供給が停止又は停止するおそれがある場合は、液化石油ガス供給業者が、応急対策及び復旧活動を実施する。

(1) 災害時の応急措置

- ア 被害状況を調査し、ガス設備の安全点検を実施する。
- イ 倒壊家屋からボンベを搬出し、二次災害の防止に努める。
- ウ 避難所等に代替燃料等を供給する。

(2) 復旧活動の実施

- ア 被害状況の調査に基づき、復旧計画をたてる。
- イ 災害対策上、緊急に供給すべき施設から復旧工事を実施する。

(3) 災害時の広報

広報車等を使って、次の内容を広報する。

- ア ガス臭気の有無確認のお願い
- イ ガス機器の安全確認等のお願い
- ウ ガスボンベ等の安全点検の実施状況

(4) 舞鶴市災害対策本部との連携

事業者による被害状況についての広報発表を行った場合又は舞鶴市災害対策本部から要請があった場合等必要があるときは、被害状況を舞鶴市災害対策本部に報告する。

また、災害情報等を入手する必要があるとき又は舞鶴市災害対策本部からの要請があったときは、舞鶴市災害対策本部に職員を派遣することとする。

第2節 道路・橋りょう応急対策計画

災害発生時に、災害対策活動を行うための根幹的施設である道路・橋りょうの緊急調査を行うとともに、応急措置、交通規制等、災害応急対策活動を円滑に行うために必要な措置を行う。

1 災害時の応急措置

(1) 被害状況等の調査

道路管理者は、災害が発生した場合、被害状況及び道路上の障害物の状況を調査する。

(2) 交通規制

道路管理者は、通行が危険な道路が発見された場合は、舞鶴警察署に連絡するとともに、通行止め等の措置を講じる。

2 応急復旧対策

(1) 道路の応急復旧

道路管理者は、被害を受けた道路及び橋りょうについて応急復旧を実施する。

(2) 仮設道路の設置

道路が損壊し復旧が不可能で他に交通の方法がない場合は、仮設道路を設置する。

第3節 河川・内排水施設応急対策計画

河川、内排水施設の崩壊等に伴う浸水被害を防止又は最小限に抑えるため、迅速な応急対策措置を講じるものとする。

1 被災状況の調査

施設管理者は、災害が発生した場合、浸水等被害状況等の調査を行う。

2 応急対策

堤防、護岸の崩壊等について、シート等による雨水浸透防止措置のほか、土のうや矢板での締め切り工事等の応急対策を行うとともに、内水の排除に努める。

第4節 鉄道施設応急対策計画

地震・津波により列車や構造物等鉄道施設が被災した場合、施設管理者は、次のような措置を講じる。ただし、詳細は施設管理者の計画による。

- 1 災害発生と同時に運転規制及び乗客の避難誘導を行い、乗客の安全を確保する。
- 2 応急復旧活動を実施するため、資機材の確保に努める。
- 3 不通区間が生じた場合は、自動車等による振替輸送等を講じる。

第5節 建築物・住宅応急対策計画

1 住宅の応急修理

災害における住宅の応急修理は、住宅所有者が行うものとし、災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理については、次のとおり行う。

(1) 応急修理の実施の決定

ア 実施責任者

応急修理の実施は、京都府知事から委任を受けた舞鶴市長が行う。

イ 対象者

住家が半壊もしくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

ウ 応急修理内容

応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分について行う。

(2) 応急修理の実施

ア 費用の限度

応急修理に要する費用は、災害救助法の定めるところによる。

イ 修理の期間

応急修理は、原則、災害発生の日から1箇月以内に完了する。

2 応急仮設住宅の建設

(1) 実施の決定

ア 実施者

応急仮設住宅の建設は、舞鶴市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、京都府知事が行う。

イ 対象者

住宅が全壊、全焼又は流失し、自らの資力では住宅を確保することができない者。

(2) 建設地の選定

応急仮設住宅の建設地は、市有地を原則とするが、災害発生状況等を考慮し選定する。

(3) 建設の実施

ア 建設の仕様・費用

建設の仕様・単価等は、災害救助法の実施基準に応じて行う。

イ 着工及び供与の期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与の期間は完成の日から2年以内とする。

(4) 入居者の選定

入居者は、住宅が全壊、全焼又は流失し、自らの資力では住宅を確保することができない人のうち、次のいずれかに該当する者とする。

ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者

イ 特定の資産のない失業者、寡婦及び母子世帯、高齢者、病弱者、障害者、勤労者、小企業者

ウ 上記に準ずる経済的弱者

(5) 応急仮設住宅の運営管理

舞鶴市は、各応急仮設住宅の男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけるないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

第6節 公共施設応急対策計画

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、各公共施設の管理者は、次のとおり応急措置を講じる。

1 公共建築物

(1) 緊急避難等

混乱を防止するため施設利用者等に対し帰宅を促すほか、必要に応じ避難誘導を行う。

(2) 負傷者が発生した場合

負傷者が発生した場合は、速やかに救出を行い医療機関に搬送する。

(3) 施設の安全点検等

ア 電気施設、ガス施設等を緊急点検し、安全を確認する。

イ 有線・無線通信施設、給食施設、給排水施設、下水施設、冷暖房施設、建築物等の点検を行う。

(4) 施設が被災した場合

ア 安全確保のため立入禁止措置を講じる。

イ 応急措置を迅速に実施する。

ウ 火災等の二次災害防止について十分な措置をとる。

(5) 応急対策

重要性の高いものから応急対策計画をたて、必要な要員、機器、資材等を確保し、必要な措置を講じる。

2 公共土木施設（道路・橋りょうを除く。）

(1) 危険箇所等の把握

ア 施設の危険箇所、被害箇所を迅速に把握する。

イ 土木施設の被害により、二次災害発生の可能性がある場合は、適切な応急措置をとる。

ウ 重要性の高いものから応急復旧計画をたて、必要な要員、機器、資材等を確保し、必要な措置を講じる。

第16章 要配慮者等対策計画

第1節 要配慮者対策計画

自力で気象・避難情報を収集し、危険を予知したり避難したりすることが困難な高齢者や障害者等に十分配慮した支援対策の実施に努めるものとする。

また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予想されるため、在日外国人と訪日外国人では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に十分配慮する。

1 避難のための情報伝達

防災行政無線や広報車、まいつるメール配信サービス、携帯電話各社の緊急速報メール等複数の手段を組み合わせるとともに、障害の区分等に配慮し、多様な手段を用いて情報伝達を行う。

2 避難

舞鶴市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、要配慮者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、京都府との連携のもとに、要配慮者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無にかかわらず、舞鶴市地域防災計画に定めた避難支援等関係者に名簿及び個別避難計画を提供することができる。

なお、避難支援等関係者は、避難支援等関係者本人及び家族等の生命及び身体の安全を確保した上で、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行うものとする。

また、舞鶴市は、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、要配慮者の迅速な安否確認や救出、介護等が行われるように努める。

3 避難所生活

- (1) 要配慮者の健康維持のため、個々の状態に留意し、心身双方に特段の配慮を行う。
- (2) 状況・状態に応じ、福祉避難所や医療機関への移送を行う。
- (3) 関係者に協力を得ながら、要介護、視覚障害、聴覚障害等、支援の内容によって必要な情報の収集及び提供を行う。
- (4) 在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、福祉避難所等への誘導、社会福祉施設等への緊急入所等の必要な支援を行う。
- (5) 避難所をユニバーサルデザインにするための工夫や要配慮者の避難スペース、要配慮者のニーズに対応できる福祉避難コーナーの設置及び要配慮者に適切に対応できる人材の確保等要配慮者の避難生活の支援に努める。

第2節 観光客保護・帰宅困難者対策計画

舞鶴市及び京都府は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、駅周辺の混乱防止、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

1 観光客・帰宅困難者への広報

災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用

2 災害時帰宅支援ステーション事業の活用

関西広域連合において締結された「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対して以下の帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。

- (1) 水道水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供

3 ホテル・旅行者等に対する観光客への情報提供の要請等

舞鶴市内のホテル・旅館業者、旅行者に対して、必要に応じ国内及び外国人観光客への情報提供や一時収容を要請する。

第3節 社会福祉施設応急対策計画

地震・津波災害発生時における、施設入所者及び利用者の安全確保並びに被災施設の応急対策について定めるものとする。

1 実施責任者

災害発生時における施設入所者及び利用者の安全確保と、施設の応急対策措置については施設管理者が行う。

2 避難措置等

- (1) 災害発生時においては、施設入所者及び利用者の安全確保を最優先とし、各施設の消防計画、災害対策計画等に基づき、迅速に安全な場所に避難させるものとする。また、防災関係機関への通報、情報提供に努めるとともに、組織的な応急対策活動を実施するものとする。
- (2) 通所施設にあつては、実情に応じ、施設長の判断によって臨時休所等の措置をとるものとする。

3 施設の応急対策

(1) 市営の施設

京都府に対して被害状況の報告を行い、京都府の指導助言に従って応急措置等を実施する。

(2) 私営の施設

被害状況の報告を受けた後、舞鶴市は、法人等が実施する応急措置等について指導助言を行う。

4 応急援護計画

被災施設の復旧が長期にわたるおそれのある場合、施設管理者は、入所者の安全を考慮し、近傍の公共施設の利用、他の施設への転所、在宅による援護等実情に応じた措置を講じる。

5 保健管理、安全の指導

入所者の安全及び保健管理については、関係機関と緊密な連携を図り、対策と指導を徹底する。

第17章 農林水産関係応急対策計画

地震・津波災害による農産物、林産物、水産物及びその他関連施設の被害を早期に調査し、災害前の営農状態に戻せるよう迅速な応急措置を講じるものとする。

第1節 農業関係応急対策計画

地震・津波災害による農産物やその他関連施設の被害の拡大防止対策について定めるものとする。

1 農業施設応急対策

- (1) 関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じて、施設の管理者に対し、必要な指示を行う。
- (2) 被害が広範囲にわたる場合は、関係機関と密接な連絡をとり、重要性の高いものから応急対策を実施する。

2 農作物等応急対策

- (1) 災害対策技術の指導
被害を最小限に食い止めるための技術指導を、京都丹の国農業協同組合等と一体となって実施する。
- (2) 種苗の確保、あつ旋
必要に応じ、種苗のあつ旋を関係機関等に依頼し、その確保を図る。
- (3) 病害虫の防除
病害虫の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、京都丹の国農業協同組合等と一体となって、具体的な防除を実施する。
- (4) 凍霜害防除
舞鶴市及び京都丹の国農業協同組合は、霜に関する注意報を農家に伝達し、注意を喚起して対策を講じる。
- (5) 家畜の防疫
伝染病の発生については、速やかに京都府に連絡し、防疫計画に基づき必要な伝染病防疫対策を実施する。

第2節 水産業関係応急対策計画

地震・津波災害に対して水産業関連施設の被害の拡大防止対策について定めるものとする。

- 1 水産関係施設が被災したときには、京都府漁業協同組合を通じ、被災状況を速やかに把握し、漁業再開のために応急措置を講じる。
- 2 被災の程度を京都府に連絡し、応急措置の実施又は協力を要請する。

第3節 林業関係応急対策計画

地震・津波災害に対して林業関連施設の被害の拡大防止対策について定めるものとする。

1 林業応急対策

(1) 災害対策技術指導

舞鶴市森林組合の協力を得て、種苗経営者、森林所有者に対し、被災苗木、林木に対する措置等の技術指導を行う。

(2) 森林病虫害の防除

森林病虫害の異常発生又はそのまん延を防止し、森林の被害の軽減を図るため、森林組合と一体となって、具体的な防除を実施するとともに、森林所有者に対し技術指導を行う。

(3) 凍霜害防除

舞鶴市及び舞鶴市森林組合は、凍霜害情報を伝達し、森林所有者の注意を喚起して対策を講じる。

2 造林地応急対策

(1) 災害後できるだけ早く山林を巡視して、被害の状況を把握する。

(2) 10年以上の林木で回復見込みのないものは、伐採しその材に見合った利用を検討する。

(3) 跡地の復旧については、その林の状況に合った方法を検討し、健全な林の造成に努める。

3 林業施設応急対策

林道等林業関係施設が被災したときは、速やかにその状況を把握し、応急措置等必要な措置を講じる。

第18章 応急教育・応急保育計画

第1節 計画の方針

方針

地震・津波災害時における応急的な教育や保育を実施するため、児童生徒等の生命・身体の安全を第一義とし、情報の収集・伝達、施設・設備の緊急点検等、学校等における安全対策、教育に関する応急措置、学校等における保健衛生及び危険物等の保安、被災者の救護活動への連携・協力等必要な措置を講じるものとする。

第2節 情報の収集・伝達

1 発災情報の把握

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

2 被害情報の収集・伝達

災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集に関する体制をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置を講ぜられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により固定電話、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話や電子メール等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

第3節 施設・設備の緊急点検等

災害が発生するおそれがある場合、学校等において施設・設備の緊急点検及び巡視を実施するとともに、必要に応じ、重要な教材・教具、書類等の損失、損傷を防護し、安全な箇所への移動等適切な措置を講じる。

第4節 学校等における安全対策

1 学校における安全対策

(1) 在校時の対策

児童生徒等の在校時に発災した場合は、災害の状況に応じ、安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

(2) 寄宿舎等の対策

寄宿舎等においては、災害の状況に応じ、児童生徒等の安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

(3) 在校時以外の対策

児童生徒等の在校時以外に発災した場合は、児童生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

(4) 保護者への児童生徒等の引渡し

児童生徒等を引渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全、確実に実施するとともに、保護者の安全にも十分に留意する。

2 学校以外の教育機関における安全対策

学校以外の教育機関においては、災害の状況に応じ、利用者の安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

第5節 応急教育

1 地震・津波発生時の措置

大規模地震が発生した場合、市立幼稚園及び小・中学校では、次の措置をとる。なお、私立幼稚園や高等学校等は、これに準じた措置をとるものとする。

(1) 幼稚園長及び小・中学校の校長は、緊急避難・休校措置（授業開始後の措置、登校前の措置）等状況に応じた安全措置について指示を行う。

(2) 災害の規模、園児・児童・生徒・教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、舞鶴市災害対策本部に報告する。

(3) 勤務時間外に災害が発生した場合は、教職員は所属の幼稚園、小・中学校に参集し、市が行う災害応急対策・復旧活動に協力し、応急教育の実施及び園舎、校舎の管理のための体制を確立する。

2 施設・設備の安全点検・応急復旧等

災害発生後、二次災害の防止や学校再開等のため、施設・設備の安全点検をできるだけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置を講じる。

3 応急教育の実施

(1) 教室の確保

幼稚園長及び小・中学校長は、施設の被害状況を調査し、応急教育を実施するための教室を確保する。

災害の程度	応急教育実施のための予定場所
園舎又は校舎の一部が被害を受けた場合	○ 特別教室 ○ 体育館
園舎又は校舎の全部が被害を受けた場合	○ 公民館等の公共施設、隣接学校の校舎
特定の地域について相当大きな被害を受けた場合	○ 市民の避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設 ○ 応急仮設校舎の設置

(2) 応急学級の編成

幼稚園長及び小・中学校長は、応急教育計画を作成し、臨時の学級編成を行うなど必要な措置を講じ、速やかに教育長に報告するとともに、園児、児童、生徒及び保護者に周知する。

4 学用品等の調達及び支給

教育長は、児童、生徒の住家が、全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品等を喪失又はき損し、就学上支障のある場合、学用品等を支給する。

(1) 調達方法

教育長は、被害調査報告書に基づいて、補給する必要数をまとめて、教科書については中丹教育局に要請し、その他学用品等については直接調達する。また、調達数を遅延なく中丹教育局へ報告する。

(2) 支給品目

支給品目は、教科書、教材、文房具及び通学用品とする。

5 その他留意事項

(1) 園児、児童、生徒の救護・保健衛生

施設内における園児、児童、生徒の救護は原則として、当該学校医、養護教諭等がこれに当たる。

また、学校教育班(お掃除班)と協力し、園児、児童、生徒の健康診断・衛生指導等を行い、保健衛生に努める。

(2) 学校給食

学校給食は、災害復旧又は社会の混乱等に鑑み、必要な措置を講じる。

(3) 教職員の確保

教育長は、教職員の被災状況を把握するとともに、京都府教育委員会と緊密な連絡をとり、教職員の確保に努める。

(4) 児童生徒等の転入学に関する措置

被災地から一時的に転校する児童生徒等に対し、災害の状況等に応じ、速やかに転入学の受入れ及び教科書、学用品等の支給が行われるよう必要な措置を講じる。

(5) 卒業、入学試験、就職活動に関する措置

教育に関する応急措置の期間が卒業、入学試験、就職活動等の時期に及ぶ場合は、必要に応じその円滑な実施のため適切な措置を講じる。

第6節 応急保育

1 地震発生時の措置

大規模地震が発生した場合、市立保育所では、次の措置をとる。なお、私立保育所は、これに準じた措置をとるものとする。

- (1) 保育所長は、緊急避難等状況に応じた安全措置についての指示を行う。
- (2) 災害の規模、園児及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、舞鶴市災害対策本部に報告する。
- (3) 勤務時間外に災害が発生した場合は、保育所長及び職員は、所属の保育所に参集し、舞鶴市が行う災害応急対策・復旧活動に協力するとともに、応急的な保育の実施及び施設の管理のための体制を確立する。

2 応急保育の実施

保育所長は、応急的な保育計画を作成し、臨時の園児編成を行うなど必要な措置を講じ、速やかに福祉事務所に報告するとともに、園児及び保護者に周知する。なお、衛生管理には、十分注意する。

第7節 学校等における保健衛生及び危険物等の保安

1 保健衛生

災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病の予防等の措置並びにそれらの必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

2 危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス(高圧ガスを含む。)、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

第19章 ボランティア支援計画

地震・津波災害時の応急対策活動において、被災住民に対してきめ細やかな対応を行うためには、ボランティアの協力が大変重要であることから、災害ボランティア活動を円滑に実施するための支援計画を定めるものとする。

第1節 舞鶴災害ボランティアセンターへの支援

1 非常時の支援等

(1) 非常時体制への移行

舞鶴市は、災害時において、ボランティアの協力を得る必要があると認められる場合は、舞鶴災害ボランティアセンター事務局（舞鶴市社会福祉協議会）に対し、舞鶴災害ボランティアセンターの非常時体制への移行を要請する。

また、舞鶴災害ボランティアセンターは、舞鶴市から要請がない場合であっても、災害等の状況から必要であると判断した場合は、自発的に非常時体制へ移行するものとする。

(2) 運営の支援

舞鶴市は、被災世帯等の早期の生活復旧と効果的なボランティア活動が円滑にできるよう舞鶴災害ボランティアセンター運営を支援する。

- ア 舞鶴災害ボランティアセンター活動の広報
- イ 現地災害ボランティアセンター設置場所の提供・協力
- ウ 被災状況等の情報提供
- エ その他災害ボランティア活動のために必要な支援

2 平常時からの連携・協力

(1) 協力体制

舞鶴市は、非常時に速やかに災害ボランティアセンター機能が発揮することができるよう、平常時から、舞鶴災害ボランティアセンターと連携を図るとともに、その活動に対し、必要な支援・協力体制の整備を行うものとする。

- ア 運営協力者等の育成・研修・訓練への支援
- イ 災害ボランティア活動の広報・啓発、情報収集等への協力
- ウ 活動資機材等の保管場所の提供

第2節 避難所等におけるボランティアの受け入れ

大規模災害時においては、避難所や支援物資の配送等に長期間人員を要することが考えられることから、舞鶴市は、必要に応じて舞鶴災害ボランティアセンターや京都府災害ボランティアセンター等と連携し、人材の確保に努める。

1 ボランティアの活動計画

ボランティア活動を必要とする場所、活動内容等について情報を集約し、ボランティアの活動計画を作成する。

2 窓口の設置

ボランティアの円滑な受け入れのため、市役所庁舎、指定避難所、地域内輸送拠点等に、ボランティアの受入窓口を舞鶴災害ボランティアセンターや京都府災害ボランティアセンター、その他各種ボランティアの協力を得て設置する。

第20章 義援金品受付配分計画

舞鶴市の内外を問わず被災者に寄せられる義援金、見舞金及び義援物資（以下「義援金品」という。）の円滑な受付と迅速、公平な配分等について定めるものとする。

1 実施者

義援金品の受付及び配分は、舞鶴市長が行う。

2 義援金品の募集受付

被害が著しく舞鶴市長が必要と認める場合は、新聞、テレビ、ラジオ等の協力を得て義援金品の受付を行う。

3 義援金品の受付

義援金品を受け付けた場合は、原則として、領収書及び受領書を発行し、その写しを保管する。

4 義援金品の保管管理

- (1) 義援金及び見舞金（以下「義援金等」という。）については、被災者に配分するまでの間、金銭出納簿に記入の上舞鶴市で保管する。
- (2) 義援物資については、物資受払簿に記入の上仕分けし、配給に備え保管する。

5 義援金の配分

義援金の配分については、被災状況を勘案し、必要に応じて関係団体で構成する配分委員会を組織するなどして適正に配分する。なお、義援金の保管期間中につけられた金利も、義援金の計算の基礎に算入する。

また、その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

6 義援物資の配分

義援物資の配分については、公平かつ迅速を原則とする。しかし、公平な配分が困難な場合は、被害の状況や被災者の態様等を考慮し、義援物資の配分を調整するものとする。また、その配分にあたっては、必要に応じ、ボランティアに協力を求める。

第21章 環境保全に関する計画

地震・津波災害時に有害物質に起因する大気及び公共水域等の環境汚染が発生した場合に、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

1 環境影響の応急措置及び拡大防止措置

災害時に有害物質による環境汚染が発生した場合に、次の措置をとる。

- (1) 舞鶴市は、京都府、防災関係機関へ通報する。
- (2) 舞鶴市は、京都府が実施する環境モニタリングに協力する。
- (3) 舞鶴市は、住民の生命・身体に危険が予測される場合及び京都府から要請がある場合は、住民に周知及び避難誘導を行う。
- (4) 舞鶴警察署は、京都府から要請がある場合は、立入禁止の設定及び交通規制を行う。
- (5) 舞鶴市は、京都府が行う被災工場等への環境汚染防止についての指導に協力する。
- (6) 舞鶴市は、京都府が行う被災工場への漏洩又は排出有害物質の拡散防止、除去又は処理についての指導に協力する。
- (7) 舞鶴市は、京都府が行う廃棄物処理施設への適正な処理・処分についての指導に協力する。
- (8) 舞鶴市は、京都府が行う建築物解体撤去業者への環境保全対策についての指導に協力する。
- (9) 舞鶴市は、有害物質が移流・拡散するおそれが生じた場合は、関係地域へ通報する。
- (10) 舞鶴市は、有害物質が河川に流入するおそれが生じた場合は、下流地域へ通報する。

第22章 社会秩序の維持に関する計画

地震・津波災害発生後、被災地域等においては災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な混乱が生じることが予想されるため、それらの混乱を防止し、社会秩序を維持するための対策について定める。

1 関係機関の緊密な情報交換

防災関係機関は、被災地域等における社会秩序の維持に関する情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 舞鶴市及び京都府の活動

舞鶴市及び京都府は、警察等との連携により、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達及び広報活動を行うものとする。

3 警察の活動

- (1) 警察は独自に、または自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな被災地等における住民の安全確保に努めるものとする。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めるものとする。
- (2) 警察は舞鶴市と連携して、暴力団等の復旧・復興事業等への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、京都府、市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業等からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

4 海上保安庁の活動

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- (2) 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第23章 文化財等の応急対策

災害によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後の適切な応急措置を速やかに講じる。

- (1) 被害が小さい時は所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。
- (2) 被害が大きい時は損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。
- (3) 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 市民生活安定のための緊急措置

地震・津波災害により被害を受けた市民が、速やかに再起・更生できるよう、被災者の生活を確保するための対策について定める。

第1節 被災者の生活再建等の支援

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要があることから、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 職業のあっ旋

舞鶴市は、離職者の状況把握に努め、京都府に報告するとともに、早期再就職の推進を図る。

2 市税の減免等

舞鶴市長は、被災者に対し、地方税法及び舞鶴市市税条例により、市税等の納期限の延長、徴収猶予及び減免等を実情に応じて実施する。

(1) 納期限等の延長

地震・津波災害により、納税義務者等が期限内に申告書類等の提出又は市税の納付をすることができない場合は、納期限等を延長する。

(2) 徴収猶予

地震・津波災害により、被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付又は納入することができない場合は、申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められる場合は、更に1年以内の延長を行う。

(3) 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について減免を行う。

3 災害弔慰金等の支給・災害援護資金の貸付け

舞鶴市は、災害弔慰金の支給等に関する条例により、地震等の自然災害により被災した市民に対して災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けを行う。

(1) 災害弔慰金

支給対象	○ 災害によって死亡した者の遺族
支給額	○ 死亡者が受取者の生計を維持していた場合は 500万円 ○ その他の場合は 250万円 ただし、死亡者が災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除して支給

(2) 災害障害見舞金

支給対象	○ 災害によって負傷し、又は疾病にかかり治った場合(その症状が固定した場合を含む。)に、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に定める程度の障害がある障害者
支給額	○ 障害者が世帯の生計を維持していた場合は 250万円 ○ その他の場合は125万円

(3) 災害援護資金の貸付け

貸付対象	○ 災害によって「災害弔慰金の支給等に関する法律」に定める被害を受けた世帯の世帯主
貸付額	<p>① 療養に要する期間がおおむね1箇月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家財の被害金額が、その家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円 ○ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 250万円 ○ 住居が半壊した場合 270万円 ○ 住居が全壊した場合 350万円 <p>② 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円 ○ 住居が半壊した場合 170万円 ○ 住居が全壊した場合(下記の場合を除く。) 250万円 ○ 住居の全体が滅失若しくは流出した場合 350万円 <p>③ ①の住居の半壊、②の住居の半壊・全壊の場合において、住居を建て直す際に残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別な事情がある場合は、270万円を350万円に、170万円を250万円に、250万円を350万円に読み替えるものとする。</p>
利率等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 償還期間は10年とし、そのうち3年は据置期間とする。 ○ 利率は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合には据置期間中は無利子とし、その後は延滞の場合を除き年1.5%とする。

4 被災者生活再建支援金支給計画

「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給

(1) 対象災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害で、次のいずれかに該当する場合

ア 「災害救助法施行令」第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した舞鶴市域に係る自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した舞鶴市域に係る自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した京都府域に係る自然災害

エ 京都府内でア又はイの被害が発生した場合に、その自然災害により舞鶴市域（人口10万人未満）において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

オ ア～ウまでに規定する区域のいずれかに隣接し、その自然災害により舞鶴市域（人口10万人未満）において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

カ ア若しくはイの市区町村を含む都道府県又はウに規定する都道府県が2以上ある場合に、その自然災害により舞鶴市域（人口10万人未満）において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

(2) 対象世帯及び支給限度額

(1)の対象災害により住宅が全壊した世帯又は住宅全壊世帯と同等の被害を受けたと認められる世帯に対し、次表の区分に該当する額を限度に支給する。

※ 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

対象となる被災世帯	支給額
①住宅が「全壊した」世帯	100万円 (単身世帯 75万円)
②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯	100万円 (単身世帯 75万円)
③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯	100万円 (単身世帯 75万円)
④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）	50万円 (単身世帯 37.5万円)
⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）	—

※ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支給金）

住宅の再建方法	支給額
建設・購入	200万円 (単身世帯 150万円) ⑤は100万円 (単身世帯 75万円)
補修	100万円 (単身世帯 75万円) ⑤は50万円 (単身世帯 37.5万円)
賃借（公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）	50万円 (単身世帯 37.5万円) ⑤は25万円 (単身世帯 18.75万円)

5 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金支給計画

(1) 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金の交付

大規模自然災害により生活の基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限り早期に安定した生活を取り戻すため、舞鶴市は被災者住宅の再建等を行う者に対して、その費用の一部について地域再建被災者住宅等支援事業補助金を交付する。詳細は、要綱により定める。

(2) 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援融資の周知

大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援融資について、京都府及び関係金融機関と協力して周知を行う。

6 国税・府税の減免等

国及び京都府は、被災者に対し、関係法令及び京都府条例により、国税・府税の減免等の緩和措置を実施する。

(1) 国 税

ア 納税期限の延長

被災者に対して国税の申告、申請、請求等書類の提出、国税の納付を行う期限を延長する。

イ 徴収猶予・減免

被災者に対して所得税及び給与所得に対する源泉所得税の減免、徴収猶予を実施する。

(2) 府 税

ア 納税期限の延長

被災者に対し府税の申告、申請、納付納入等の期限を延長する。

イ 徴収猶予

被災者に対し1年以内において府税の徴収を猶予する。また、やむを得ない理由がある場合には、さらに1年

以内の延長を行う。

ウ 減免等

被災者に対し、被災状況等に応じて各種府税の減免又は納入義務免除等を行う。

7 生活福祉資金等の貸付

一定の条件を満たす被災した低所得者世帯等は、生活福祉資金等の融資を受けることができる。舞鶴市民生児童委員連盟、舞鶴市福祉事務所及び舞鶴市社会福祉協議会は、これを援助する。

(1) 生活福祉資金（災害援護）

実施機関	京都府社会福祉協議会、舞鶴市社会福祉協議会
協力機関	舞鶴市民生児童委員連盟
貸付対象	被災低所得者（被災によって低所得者となった者を含む。）

(2) 母子寡婦福祉資金

実施機関	京都府
貸付対象	被災母子世帯（被災によって母子世帯となったものを含む。）

(3) 被災身体障害者に対する補装具の交付等

実施機関	京都府、舞鶴市福祉事務所
協力機関	舞鶴市民生児童委員連盟
給付等の内容	災害によって補装具を破損若しくは流出した人に対する修理又は交付 災害によって負傷又は疾病にかかった人の自立支援医療の給付

8 独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構の災害復旧住宅融資の対象となる災害の場合、融資希望者に対し借入れ手続きの指導等を実施するとともに、当該融資が円滑に実施されるよう制度の内容について周知を図る。

9 罹災証明書の交付

舞鶴市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住宅等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、平常時から住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部局を定めるとともに、災害発生時に従事する担当者の

育成、業務を総括する指導者の養成、住家被害の調査及び罹災証明書の発行訓練の実施、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等、応援の受入体制の構築等を計画的に進め、業務の実施体制の整備・拡充に努めるものとする。

さらに、災害時には、被害の規模と比較して体制・資機材が不足すると見込まれる場合には、速やかにほかの地方公共団体や民間団体への応援要請を行う。

市は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して舞鶴市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、京都府に対し必要な支援を要請するとともに、調査・判定方法について、ノウハウの提供等を依頼する。

罹災証明書の交付に必要な手続きは次のとおりとする。

(1) 交付の担当部署

罹災証明書の交付事務は、調査班が担当する。

(2) 交付の手続

調査班は、個別調査結果に基づき被災者台帳を作成する。罹災証明書の申請があった場合には、被災者台帳で確認の上交付するとともに、その旨を罹災証明書交付簿に記録する。

なお、被災者台帳により確認できない時は、申請者の立証資料に基づき現地調査を行い、罹災証明書を交付する。

(3) 証明の範囲

罹災証明書は、次の事項について証明する。

建物	<input type="radio"/> 全壊 <input type="radio"/> 大規模半壊 <input type="radio"/> 中規模半壊 <input type="radio"/> 半壊 <input type="radio"/> 準半壊 <input type="radio"/> 一部損壊 <input type="radio"/> その他
----	--

(4) 証明手数料

舞鶴市災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合は、罹災証明の証明手数料を徴収しない。

(5) 罹災証明の様式

罹災証明の申請及び証明は、所定の様式により行う。

10 郵便物の特別取扱等

災害が発生した場合、被害状況並びに被災地の実情に応じて、市域の各郵便局において、郵便業務にかかわる災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

(1) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、郵便法及び郵便法施行規則に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(2) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、郵便法に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令に基づき、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(3) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、郵便法施行規則に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

11 被災者台帳の作成

舞鶴市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第2節 中小企業等への融資

災害により被害を受けた中小企業及び農林漁業者に対し、京都府及び舞鶴市は、災害復旧に必要な資金の融資を実施する。

1 被災農林漁業者に対する復旧資金の融資等

(1) 天災融資法等に基づく災害資金の融資等

天災による被災農林漁業者等に対し、再生産確保のため、経営資金及び事業資金の融資、利子補給等を行う。

(2) その他、京都府を窓口とする各種融資

2 被災中小企業に対する復旧資金の融資等

(1) 日本政策金融公庫資金の貸付け

(2) 商工組合中央金庫資金の貸付け

(3) 京都府中小企業融資制度

(4) 信用保証協会に対する保証能力の充実

第3節 相談窓口の設置

大規模災害の発生等により、市民からの問い合わせが多くなった場合は、市役所内等に災害相談窓口を開設する。

災害相談窓口においては、行方不明者の受付、罹災証明書の発行、市税等の減免、仮設住宅への入居申請、応急修理の申請、医療相談、生活相談等の舞鶴市が実施する災害対策業務の受付案内のほか、金融、保険等の相談を実施する。

実施にあたっては、舞鶴市社会福祉協議会、舞鶴市民生児童委員及びその他の関係機関の協力を得るものとする。

第4節 風評被害対策

舞鶴市は、京都府や国等の関係機関と連携し、発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、その災害による影響等について、迅速かつ的確に広報すると共に、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を執るものとする。

第2章 災害復旧事業の推進

災害復旧事業の実施にあたっては、民生の安定、社会経済活動の早期回復を目指し、被災の防止に配慮した復旧事業を迅速に実施する。

第1節 公共土木施設災害復旧事業

河川、海岸、砂防施設、治山施設、道路、橋りょう、港湾、漁港等について災害発生の原因を追求し、関係機関との総合的連携のもとに迅速、適切な復旧事業を実施する。

第2節 農林水産施設災害復旧事業

- 1 農地、農業用施設、漁業用施設、林業用施設、その他共同利用施設の復旧については公共土木施設災害復旧事業計画に準じ実施する。
- 2 事業主体は、一般に舞鶴市、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合等であるが、必要に応じ、京都府から復旧事業の推進についての技術的指導を受ける。
- 3 被害の規模が大きく、しかも復旧に高度の技術を要する場合は、実情に応じ京都府の事業として実施する。

第3節 都市災害復旧事業

都市計画区域における街路、公園等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。また、復旧にあたっては都市環境の設備、都市の防災構造化の推進を指導する。

第4節 上水道・下水道災害復旧事業

上水道・下水道については、特に市民の日常生活と密接な関係があるため早期復旧を促進する。

第5節 公共用地災害復旧事業

行政的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

第6節 住宅災害復旧事業

市民生活の安定を図るため、公営住宅法第8条の規定に基づき迅速、適切な公営住宅の建設を進める。

第7節 社会福祉施設災害復旧事業

- 1 施設の性格上、緊急に復旧する必要があるため、国及び京都府その他関係機関との連携を図り、早急に対応する。
- 2 再度の災害を防止するため、設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

第8節 公立医療施設、病院等の災害復旧事業

市民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため、迅速、適切な復旧計画によって早期復旧を促進する。

第9節 学校教育施設災害復旧事業

児童、生徒に対する適切な教育を実施するため、迅速、適切な復旧を促進する。

第10節 社会教育施設災害復旧事業

施設の性格上、緊急に復旧する必要があるため、国、京都府及びその他関係機関との連携を図り、早急に対応する。

第11節 文化財等の復旧計画

被災地に存在する文化財については、現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧計画段階から埋蔵文化財所管部局とその取扱いについて協議する。

第12節 その他の災害復旧事業

迅速、適切な復旧計画により早期復旧を促進する。

第13節 災害復旧事業に係る舞鶴市の財政措置

災害復旧事業を行う場合においては、国の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

1 地方債

- (1) 歳入欠陥債
- (2) 災害対策債
- (3) 災害復旧事業債

2 地方交付税

- (1) 普通交付税の繰り上げ交付
- (2) 特別交付税

3 一時借入金

- (1) 災害復旧事業貸付金（京都府）
- (2) 災害応急融資（近畿財務局）

第3章 激甚災害の指定

大規模な地震・津波等、著しい被害を及ぼした災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）の指定を早期に受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と早期復旧に努める。

第1節 激甚災害の指定

激甚法に基づく災害の指定を受けるため、京都府に対して積極的に協力して災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

また、早期に激甚災害の指定を受けられるように、京都府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第2節 激甚法に定める事業

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者社会参加施設災害復旧事業
- (9) 知的障害者養護施設災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症予防施設災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業
- (14) 湛水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

4 その他の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 舞鶴市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (5) 水防資材費の補助の特例
- (6) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (7) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (8) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- (9) 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第4章 災害復興対策計画

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて国により緊急災害対策本部が設置された場合、被災地の迅速かつ円滑な復興を図るため、次の事項を実施する。

1 復興対策本部の設置

国により緊急災害対策本部が設置された場合は、舞鶴市は、市長を本部長とする復興対策本部を設置する。

2 大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「大規模災害復興法」という。）に基づく復興計画の策定

復興計画の作成にあたっては、以下の事項に留意して策定する。

- (1) 国の復興基本方針及び京都府の復興方針に即して作成する。
- (2) 京都府と共同して作成する。
- (3) 公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置を講じる。
- (4) 復興協議会を組織する。

3 都市計画の決定又は変更の代行要請

大規模災害復興法に基づき、都市計画に係る事務の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認める場合、その事務の遂行に支障のない範囲内で、都市計画の決定又は変更の代行を京都府に要請する。

4 災害復旧事業等に係る工事の代行要請

大規模災害復興法に基づき、災害復旧事業等に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要と認める場合、その事務の遂行に支障のない範囲内で、都市計画の決定又は変更の代行を京都府に要請する。

5 職員派遣の要請

舞鶴市長は、大規模災害復興法に基づき、復興計画の作成のために必要がある場合、関係地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請する。

また、舞鶴市長は、復興計画の作成のために必要がある場合、京都府知事に関係行政機関又は関係地方行政機関の職員派遣のあっ旋及び府の職員派遣のあっ旋を求める。